

市民科学通信

04 2025 No.59

【シリーズ；世界の今と人びとの暮らし①】

高野秀行著『謎の独立国家ソマリランド』（集英社文庫、2017年）

と『酒を主食とする人々』（本の雑誌社、2025年）を読む・・・中川在代・・・02

【千年の愚行】止めましょう、北陸新幹線延伸計画・・・ひとりごと・・・04

近況短信：ファンタジーにある「老い」・・・宮崎 昭・・・06

－団地タクシー奮闘記「運転志願の人たち」の巻（29）

【シリーズ】資本主義の現場を広告の仕事体験から考える（4）・真島正臣・・・08

－大量生産の住宅産業バブル時代に競合広告社へ転職－

共生地域社会とは何か・・・塩小路橋宅三・・・12

【新書散策の旅（シリーズ第23回）】

『社会人の生き方』から学ぶ・・・宮崎 昭・・・15

【徒然生活3】株主総会について思う事・・・岡崎昭彦・・・20

【注釈】M・ウェーバーの「教職の自由」論・・・重本冬水・・・21

－ドイツ帝国下での「学問の自由」をめぐる闘い－

日本におけるフランクフルト批判理論の受容と展開（2）・・・日暮雅夫・・・29

ドイツ連邦議会選挙（2）・・・照井日出喜・・・35

－グレゴール・ギジ・インタビュー

「われわれの社会は危険に曝されている」（上）－

ベルリン・プログラム 2025（1）・・・照井日出喜・・・40

【連載；企業と戦争③】 企業経営と戦争責任、その3・・・重本冬水・・・46

－「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任－

人民主権について・・・竹内真澄・・・54

権力について ー覚え書きー・・・竹内真澄・・・57

ルーマンの人間像について ーはじめてのルーマン入門ー・・・竹内真澄・・・68

パーソンズの「理論構成の問題」について・・・竹内真澄・・・75

ビルドゥングス・コスト Bildungskosten について・・・竹内真澄・・・78

尾ひれは付くのか？ 未来社会構想の大切さ（3）・・・青野豊一・・・83

－どこに問題が鮮明に現れているか？ 未来の「縮小社会」は、

夢の社会の到来ではない－

「トランプ」という問題・・・中村共一・・・94

－テリー・イーグルトン『アメリカ人はどうしてあんなのか』が問うもの－

2025年4月28日 発行

発行：NGO 市民科学京都研究所

事務局 E-mail: sigemo.nao@gmail.com

【シリーズ；世界の今と人びとの暮らし①】

高野秀行著『謎の独立国家ソマリランド』（集英社文庫、2017年）と『酒を主食とする人々』（本の雑誌社、2025年）を読む

中川在代

「ともいき塾」にどう関わっていくか思案、従来は新刊書頼みのテーマ設定で、一貫性がなく、内容紹介に終始し、掘り下げることができなかった。今回は、現下の世界情勢に鑑み、「世界の今と人びとの暮らし」をシリーズで探ってみようかと思えます。市民の視点で発言をし、参加者が増えることを願っています。

《『謎の独立国家ソマリランド』》

ソマリアは「長期に破綻国家状態に置かれている国の典型」、「武装勢力が群雄割拠した結果、全土を実効支配する政府が消失し、事実上の無政府状態が長年にわたって続くことになった」、「世界で最も腐敗が深刻」と記されています。「アフリカ経済開発論」としての考察が必要と思われまます。

そのソマリアを高野氏は2009年と2011年に探訪、その後も1～2年ごとに訪れています。ソマリランドはソマリア連邦共和国から1991年独立（ソマリアの北西部にある未承認国家）、人口350万人、人種はソマリ人（ジブチ、エチオピア、ケニアにも居住）、宗教はイスラム教、首都はハルゲイサ、通貨はドル（ホテル、電話代、車など）とソマリランド・シリング（ロンドンで印刷し空輸）、商品の9割は中国製、一応雨季はあるが乾燥地です。

気質は傲慢で荒っぽく個人主義、思考や行動が早いという根っからの遊牧民です。午前中は活発に動きますが、13～17時は全く働かない。店は閉まり、人・車は見かけない。町中には動物が群れています。

産業と呼べるものはなく、収入は家畜の輸出とベルベラ港の関税、あとは海外からの送金頼みです。個人支出の多くは覚醒物質のカート（植物）に消えます。政府は治安の維持のみです。

独自に内戦を終結し、複数政党制による民主化に移行、普通選挙により大統領を選出し、治安が維持できています。2024年には政権交代もありました。

長老院 — 世襲的な氏族の長、氏族の人口比で議席配分、議員54人。政党による議会、誰もが参加可能、政党は3つのみ、10年毎に政党を選ぶ選挙が行われます。4年毎の選挙で大統領、各政党が候補者を出し、最大3人から国民が選びます。

政治は政治家に任せ、氏族はそれを監視し欠点を補います。氏族は武力を持たず、国家で唯一武力を持つ政府軍は政治に関与しない。

未承認国家で移動の自由がなく、偽装難民として欧州を目指し犠牲になることが多い。

《『酒を主食とする人々』》

「酒を主食とする人々」が住むのはエチオピア南部の大地溝帯、高野氏は2023年9月末から2週間無報酬でロケに同行、トラブル続きの果てのルポです。

特別自治区デラシャの酒はパルショータ、ソルガム（イネ科）粉を原料に発酵2回、1カ月がかりで仕込み、各家庭で水で薄めて、大人も子供も、朝から晩までみんな飲みます。食事と水を兼ねたスーパードリンクで、煮炊き不要、日光にも傷まない。

病院を訪ね医師の話を知ると、人々の健康状態は良好で、体格よく筋肉質も多い。肝疾患、糖尿病、高血圧はむしろ少なく、子供の栄養失調も少ない。入院中の患者も妊婦も飲んでいきます。

ソルガムは乾燥に強い。雨は少なく降り方も不定期、平地が少なく土質も豊かではない。発酵させて栄養補給する暮らしを選びとってきたのだとのこと。

世界は広い、多様な暮らしがあると再認識させてくれる本です。

（なかがわ すみよ）

<事務局付記>

ともいき塾；5月4日（日）14:00～（冬水文庫にて）。

※以下の図と写真は『ウィキペディア（Wikipedia）』の「ソマリランド」より



ソマリランド共和国の位置
（西南に接しているのがエチオピア連邦共和国）



首都・ハルゲイサ



独立記念碑



国会議事堂

【千年の愚行】

止めましょう、北陸新幹線延伸計画

ひとりごと

京都仏教会からも声があがりました（末尾に署名用紙を添付します）。

古くから地下を流れる水流に人の手、力を加える事は傲慢で予想外の危険を伴う事になりかねません。推進派からの説明は、その都度変わり、延伸計画に使われる費用と時間はふくれ上がり5兆円、完成には30年を要し、工事中に出る想像を絶する残土、その処理の問題、すべてが曖昧で、住民不在のまま進められてきました。これだけの費用と時間をかけてでも必要な物だとは、とても思えません。

たかが少しだけ早く移動ができるという事が大切だとも思えません。

今すべき本当に必要な事は明らかに別にあります。

子供達の為、打ち切られようとしているさまざまな支援、

止めましょう!! 正しい判断を!!

京都仏教会からインターネットでの署名も可能です。

是非、多くの方の署名、お願いします。

追記—イベントのお知らせ—

「通信」18号、30号で掲載されましたドイツカフェみとき屋さんで5月11日（日）11時頃よりクラフト市が開催されます。5月の山は藤の花でしょうか。美しいです。

（ひとりごと）



営業時間

木・金・土の12時～17時

軽食（ケーキ、ドイツ風のスープ、焼きソーセージなど）

ご予約・問い合わせ（みとき屋）

南丹市日吉町胡麻障子畑 18-1

電話：0771-74-1375

e-mail: gomaschau@yahoo.co.jp

HP//blog.mitokiya.com/

内閣総理大臣 石破茂 殿
国土交通大臣 中野洋昌 殿

「京都が京都でなくなる」北陸新幹線延伸計画の見直しを

現在、政府与党は北陸新幹線延伸「小浜・京都ルート」計画を推し進めようとしています。しかし、このルートは、丹波山地（含：丹波高原国定公園）を貫く長大な山岳トンネルと京都市街地の大深度地下トンネルで構成される予定です。京都北山では河川や井戸の水枯れが、市街地では地下水位低下や地下水脈の途絶、地盤沈下・陥没が予想されます。また、膨大なトンネル残土（2000万㎡）にはヒ素が含まれ、河川や地下水の汚染も大いに危惧されます。

全体の80%がトンネルとなる小浜・京都ルートは、豊かな地下水に育まれた食文化や世界遺産を含む数多くの国宝や重要文化財を擁する京都を台無しにし、「京都が京都でなくなる」計画であります。トンネルの耐用年数はたかだか数十年。そのトンネルによって京都の1200年の歴史と未来が揺らごうとしています。京都仏教会としてこの最悪の延伸計画を到底看過できるものではありません。

尊い自然は決して人の支配の対象ではなく、本来は敬いながら共存すべきであるという仏教の教えにも著しく遊離するこの計画は「千年の愚行」であり、京都仏教会は断固たる決意の下に計画の白紙撤回を求めます。

令和7年2月
一般財団法人 京都仏教会
理事長 有馬頼底

ご署名欄 ぜひご署名いただき「小浜・京都ルート」北陸新幹線延伸計画見直しの輪を広げよう!!

お名前	ご住所	お名前	ご住所

こちらのスマートフォン用「QRコード」からでも
ご署名いただけますので、ぜひお願いします！



近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「運転志願の人たち」の巻—(29)

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年 77 歳になるキャリア 7 年目の老人です。タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老)相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。坂道があるから余計大変です。「開業」して 12 年以上になりました。

この 2 月、3 月、団地タクシーの運転を希望する人が 3 名現れました。

一人目。No. さんは、4 月から兵庫県に移住する男性で、以前から団地タクシーの様子は見知っていて、いつか乗りたいと思っていたそうです。「もっと早くから…」と反省しきりで一か月間漕いでいただきました。覚えも早く、住民とのコミュニケーションも密で、私など気恥ずかしいかぎりです。この団地の近くにお住まいでしたが、いわゆる職歴やこれからの生活をどのように設計しているのか、非常に興味があったのですが問いませんでした。アラン・ラッド主演の映画『シェーン』が頭に思い浮かびます。

二人目。Miy. さんは、この団地に長くお住まいの男性で、定年退職を機に、これからの生き方を真剣に考えている“前期高齢者”です。一人住まいですから、毎日の食事など「不便」を抱えているのですが、当座のそれよりも、これからの 20 年、30 年の人生設計に思い悩んでいるようです。シルバー人材センターに登録し、適当な仕事が見つかることを希望しています。でもなかなか見つかりません。ただ家で成すすべもなく好きな音楽を聴いているのではなく、少なくとも社会のお役に立てればと思い、団地タクシーのペダルを漕ぐようになりました。一回(4 時間)800 円の弁当代も、わずかですが家計の助けになれば、と思っています。

3 人目。女子学生の Mi. さん。どこかから情報をえて、団地タクシーに興味をもったそうです。法政大学の「タマボラ」(多摩地区のボランティア活動の通称です)とは全く関係のないルートでの接触です。不意を打たれた感じですが、直接本人と面談し試乗・試運転をしてもらいましたが、予想に反してすっかり経験豊富な運転手に変異しました。驚きです。年度替わりの「履修届」があつて、4 月以降のスケジュールもバイトのシフトも決まったといい、やる気満々です。大いに期待しています。

§

私の役割なのですが、運転手の確保、スケジューリングは一苦勞です。それぞれの事情に応じて運転日を設定しなければなりません。前もって予定を組んでいても、電車が不通で来れなくなったり、急に体調を崩したりして、当日の朝になって連絡が入る場合があつて、その時は私が急遽ピンチヒッターで入ります。ある意味、常時待機を迫られるわけです。臨機

応変に対応したいのですが、団地内に居住している運転手は私を含めて 2 名なので逼迫しています。もう一人は御年 78 歳ですから無理を言えません。つらいところです。

一方、学生さんは一見して伸び伸びとしているようにみえます。団地タクシーに高齢者を乗せ、荷物も運んで喜んでもらい、それが楽しいと言ってくれます。頼もしくありますが、彼らもそれぞれ悩みや問題を抱えています。

この 4 月から教職課程を履修するので、しばらく団地タクシーの運転はできないと残念がる Su 君。就活で有利になると思ってボランティアに参加したものの、どうも団地タクシーの運転が苦手で苦痛に感じている Ni 君。横浜から通学した後、団地タクシーの運転をしている Ho くんは、朝起きるのが苦手で、何回も遅刻しています。ついでながら私はといえば、通学で市バスを利用していたのですが、1 時限目の授業には間に合わないことが日常化し、遂に大学まで歩いて 5 分のアパートに引越しました。自分でも驚きましたが、朝寝坊はより深刻になり、午前中講義の単位取得は皆無になりました。Ho 君は、頑張っているのです。

そんな Su 君、Ni 君、Ho 君ですが、ほかに Mi 君、Se 君という先輩がいて、目標となる手本を見せてくれています。学業や資格取得のための時間、さらにはアルバイトで自分の生計を立てるための時間、それに加えてボランティアの時間が加わるわけですから、そんなに楽なはずではないと思います。でも、にもかかわらず、笑顔が絶えません。それは、はじめに紹介した社会人の No さん、Miy さんにも共通する話です。

§

ボランティアについては、ナチス・ドイツの「国家労働奉仕団」や日本における「勤労奉仕」—現在の「勤労感謝の日」に“勤労”の語が残っている—という負の遺産があります。「自発的」という名で国家によって強制されたボランティアです。「国のため」「天皇のため」に行われるわけですから、社会にむけたボランティアではありません。

団地タクシーの運転を進んでやってくれる人たちは、何よりも住民の喜ぶ姿を自己の喜びとしています。よく指摘されている「承認」の重要性です。学生の皆さんは「社会参加」の一歩として、定年を迎える社会人は途切れそうな「社会とのつながり」を再生する意義があります。私も大いに勇気づけられたのですが、暉峻淑子さんはこう言っています。

「また健康長寿の秘訣は、社会的活動を活発にして人びとと交流すること…長寿にはこれまでは食事と運動が大事だといわれていましたが、健康長寿の秘訣はむしろ社会とのつながりを持つことであるということが改めて示されたのです」（『承認をひらく』岩波書店、2024 年、35 頁）。

さすがに学生さんは、「健康長寿」に意識が及ぶことはないでしょう。でも、歌手で俳優の杉良太郎氏が被災地や刑務所に出向いてボランティア活動を熱心におこなっているのに対して、「売名行為だ」と非難する心ない人がいますが、杉さんは「悔しかったら売名行為やってみろ！気持ちいいぞ！」と切り返しています。これには拍手を送ってくれますよね。

* 本号に掲載の「新書散策の旅（シリーズ第 23 回）…『社会人の生き方』から学ぶ…」 「市民科学通信」第 59（4 月）号）を併せて読んでみてください。

* 「団地タクシー」は、八王子市内の UR 大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

（みやぎき あきら）

<シリーズ> 「資本主義の現場を広告の仕事体験から考える」

4 回目 大量生産の住宅産業バブル時代に競合広告社へ転職

眞島正臣

はじめに＝戦後の住宅政策は、国からの供給が中心であったが民間供給へ大きく変わった

戦後の住宅難時代を政府が支援した歴史があった。「一世帯一戸」という住宅提供をめざしていた。「1950年に住宅金融公庫設立、1951年に公営住宅法制定、1955年には日本住宅公団が設立され、「三本柱」ともいえる政策手法が制度的に確立する。」（注1）「三本柱」が国民に浸透した支援の具体策であった。高度成長期以降の住宅政策の転換を政府・公共機関が民間企業の事業を支える「バックアップ型」と名付ける官民型が生まれる。（注2）主に民間の関連業者がチームを組み、建設から販売までのプロジェクトによる推進を担う体制の中に、広告代理店の人容も参加させられた。そうした時代に住宅産業の仕事に携さわった記録が今回のテーマである。長い時間をかけて、知らず知らずの間に、住宅産業に専念する広告制作者のプロフェッショナルといえる存在になった。今振り返れば、自覚される足跡である。毎日新聞系のM年社が倒産し、生き残りを掛けた職場であったが朝日新聞系のA広告社も不動産広告の経験者を求めている時期で、幸運にも転職できた。多様な業種の広告制作の仕事とかわったが「不動産広告」とは、定年まで関わることになった。時代の趨勢に乗せられていたようである。

1, マンション販売にかかわる人材と組織、運用、プロジェクトチームづくり

マンション販売における広告業務の仕事に関係したのは、最初に八年勤務したM年社の後半の時期であった。調査部門の水準が高く、彼らの導きで取組み方法を修得したように記憶する。何を述べたいのかというと、同僚たちは、「不動産広告」のノウハウを早くも極めていたのである。

A, プロジェクトチームの主体＝売主という名称になるが、資金を提供する企業のことである。B, 販売会社＝経験からすると当時は、設計、施工とともに、販売要員も参加というHA谷川工務店のようなメンバー参加になることが多かった。C, 設計＝大型マンションを手掛ける場合、ニュータウンのような街づくりの要素が入る場合は、都市設計会社も参加するなどケースにより変わる。阪神間の邸宅に小型マンションが建てられる場合などは、個性的な設計家が選ばれる事例を体験したことがある。D, 施工＝大手ゼネコンと呼ばれるような企業が手掛けることが多い。OO組と呼ばれるような建設会社の施工になることが通常である。E, マネージメント、マーケティング、販売促進ツール作成＝販売会社と広告代理店が仕事をする領域である。F, 金融機関＝消費者がローンを利用するために協力銀行などがチームに必須の機関となる。

2, マンション販売に関する販売促進ツールの作成

マンション販売で消費者に手渡される広告物は、任意に作成されたものも当然あるが、不動産取引には、必須のものとして、作成される。建築物に関する説明書（物件説明書）＝パンフレット①は、建物の完成予想図などをカラーで表示するので、しっかりした印刷物に

しなければならない。住居の間取りの俯瞰図なども、高額物件になればなるほど価値観を高める描き方になる。建築図面集②＝間取り図、敷地配置図、建物各階平面図、建物断面図などカラーではなく2色刷りのような印刷物がパンフレットと一緒に袋に入れて手渡される。袋にはマンション名、マンションプロジェクトに参加の企業名などが印刷されている。広告代理店の仕事は、パンフレットを基本ワークに、販売時に配布するチラシ、中刷り広告、看板など統一感を演出して作成する役割がある。新聞広告、電波CMなども一手に引き受けて制作する。忘れてならないのは、販売の中心価格帯に当たる間取りの実例を具現化し、建築するモデルルームの作成に協力することも毎回、当たり前の仕事である。

3、不動産広告の実践的戦略の基本について

体験からの意見であるが広告代理店のマーケティング部、調査部は、同じプロジェクトチームに参加しながら、仕事の領域は、全く異なる。販売地域の競合物件の売れ行き調査、購買層の調査などを依頼され、新しいマンションの販売価額の値付けの実施にまで役割が及ぶ。根拠あるデータというが大袈裟に聞こえるかもしれないがプロジェクトチームにおける販売を好調にしなければならないので、すこぶる慎重であった。説得力のある調査をすれば、売主側からも信頼を寄せられていた。消費者の購買心理を掴むのがマーケティングであるが、マンション建設地の買い取り地価をベースに販売戦略を組み立てる。すべからく、健全なものになった。広告におけるデザイン表現のセンスの良さは、当然、必要であるが設計、法律、関係ある数値に「嘘」はつけない。マンション内に建設される児童公園などの施設も完成予想図に嘘は描けないのである。消費者からの問いに、答える説明責任が求められるのである。不動産事業の活発化と消費者の購入の際のビジネス行為の「正しさ」追求は、この時代にスタートした。大雑把な言い方になるが、街の不動産屋というものは、それまで信頼性がなかったといえよう。地元に着し、それなりの老舗も存在したのであるが。

4、販売取引と広告表現の関係

テレビを見ていても、奇想天外な切り口から商品販売に結び付けるCM表現に舌を巻くほど感心することがある。CMにおいても、商品分野の違いにより、正確さを求められるものとそうでないものがある。不動産広告の場合は、公明正大という要求に縛られすぎると、感情に訴える表現は、出来にくくなる。社会ルールとして守るべきこと留意していた事項を挙げてみる。後に触れるが、当時のマンション販売は、新聞紙面の広告にしても、折込チラシにしても、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞の発行部数と読者層の住む地域などの差異を考えて、販売戦略が計画された。マンションデベロッパーという資本家とマスコミ媒体活用により、いかに購買客を掴むか、「HOW TO SEEL」の知恵を絞っていたか明らか実態が存在していたのである。もともと所属していた広告代理店は、毎日新聞系であった。発行部数競争に追いやられる状況であった。朝日新聞は、読者層が阪神間に多く住み、不動産広告には、最適の媒体だといわれた。毎日新聞系は負けていた。

①何が訴求ポイントか＝A、立地、B、駅までの距離、C、広さ、価格、D、生活環境

先に上げたプロジェクトチームの会議で討議する内容の代表的な項目で、どれを第一訴求に掲げるかは、いわばコンセプトを討議するということになる。

A、立地＝阪神間の伝統ある住宅地の場合、「御影」「芦屋」など地名をアピールするだけで注目を得られた。一戸建て住宅志向の強い当時の傾向において、マンション販売は、阪神間のブランド性の高い、立地を得て始まった。よく知られたように、伝統ある住宅地は、快適さが違っていた。

B、駅までの距離＝初期の不動産広告は、「駅から歩〇分」という表示に偽りがあると騒ぎが起こり、表示を正す指導が、公正取引員会などから行われた。歩数が異なる個人の測量

では誤差が出ることになる。駅までの距離に基づき、何分という公正な表示が求められるようになった。

C、広さ、価格＝同じ最寄り駅の物件で、駅までどちらが近いかは、第一の比較ポイントである。競争物件より、価格を下げるか、中心の間取りの広さをアピールするなど、差異を生み出し、消費者に選択肢を提供する。日々の通勤、通学は少し時間が必要だが広い間取りを選ぶなど消費者の価値観の違いにより購買の意志決定が別れる。

D、生活環境＝日常の買い物、通学、病院などの施設への便利さなども大事な売り込み要件になる。また、マンション敷地内に緑地と児童公園などを計画することにより快適な住環境が生み出されているか購入の際の判断材料になる。『豊中』のマンションを担当したことがあるが日々の買い物などにも便利で、中学・高校・大学と名門校が揃っているような熟成された街は、希望される可能性が高い。

②表示義務と公正取引員会の審査、新聞社の審査

先に、最寄り駅までの距離の表記が重要であることを述べたが、不動産売買に必要な表記を満たしているか、建築許可を取得しているか、公正取引委員会へも届ける必要があった。消費者には知られていない業界ルールであった。また、各新聞社の広告部で、事前に審査してもらい許可を得ることが業界の申し合わせであった。新聞社により、審査基準が異なり、審査にパスしないと掲載されない。

③希望物件が多数重なった場合は、抽選会を開く＝マンション生活を始めるという購入希望者は、社宅や、平屋建ての公共住宅から脱出したいという住宅革命の時代の始まりであった。誰もが希望する南向きのバルコニーというような間取りは、早く売れるタイプということになる。販売者側は、抽選により、購入を決めさせる販売方法を取らざるを得なかった。HA谷川工務店販売部のような経験を積んだ人材が熱心に推進し続けたのである。

4、大手企業の工場跡地活用などで、住宅市場が活気づいた

都心に住み、通勤に便利な立地に住宅を購入したいというニーズは、現在まで継続する消費者の基本的な要望であろう。考えてみれば、当時は、幸いなことに集団住宅を建設できる敷地を企業が保持していたケースが多かった。都市の中心から少し距離があるが通勤には、問題ないという立地は、元々は工場だったという記憶がある。淀川に近い大阪下町の『歌島』というマンションが確か、そうだったかと思う。また、GN是不動産の『塚口』のマンションを担当したが、GN是本社の繊維関係の工場跡地だったと記憶する。敷地が広く、緑地計画も行き届いていた。敷地に恵まれた時代だった。

最近の都心の住宅事情をテレビ番組（注3）の「玄関開けたらトイレ!?シン・狭小住宅事情」の取材で知った。「都内の不動産の高騰が続く中、シン・狭小住宅が急増している。部屋全体で5～7畳しかない狭小アパート。広さより、築浅、駅近、トイレ・シャワー別にこだわるなど、若者の優先順位が変わってきているという。」番組の終わりには、「過熱する土地の仕入れ競争」を取材していた。なんとという厳しい住宅事情であることかと若者層を気の毒に思えた。家賃は、東京都心であるから1DKでもかなりの金額である。

5、マンション販売において追求された確実な集客手法と販促の<コスパ>

マンション販売を通じて自己の仕事の足跡を振り返った。最近の広告事情について、ネスレ元社長の発言がネットに掲載されていた。「CMに何十億円投資しても売上も利益も変わらない」かつてキットカットのCMを中止したネスレ日本元社長・高岡浩三氏が考える“テレビCMの価値”「『広告しないと商品が売れない』は時代遅れ」（注4）高岡元社長の発言に刺激を受けた賛成意見も否定意見もネットの表面に登場していない。私は、ネスカフェのような嗜好品の広告の場合、消費者の生活になくってはならない商品というものでな

いので、広告投下の効力が狙い通りにならない事例もあると思う。

私の経験したマンション販売は、「地域マーケティング」の領域で、広告を打つと、販売中のモデルルームに問い合わせの電話や訪問客のリアクションがあるので、広告を打ったが消費者からは反応がないという状況は、あまりなかった。当時の住宅購入希望者は、真剣であった。

販売会社の営業マンは、問い合わせの集計を行っており、抽選会の日までの申し込み件数まで、予測が立つというのが優良物件の進捗のあり方だった。マンション全体の販売価額の設定プランを提案するのは、我々の会社の調査部の役割だと前述した。全体の販売計画から販促費、広告費も予算枠が立てられており、極めて合理的な進行行動であった。転職したA広告社の系列会社であるA折込広告社は、的確な新聞折り込み広告の投下ができるように、独自の媒体計画機械を工夫して作り上げていた。国勢調査データーと住宅地図を組み合わせた住民のプロフィールが予測できるデーターである。地域マーケティングにおける大袈裟に言えば、有り難く、便利なツールである。

広告計画がいくら綿密でも、目標通りに販売が成功するものではない。しかしながら、市場領域の違う商品において、多額の広告投下を実施していた、例えばネスレのように海外の本社企業の指令を受けながら効率を求められる膨大な販売促進の管理は、厳しいだろうと察する。視聴者は、いくらセンスが良くても、見慣れたCMに注目しないようになる時期があるのが理解される。私は不動産広告が湧きあがるがごとく注目された時期に仕事をしたので、企業側と消費者の乖離した状況を経験せずに過ごせた時代だったと思う。現在、オールド・メディアとして信頼性を喪失しているといわれるが広告媒体としての新聞、テレビの親密度は、若い層から失われていっているのかもしれない。

後に、高価な高層マンションが都心の一等地で開発されるようになり、パンフレット、ポスター、CM表現がレベルアップしたものに变化していった。私は、次元の異なる企画とクリエイティブ力が要求される高層マンションの販売にはかかわってこなかった。今回は、取り上げなかったが工場に隣接したマンションで売れなかった物件を、販売会社の工夫と根気つよさに付き合っ完売したような事例も経験した。「団地」、「建築物」、「個人住宅」、「山小屋」、「コテージ」などへの関心は、元々持っているもので、仕事とは関係なくマンションや一戸建てには、興味があった。もう一度、80年代、90年代との比較で、現代の住宅市場を考え直してみるのもいい時期なのかもしれない。

取り上げる機会がなかったが「「住」への欲望の歩み」（『欲望の戦後史』石川弘義著、廣済堂（注5））において政府の住宅対策への不満が如実にデーターを挙げて説明されている。「他の経費を減らしても住宅のほうに予算をまわすべきだ五八パーセント」（前出資料63頁）切実な要望を石川弘義氏は、追求し続けてこの章を記述している。国民の願望が聞き入れられなかったから、マンション購入へも自由選択の一つとして、マーケットが拡大したのであろう。現在における、私の推論である。

<後注>

（注1）「戦後の住宅政策に学ぶ」

<https://aluken.com/articles/detail.php?ATID=114&SEID=>

（注2）前出に同じ。

（注3）『所さん！事件ですよ』（2025年4月12日）

（注4）ネット情報 <https://www.moneypost.jp/1254251>

（注5）『欲望の戦後史』石川弘義著、廣済堂出版、昭和64年刊）

（まじま まさおみ）

共生地域社会とは何か

塩小路橋宅三

2010年、共著で『共生地域社会と公共経営』（晃洋書房）を刊行した。今からわずか15年ほど前のことであるが、経営学と言えば企業経営が対象で、金儲けのハウツーやそれに対する批判の経営論ばかりの時期であった。実務家やコンサルタントによる実務を重視した実証的なものは、経営学書というよりも経営書で、書籍店での売れ筋であった。一方、売れないけれども分厚い書籍として箱入りハードカバーで書棚に鎮座していたのが、ペダンティックな手法の市民とは無縁ともいえる「学術」書であった。経営学の泰斗ドラッカーは企業経営とともに非営利組織の経営を早くから経営学の範疇に加えていた。金儲け論と言われることに抵抗のあった企業経営者などが、ドラッカーの経済セクターとともに公共セクターや社会セクターを重視することに経営学として共鳴しつつブレイクした。それは日本での傾向であったが、しかしながら公共団体の経営は制度論の行政学の範疇で、非営利組織の市民による共生経営は社会学の範疇にて、日本の経営学においては空白分野であった。それをいいことに俗流のコンサルタントなどは、公共事業も金儲けのひとつとした伝道師としての公共経営論を展開していた。その流れは今も続いているが、そこに一石を投じたのがこの『共生地域社会と公共経営』で、地域での経営を経営学の範疇として、理論と実践を目指した書であったと考えている。「バラバラで一緒」の地域社会づくりを市民目線で論じている書でもあった。

従来の企業経営論を経営学として市民的豊富化した共生経営論と、社会的に拡張した公共経営論を展開しようとした本書は、従前の営利企業を対象とした企業経営学とともに、非営利組織での市民事業経営学、さらに制度を論じる行政学を人間的側面からアプローチする行政経営学の三位一体こそが経営学の内実とした。このことはアメリカ経営学のドラッカー所説を待つまでもなく、ドイツ経営学規範学派においてニックリッシュの共同体論などにもその端緒が見られる。つまり、営利企業などは組織の派生的な一形態であって、本源的な経営は家計にあるとするもので、経営学が決して金儲け学でないとする根拠はここにあると言える。本書は個人が組織を通じて社会に働きかける行動を、地域社会においての実践科学として映し出そうとした画期的な論点であったと考えている。そのことを突き詰めれば、専門的に細分化したために、市民生活と遊離した学術性に対するオルタナティブとして、風呂敷を広げることによって市民との協働における理論と実践を可能ならしめることであった。

そこで「共生地域社会」か「地域共生社会」かという論点になる。現在では地域共生社会という表現が一般的であるが、共生地域社会にこだわるには理由がある。共生地域社会の反意は共死地域社会で、金儲けの企業経営論が侵入し出すと地域社会も共死になると考えるゆえである。現実に施設やマンションといった狭い地域については、そこでの清潔と安全は金儲けの対象となっている。当然として利潤極大化の法則が支配することとなる。これが拡大されれば、アメリカ並みのゲートドコミュニティに発展する可能性もある。資本主義が未来永劫続くのであるならば、この商品のカネで買うことも何世代も続くことであろう。そうであったとしても「金の切れ目が縁の切れ目」である。ここにきて政治家の考える「地域共生社会」は、本来政治的課題である公助の受け皿として地域社会が担ってもらおうという無責任な発想で、今なお「新しい公共」や「新しい資本主義」として「共死地域社会」に誘い込もうとしている。弥縫的に人手不足を外国人労働者への規制緩和で凌ごうとしていることなどはその典型である。そうではなくて地域社会を支える人材不足に有効な手立てが必要なのである。政治家がしなくてはならないことは、「資本主義市場経済」から「人間主義連帯社会」へのスムーズな移行である。個人の異質な価値観を認めつつ連帯を喚起することである。

「新しい資本主義」と称して政府の行っている施策は、時代錯誤的な金儲けに適する環境づくりでしかないと言わざるを得ない。それは現実策ではなく弥縫策に過ぎない。教育を通じて経済成長に役立つ能力を「社会人基礎力」などと呼んで、競争心を煽るようなことは、そこでの勝ち組しか価値がないとした危険な発想である。大学入試のように全員が勝ち組にはなれずに、必ず負け組が存在する負の価値であることを肝に銘じておかななくてはならない。一人の取り残しも認めない社会的利益の追求こそが本筋なのである。その担い手である市民団体の育成は喫緊の課題であるといえる。制度疲労した資本主義企業では金儲けのための不祥事が「腐った果樹」から「腐った果樹園」の様相を示している。そして企業内の人間関係は人権を無視したようなハラスメントが横行している資本主義の末期的状況なのである。資本主義経済とは不可解な貨幣経済に問題の元凶を有している。現金と預金が貨幣経済の主役であることは間違いないが、キャッシュレスの現代では銀行口座の数字のプラスマイナスで経済が回っている。銀行は何もないところから信用にて預金を創り出し、実体のないところから数字における債権を創り出すことが可能なのである。企業はその見せかけの数字を貨幣として物資を購入することができるシステムである。経済を回しているのは現金ではなく実体のない数字なのである。その見せかけの数字を企業本来の目的に投資せずに株主に還元し続けられれば、必ず破綻する時期が到来する。経済学では恐慌と称する中学生でも理解できることが真綿で首を締めるとく進行している。いずれ貨幣の所有が意味を有しない社会が到来すると考え続けられているが、それは資本主義の終焉を意味するのである。わずかな資産を所有する庶民も資本主義の延命に保守的になっているために何とか秩序が保たれている。

現代の資本主義企業の経営においても「適材適所」か、「適所適材」かが話題になるが、資本主義に組み込まれたくない非営利組織でも同じことがいえる。「適材適所」とはやってくれそうな人がいて仕事を割り当てることであり、多くの非営利組織はそのことを原則としている。したがって、組織としての総合力を考えれば得意の仕事に必ず割り当てられるとは限らない。経理とパソコンのリテラシーが必要な場合、経理が一番できるスキル所持者でも、顔ぶれによってはパソコンをやってもらうことになるかもしれないのである。一方、「適所適材」とは仕事ごとにふさわしい人を探し、高い業績を残せる人を割り当てることで、場合によっては外部に人材を求めることもあり得る。つまり、その仕事に一番適した者を配置するシステムなのである。昨今では資本主義の延命としてジョブ型人的資源管理が注目されている。非営利組織のようにボランティアとしての限られた地域人材の活用を前提とすれば、前者の「適材適所」で担当分けをするか、できる者が一人で何でもやることにならざるを得ないこととなる。つまり、何でもできる器用貧乏みたいな人が重宝されるのである。まちづくりに関してはこの器用貧乏な人材を育てることが行政の仕事で、地域で活躍すべきなのは地域人材であって行政の職員ではない。行政は地域で活用される職員を評価するべきで、決して活躍するスーパー公務員ではない。つまり、地域の人材情報を一元化し、他地域と連携して複線的に活躍できる地域の公共人材を育成し把握しておかなくてはならないのである。言い換えれば、前述の器用貧乏な人材を数多く地域に育てなくてはならないのである。しかしながら、そのような取り組みを積極的にしている行政の噂をいまだに聞くことがない。

本当の意味での自治体とは共生地域社会である。自治体と称すると行政単位で考えてしまうが、そのような人為的な領域での自治は本当の意味での自治体ではない。行政の決めた町内単位の自治会も本当の意味での自治体ではない思える。本当の意味での共生地域社会とはかなり難解な概念と思えるが、少なくともNPOなどの市民団体の事業が支える地域の共生社会が近い概念と考える。そこでの市民事業に資金と労役を投資ができるかが最大の問題である。資本主義社会のように不確実で不安定な未来に投資するよりも、こちらのほうが確実性が存在すると考えるが、資金や労役を投資するとなるとどうしても経済合理性で考えてしまうのである。つまり、少ない資金や労役提供で大きな見返りを求めるのである。共生地域社会とは助け合いの継続性ある互酬社会を地域に作ることなのであるが、補助金や助成金頼りの行政の安上がりな請負先になってしまうのが現状である。

(しおこうじばし たくぞう)

新書散策の旅（シリーズ第 23 回）

…『社会人の生き方』から学ぶ…

宮崎 昭

現在の日本社会は、過去の歴史から得た教訓に背中を押されて、ともかくも「民主主義社会」の看板を掲げることになりました。民主主義的な社会ですから、そこには自由、平等、そして人権が尊重される社会であることが謳われています。

前回（新書散策の旅（シリーズ第 22 回）…『死刑賛成弁護士 犯罪被害者支援弁護士フォーラム』から学ぶ…）で取り上げた「死刑囚」の話のなかで、凶悪殺人犯を生む社会的背景にもっと踏み込むべきではないか、という論点を紹介しました。その意味では、死刑囚は「一人前」の「社会人」になれなかった人たちであり、社会の仕組みのなかに穴が空いているのか、ひびが入っているのか、機能不全という“落とし穴”のなかに陥った人たちでした。

改めて、社会人になるということの意味と課題を考えてみたいと思います。

<「社会人」という曖昧さ>

一般に「社会人になる」という場合、大学などを卒業し就職する際に語られることが多いですね。しかし、かつて中学を卒業して「金の卵」と呼ばれる人たちもいたし、高校や専門学校を卒業し、あるいは夜間の定時制で学びながら働く人たちもいます。農業や家業を継いだ人たちに「社会人になった」とはあまり言いません。就職という「就労」への道は多様です。また、その年齢も一様ではありません。改めて「社会人」とは何かと問われると、すぐには答えられない私があります。

私が躊躇しているわけは、いわゆる「一人前」ということとピッタリ重ならないからです。もうだいぶ以前の話ですが、“米一俵を担げるようになれば一人前”と言われた時代があったとのこと。もう子どもではない、立派な大人になったということでしょう。学歴（学校歴）を問われない農業社会での話で、これは漁業の漁師社会にも通じる話です。

さて、暉峻淑子[2012]は、「公認されている社会人年齢」のいくつかを指摘しています。年齢からみるとどうかということ。す。

まずは「成人」です。2022年4月から従来の20歳から18歳に引き下げられました。併せて、国民投票法の改定により18歳から投票する権利も持ちました。ところが、「喫煙や飲酒が20歳以下では認められないことや、契約の当事者になれないこと、それに伴って損害賠償責任も生じないことなど、20歳を境として、はじめて社会的に責任能力を公認されていることが多い」（5頁）という事情があります。加えて、「男子は18歳、女子は16歳になれば親（片親でもよい）の同意を得て、結婚できるが、20歳の成年に達すれば、親の同意がなくても結婚できる」（同上）となっています。しかも、どういう理由からか、「少年法の適用は20歳に満たない者となっているにもかかわらず、罪状によっては、16歳以上は検察官に送致されて責任を問われ、検察官による刑事事件なみの扱いを受ける」（同上）ことになっています。

こうなると「未成年」という表現もおぼろげになり、一般に言われる「大人になる」ということが何を意味しているのかが漠然とします。これが法的に認知された社会人の年齢規定です。もちろん、歳を重ねれば自動的に社会人になるわけではありません。いわば、マナビ、

ハタラキ、アソビを通じて社会のネットワークに参加するのですが、それは平坦な道ではありません。

<「ひきこもり」という社会からの疎外>

年齢で社会人であるかどうかを判断するのは、たしかに法的には重要な基準です。しかし、実際の生活に即して考えると、年齢は二義的であって、就学（マナビ）、就労（ハタラキ）、交遊（アソビ）の三つの活動が基本的な基準になってきます。

「『一人前』が容易ではなくなった社会」、「生きづらい社会」である現在に注意をうながす禹・沼尻 [2024] によれば、その象徴的な現象が引きこもりの多様化です。とかく若者、青少年のひきこもりが話題になるのですが、実際は想像を超えて深刻です。

驚くべきは、専業主婦や家事を手伝う人のなかでも、ひきこもりが存在していることである。そして、初めてひきこもりになった年齢も、若い時とは限らず、全年齢層に遍く分布していたことである。ではなぜひきこもりになるのか。そのきっかけは、多かった順に、「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」であった。こうして一度ひきこもると、5割近くの人が7年以上にわたって苦労を重ねることとなる。一方、ひきこもりは男性が多いとされるが、それも正しくない。内閣府の調査では男性の比率が高いが、2016年の豊中市の調査では女性の比率が上回る。実際に女性のひきこもりは数多く存在し、年齢も高齢化が進んでいるという（2-3頁）。

社会へと開かれたはずの就学、就労、交遊への扉が閉じられているか、開けづらい状態にあることが原因です。

ちなみに、私が住んでいる団地では高齢化が一段と進み、一人暮らしの高齢者が少なくありません。地域内の相互扶助のネットワークがかろうじて機能しているのですが、それでもひきこもりの独居老人がいて、最悪の場合孤立死につながっています。

このことは社会が社会として正当に機能せず、社会と切り離されたところで、「自己責任」を基軸においた「解決」や「処理」が図られていることを意味しています。社会人を「社会の一員として社会をともに作りあげていく個人」と定義する暉峻 [2012] は、「浸透した自己責任論」の困って来たる理由を教育の在り方に求めています。

<社会に背を向け、個人の姿勢だけを問う教育>

社会のなかで生きていくためには、他者との交流、コミュニケーションが不可欠です。ところが、「自分の意見を相手にわかるように述べる学習さえ、教育の中で重要視されていない。つまり意見表明権が教育の中で育てられていないのである」（131頁）と、暉峻さんは言い切っています。第一の問題点は「頑張ればできる」という教育（16頁）のあり方です。頑張るか、そうでないか、それは子どもたちの“やる気”“姿勢”の問題であり、あくまでも自己責任の土俵のなかで決着が付けられます。

第二のそれは「長所を伸ばすという教育でなく、欠点を直すという教育ばかり」（17頁）だということです。教師はある基準に基づいて欠点を指摘し、その改善を求めることに傾注します。典型的には、「正解」は常に教師の側にあり、「誤答」は生徒の側にあって正されなければならない負の課題になります。生徒本人は「負」の側面を指摘されて、その“改善”に自己の関心と努力が求められるわけで、教師だけでなく生徒の家族も追いつめてしまい、いよいよ、自己の内面に閉じ込められ自己肯定感を持ってないでいます。日本の若者の多数が、この自己肯定感を習得しないまま「就学」「就労」「交遊」の社会への扉を開けようとしているのです。

「社会性は経験を通してしか確かなものにならない。知識は経験を整序し、経験は知識に対する視点を提供する。いくら知識だけ教えても社会性を育てることはできない。日本の教育の弱点はそこにある（190-191 頁）、と厳しい断定です。

そもそも、人間は社会的動物として生まれてきたと言います。典型的で驚くべきことなのですが、「語彙爆発」という事象があります。言葉、応答という基本的な社会性が乳児の段階で形づけられてくるのですが、次のように説明されています。

子供は生後 16 か月ごろから、「語彙爆発」といわれる時期を迎え、一週間に平均 40 語も語彙を増やし、6 歳児にもなると 1 日に 20 語も語彙を増やしていきます。

そして世界中の子どもは 5~6 歳になるまでに流暢な母語を話すようになります（暉峻 [2024]75 頁）。

暉峻さんは「…自然から授けられた人間の社会人としての潜在能力は、なんと素晴らしいものではないか。そう思えてくる。

社会人であることは難しいことでも特別の努力を要することでもない。それは人間の本性に従って生きる、生き心地のよい生き方なのだ」（暉峻 [2010]227 頁、と述べて、いわば「社会人」賛歌を謳い上げています。たしかに、生後まもなく社会への扉が開かれているわけですから、「特別の努力を要すること」ではないはずなのですが、しかし行く手には難事、難題が待ちかまえています。たとえば、ビジネスの世界に蔓延する差別と人権侵害の問題です。

<会社人間になった社会人>

暉峻さんは「言葉が社会的人間の重要な属性の一つであるように、労働もまた、社会的人間の重要な属性である」（101 頁）と言っています。

その意味でも、就職するということは社会人になるための試金石になると思います。学生であった時、それはある意味自己決定権が優位な立場にあったのですが、ひとたび企業もしくは会社に就職した直後から、自分の身の処し方が他律的になります。自己の労働力を商品として売り渡すからには、買い手の企業なり会社の意志を拒否することはできません。身もふたもない言い方ですが、それが現実です。ともすれば、はなはだしい人権侵害、過労死という“殺人”さえも起こります。悲しいことに、それが会社の同僚であったりしても見て見ぬふりをされてしまい、「助けて」もらえないこともしばしばです。

最近問題になっているフジテレビでの人権侵害は、ある意味、日本の体質的で構造的な問題事例だと考えられます。伊藤 [2025] は次のように指摘しています。

その象徴的な例がジャニーズ問題だった。ジャニーズ事務所（現・スマイルアップ）の性加害の被害者は BBC 報道のはるか前から声を上げていたが、大手メディアはこれをほぼ黙殺する一方、自社や系列テレビ局にジャニーズタレントを登用し続けた。国連ビジネスと人権作業部会は、2023 年夏に行った訪日調査後の記者会見で「日本のメディア企業は数十年にわたり、この不祥事のもみ消しに加担した」と関連企業の責任を厳しく指弾した（viii 頁）。

ここに晴れてタレントになった青少年が、企業の論理によって著しい人権被害を受けていたことが、事後になって、しかも外国メディアの指摘によって明るみになったということも深刻に受け止めなければなりません。国家や資本の権力を監視し、国民に知らしめる責任をもつ報道機関の体たらくです。こんどは、ジャニーズ問題の発覚から時を経ずして、人気タレントによる女性アナウンサーへの性加害事件です。教訓として受け継がれていません。

テレビ局だけの問題ではありません。一般の企業でも、取引相手との夜の接待に女性社員

を指名する例は、珍しいことではありません。社会人、特にあこがれのアナウンサーになったのに、自分の性まで売り物にされる口惜しさと苦しみには測りがたいものがあります。これは担当者の個人的な性癖によるというよりも、日本の女性蔑視、女性差別の社会的で構造的な要因によるものです。

伊藤さんは、「日本社会全体、あるいは業界全体に根強く残っている人権に関する構造的な課題は、一社だけでは対応が難しいことが多い。業界共通の課題は、業界全体で取り組みを進めるのが効果的だ」（169 頁）と言っています。また、「人権問題はあらゆる部署で、同時並行で発生する可能性がある。だから、可能なかぎり、同時並行で取り組み、『誰一人取り残さない』ことを追求すべきだ。そのためには、『人権』の担当部署だけで問題を抱え込まないことが重要だ」（同上 168 頁）と念押しするのも当然です。

<ではどうするのか>

伊藤[2025]は、積極的な姿勢を保持しながら前向きな発言をしています。

「企業担当者のみならず、広く市民や学生、政府関係者にも役割を果たしてほしい、との思いで本書を執筆した。企業の取引連鎖と何らかの関係がある人は、この社会を変える影響力と責任があると考えからだ。

企業が他人を人とも思わないやり方で人を搾取し蹂躪し、差別する社会は、誰にとっても危険な社会であり、次のターゲットは自分かもしれない。

そんな生きにくい社会を変える力を私たちは持っている」（同上 vi 頁）。

さらに、こう付け加えることを忘れていません。

「企業の人権尊重責任は、国際的な人権基準（2011 年に国連で採択されたビジネスと人権に関する指導原則など一宮崎）に基づく必要がある（指導原則 23）。担当者のみならず、役員研修、全社員向け研修を実施するなどして、国際的な人権基準に関する共通の理解を醸成することが必要だ（同上 164-165 頁）。

こういうビジネス界に、学生を社会人として送り出すことには大きな不安を覚えます。ですから、伊藤さんが力説するように、国際的な基準に基づいて人権保護を企業に求め、監視する必要があります。たとえば、「人権デュー・ディリジェンス」実施の構成要素はこうです。

- ① 実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること
- ② その結論を取り入れ適切な措置を講じること
- ③ それに対する反応を追跡検証すること
- ④ どのようにこの影響に対処するかについて知らせること（同上 56 頁）

これはあくまでも目標であり、実践課題です。これを日本の企業が真摯に実行するかどうかは未知数です。やはりというか、日本の取り組みは国際基準に照らして低水準にあるという評価をえていることから、企業の行動を見守るだけでは不安が残ります。伊藤さんが言うように「広く市民や学生」などの力が必要になります。そこが暉峻さんの主張している「社会人の生き方」に通じる話になります。

* 作家の江上剛さんが、過去の苦い体験を吐露し「隠蔽せず自ら問題に光を」と書き遺しています。

旧第一勧業銀行の総会屋への利益供与事件が 1997 年に発覚した際、広報部次長でした。それまでの僕は、不祥事を隠すことが組織を守ることだと疑わなかった。あの事件でその考えは百八十度変わりました。…（略一宮崎）…「隠蔽は誤りだ」と確信を持ち、会長や頭取に公表を迫りました。

僕は不正融資を知った時、「このままだと銀行がつぶれる」と直感しました。ですが取締役の動きは鈍かった。総会屋との関わりが長年の「慣習」になっていたこともあり、「たいした問題じゃない」くらいに軽く扱おうという姿勢も見られました。…（『朝日新聞』「耕論」2025年3月7日付）

<社会人から市民へ>

暉峻さんは明示的に述べているわけではないのですが、私たちは「社会人」として生きるだけでなく、そこから飛躍して「市民」になることを期待しているように思います。民主主義社会に不可欠な「社会人としてのシティズンシップ」（暉峻[2012]12頁）の重要性です。

就職が困難な若者たちが、自分の存在意義を社会が否定しているのではないかと思い、自己責任に駆られ、自分の「努力不足」を嘆いている若者たちを励ますように、彼らにシティズンシップを身に着けるよう訴えています。自分の利益や関心にばかり気を配るのではなく、「助けて」と訴える人たちへの関心や援助を志す「市民」です。「参加民主主義」の担い手を増やす課題でもあります。一步踏み出す前に、まず声を上げることから始めようというメッセージだと思います。

たとえば「市民活動」と呼ばれる自発的で社会的な活動があります。知らなかったのですが、私が住む東京・八王子で浅川の水質汚染を調査した市民グループの活動が紹介されています（同上74頁）。そこで挙げられている市民運動の「三つの原則」が印象的です。

- ① 自由な発言
- ② 徹底した討論
- ③ 合意の形成（同上75頁）

この三つが私たち「社会人」の不得手なシティズンシップといえます。繰り返しますが、学校教育で欠けているのがこの3点の経験です。

「一般市民が社会的事件に関心を持つことが国を動かす原動力になる」（同上67頁）とするならば、社会人がどのような「生き方」をするか、日本の命運をも決する重大事になります。「社会参加の代表ともいわれる選挙の投票率が低いことを知っていながら、多くの人が最も重要な社会参加のチャンスを有効に活用しようとはしません」（暉峻[2024]137頁）。市民活動は特別なことではなく、「主義者」や「アカ」がおこなう特殊で異常なことでもありません。日々の生活周辺に目をむけるなら、ジェンダー差別はもとより、「孤独な人、障害を持っている人、貧困に陥った人、介護の必要な高齢者、難病の患者、失業者、被災者など、自己責任という言葉があてはまらない困難を抱えた人が、世の中にたくさんいます（同上136頁）が、目を閉じなければ他人事とは思えなくなります。

話が飛躍しますが、最悪の反社会的な戦争を抑止する力も、この「参加民主主義」が図太く根を張ってこそ現実のものになるのだと思います。

（みやぎき あきら）

伊藤和子[2025]『ビジネスと人権—人を大切にしない社会を変える』岩波新書

暉峻淑子[2012]『社会人の生き方』岩波新書

暉峻淑子[2024]『承認をひらく 新・人権宣言』岩波書店

禹宗杵・沼尻晃伸[2024]『<一人前>と戦後社会—対等を求めて』岩波新書

【徒然生活3】 株主総会について思う事等

岡崎 昭彦

(ガイダンスカウンセラー・スーパーバイザー※1)

この時期、会員諸氏におかれては、ボランティアの役員等として年度総会等で忙しくされておられることでしょう。私は、市の財産区にある墓地を管理している霊園の管理委員会で書記担当役員として、忙しく日々を過ごしています。

さて、学部生の時、証券関係の授業（証券論）を受講していた。講義の一環で初めて大阪市内にある当時の大阪証券取引所を見学した。1977～8年ころの事であったろうか。当時は「場立ち」と呼ばれた証券マンが手サインを使って売買注文を出していた。「経営学部だと就職先は、金融・証券関係が中心になるのかな」と思っていたので、証券取引所で貰ったパンフレットに書いてあった手サインのまねごとをしてみたことが思い出された。授業中に担当教授は、「株主になったら、できるだけ株主総会に出席して会社側や株主の意見を生で聞いてみると参考になる」と言われていたので、後年、関西の会社の株主になったときは、株主総会に出席し、株主はどのような質問をするのか期待したものだ。その株主になった会社は、地元のハム製造会社で、総会では何も意見は出なかったこととお土産に自社製品をもらった事を記憶している。

昨年のトヨタ自動車の株主総会は、愛知県豊田市本社で開催された。量産に必要な国の「型式認証」を巡る不正発覚に対し、社長は「顧客と株主に心配・迷惑をかけていること、心よりお詫び申し上げます」という謝罪記事が新聞紙上に掲載されていた。同様の不正を起こした他の自動車メーカーの記事は見えていないが、取敢えず、トヨタ自動車は、株主総会を場所指定で開催し、不正の謝罪と今後の対応についての説明を行っている。証券論については、門外漢であるが、近頃、場所を指定しない開催方式が増加しているようである。株主の立場から思う事は、例えば、大学等における教授会や諸会議が議論を尽くさず、所謂「シャンシャン」で終わる事を望んでいるかの如く思えてならない。これは、かつて国立大学の学部担当専門職員に従事した経験や経営協議会等に事務方の陪席者として担当分野について、協議会委員である市長や知事経験者等の質問に対し、答えるために出席していたことから思い出された。

多くの会社がネットを利用した株主総会が主流となるならば、膿がたまっていくことにならないだろうか。株主提案権があるにしても、大株主と結託した会社側とそれ以外の一般の株主は無視され、これまで以上に株主総会が形骸化しないか心配である。

製造業の場合、現場の作業者とスタッフ部門とが乖離し、人的資源管理の現場管理者が経営者やスタッフ部門の管理者を一層支援する方向に向かっていくのであれば（例えば、親会社から子会社・孫会社に派遣された経営者・管理者のために）、ロボットと変わらないイエスマンとなってしまうのではないだろうか。これは、現在でも減少しているのに、製造業の製造部門に就職しようとする若者がいなくなるのではないかと心配である。

余談ではあるが、ダイハツ工業の子会社の社長をしていた高等学校の同窓生が一昨年会社を離れ、「現在、ほとんど会社に関わっていないので良かった」ということを高等学校の同窓会の幹事会で言っていた事が思い出された。

(おかざき あきひこ)

※1：（一般社団法人）日本スクールカウンセリング推進協議会認定資格

【注釈】M・ウェーバーの「教職の自由」論

—ドイツ帝国下での「学問の自由」をめぐる闘い—

重本冬水

本稿では、ドイツ帝国の下での「教職の自由」(Lehrfreiheit)をめぐるウェーバーの主張を取り上げ、その「注釈」(コンメンタール)を行います。前号の「大学人 M・ウェーバーの闘い」の続きです。なお、ここで取り上げるのは上山安敏他編訳『ウェーバーの大学論』(木鐸社、1979年)の第2章「学問の自由と教職の自由」です。以下、本書からの引用はページ数のみ記載します。

なお、この章の前半(39~48)は、M・Weber “*Die sogenannte "Lehrfreiheit" an den deutschen Universitäten*” (「ドイツの大学におけるいわゆる『教職の自由』」、Frankfurter Zeitung (フランクフルト新聞、1908年9月20日)の稿、後半(49~63)は、M・Weber “*Die Lehrfreiheit der Universitäten*” (「大学の教職の自由」)、Hochschul-Nachrichten (『大学情報』誌、XIX Jg. Nr.4(H.220)SS.89-91、1909年1月)の稿に関するものです。

《ウェーバーの問題提起》

第2回ドイツ大学教員会議(1908年9月27日~29日、於イエナ)での「教職の自由」をめぐる討議を前に、ウェーバーは「フランクフルト新聞」に論説を投稿し、「教職の自由」について次のような問題提起を行っています。

「(一)ほんとうに教職の自由は、この方面からのみ危うくされているのであろうか、(二)またとりわけ、そもそも今日われわれは、『教職の自由』という名で呼ばれるにふさわしいなものかを所有しているのであろうか」(41)。

「この方面」とは、「教権主義」(klerikalismus)、つまり「宗派を考慮して人事に介入する」ことを指しており、このことによる「教職の自由」の侵害をウェーバーは問題にしています。さらにウェーバーの主張は大学において「教権主義から奪い取られるに値するほど本質的なものがまだ残っているのだろうか」(41)との問題提起も行っているのです。このことを上山[1979]の解題(以下「解題」)では次のように述べられています。

「ウェーバーは、もちろん他の大学教授たちに劣らず、『教職の自由』=大学の自治を尊重するわけではあるが、しかし、問題はそれが大学教授自身によって空洞化されていることにある、と見るのである。まさに、奪われるに値する教職の自由などないではないか、という問いを彼は大学教授たちにつきつけたのである」(40)。

大学教授自身による“「教職の自由」(大学の自治)の空洞化”の現実をウェーバーは捉えているのです。第2回ドイツ大学教員会議開催前に、ウェーバーは「フランクフルト新聞」に“ドイツの大学におけるいわゆる「教職の自由」”というタイトルの投稿を行い、自らの所見を公にしたのです。この稿の注でウェーバーは次のように述べています。

「私は、この会議に望みどおり出席して以下の所見を口頭で述べられるかどうか、まったくおぼつかないので、これをあらかじめ公にしておく次第である」(47)。

このように述べましたがウェーバーはこの会議に望みどおり出席し、「激しい議論を闘わせた」(48「解題」)のです。「教職の自由」は「大学教授自身によって空洞化されている」、「奪われるに値する教職の自由などないではないか」をめぐる議論です。この問題提起は2025年現在の日本の大学人会議(日本学術会議、日本科学者会議など)においても「激しい議論」を行うべきと私は思います。

《ミヘルス事件》

この「空洞化」の事例として、ロベルト・ミヘルス博士が社会民主党員であるため、アロンス法によって大学教授資格を取得できなかった事件をとり上げています。この法律は1898年に成立した「私講師懲戒法」で、社会民主党員であるベルリン大学物理学私講師レオ・アロンスの罷免のために制定されたことでアロンス法と呼ばれています（14～15「解題」）。

これについてウェーバーは、これまで国家の介入を免れている大学の〔私〕講師としての教授活動からも「政治的異端者が締め出されることに対して、・・＜略一冬水＞・・こうした状況は、『教職の自由』の反対物」（42）と述べています。

この法律によって、大学教授資格を取得できなかったミヘルス博士は、社会民主党員のままで、その後、イタリアのトリノ大学で大学教授資格を取得し講師となりました（43）。ウェーバーはイタリアにおける教授資格取得の条件について「わが国よりももっと厳格な学問的コントロールを受けているのだ」（43）と述べています。そして、「ドイツにおいて『学問とそれを教授する自由』が存在するとなどと今後はいわないでいただきたい」（46）と述べた上で、その理由をドイツ帝国における「いわゆる『教職の自由』なるもの」を次のように捉えています。つまり、先述の「奪われるに値する教職の自由などないではないか」という問題提起の中身です。

「ドイツにおいては『学問の自由』は、政治的および宗教的参内資格の限界内で存するものであって、その限界外では存在しないのである。あるいは、このことは、わが国の国家体制のもつ君主的性格と分かちがたく結びついているのかもしれない。それならそれでよい。もし事実なら、誠実にそれを告白していただければいいのだ。しかし、ドイツにも、たとえばイタリアのような国で自明のことになっているのと同じの、学問を教授する自由があるかのような自己欺瞞はなさないでいただきたい」（46～47）。

ドイツ帝国においてはもはや「教職の自由」なるものは存在しないというのです。1898年にアロンス法が成立しミヘルス事件が発生しました。大学教授資格が社会民主党員であることの故に奪われるドイツ帝国下の現実に対し、学問を教授する自由が大学人にあるかのような主張は自己欺瞞であるとし、さらに「奪われるに値する教職の自由などない」との主張です。また、ウェーバーはこの事態についてドイツ皇帝（君主制）およびプロイセン文部行政に対しての批判を新聞紙上で行ったのです。

《「教職の自由」論争》

「解題」では、イエナでの第2回ドイツ大学教員会議（1908年9月27日～29日）において「大学教師の信条嗅ぎをするような者は、ゴロツキだ！」（49「解題」）とウェーバーが叫んだことに対し、半官的な雑誌『大学情報』は、ミヘルス事件は「教職の自由を脅かすようなものではないことは明らかである」（49「解題」）との報道を行いました。これに対しウェーバーは、「特定の政治活動が教授資格取得の妨げとなるかどうかという点、ただこの点について照会しただけなのに、これに対して専門家が何週間も逡巡、審議したあげく、権威的に『かくあるべし』という答が帰ってきたということである」（50「解題」）と論評した上で、「招聘にさいしてのイエナ大学人の信条嗅ぎは、なにも社会民主党員にかぎったわけではなく、たとえば中央党の人びとをも含んでいるのだ」（50「解題」）と反論しました。また、1908年10月に『大学情報』誌は国法学者コンラート・ボルンバクの「大学の教職における社会民主党員」を掲載しました。その内容を『大学情報』誌編集局は次のような肯定的な説明を行っています。

「ボルンバクは、大学が学問の場であり同時に教育の場でもあること、そして国家の営造物であることを強調して、『自由な学問的研究の担い手としての大学教師の身分は、官吏と

しての身分、ならびに国家営造物における教師としての身分において制約を受けている』と説く。したがって、彼によれば、官吏たる教授だけでなく、私講師もまた、国家施設を利用しているのだから、青年が国家や教会の高級職に就けるように教育する義務を負うことになる。そこから、国家秩序を暴力によって転覆しようとしている社会民主党員は、私講師となることを許されないし、またたとえ公務外の行動であっても社会民主党員の信条を示す活動を行なってはならないという結論が引き出される。これは、決して『信条嗅ぎなのではなくて、国家、その元首、その憲法に対して永遠に誓約された義務の履行』だというのである（50～51「解題」）。

この大学が国家営造物であることの強調に対してウェーバーは次のように批判しています。「外国の官立大学の正教授には、たとえば社会主義者が、それも非常に過激な色彩を帯びたものが就いており、その中には、学問上令名をはせ国民が誇りにできる人物に数えられているものも少なくないのである。ドイツにおいては・・中略<冬水>・・『国家の敵』とみなされた人はおのずから不利な目にばかりあい、まして公安警察からみて『国家に敵対するもの』は、たいていの〔個別〕国家にある当局の監督権（教授資格取得以前の政治的素行証明、あるいはそれ以後政治当局によりなされる就任許可の確認！）を通じて講壇から締め出されるだけでなく、他から要請を受けなくても学部の方が公安警察の受託者としてふるまうのが普通になっているのである」（54～55）。

政治当局による監督権のみならず学部が公安警察の受託者（自らでするはずのことを他に任せる者・・冬水）になってしまっているとウェーバーは批判しています。そして、「しかし、われわれはこのような形式主義的な扱い方をまったく無視して、この『問題』をしかるべく、つまり文化問題としてとらえることにしよう！」（55）と呼びかけています。この「文化問題」とは何か、ウェーバーは次のように述べます。

「わが国の高等教育は教育一般と同じく国家の管掌するところとなっているが、それは、まったく明確な文化発展の所産、とくに一面では世俗化の、他面では何百年にもわたる国民のひどい貧困の帰結である」（55）。

この帰結に対し、ドイツにおいては「アングロサクソン諸国で非常に多くの卓越した大学の基盤となったのと同じほど強力な私的財団が成立しえなかったのである」（55）とし、「意のままに利用できる〔ほど大きな〕規模の大学用財源を事情に応じて調達できたのは、国家をおいてほかにはなかったからである」（55～56）と述べています。そして「大学制度の物質的基盤がこのように発展してきたことによって生ずるもろもろの影響の全体は究極的にどのように評価されるべきかという問題にかんしては、まだなにひとつ語られていないのであるが」（56）とも述べています。こうした大学の変化をどのように評価するかという課題をウェーバーは提起しているのです。ウェーバーの評価は次のような内容です。

「もし国家が、大学の物質的状況を左右することによってみずからの掌中に収めた権力を、文化上の任務の担当〔の手段〕と考えずに、大学に学ぶ青年に特定の政治的調教を施す手段と解するようなことにでもなれば、このような『国家』のもとで学問が享受する利益は、かつて学問が教会に従属していたときよりもよくなるどころか、かえって多くの点でもっと悪化することになるであろう。大学の自由と公平をこのように去勢してしまえば、節操ある人物の育成をいっさい抹殺するという帰結を招く。こうした帰結は、たとえどんなりっぱな研究所をもってしても、どれほど多数の受講生やどれほど多くの学位論文、受賞研究、受験成果をもってしても、とても埋めあわされるものではあるまい」（56）。

国家が大学の物質的状況を左右することによる権力に基づいて大学を政治的手段としてしまうならば、かつて教会に従属していた時よりも「学問が享受する利益」は多くの点で悪化することになると警告しています。ウェーバーは文化上の任務を担当する大学を国家が手段化すること批判しています。それは学問の自由と教職の自由の空洞化であり、さらに問題な

のは大学、学部自らがこの空洞化を進めており（他に任せることにより）、もはや「奪われるに値する学問の自由・教職の自由などない」との批判につながっているのです。このことは現在の日本の大学のおかれている現実でもあります。

ウェーバーは「国家」とは「政治状況に応じてそのときどきに支配する政治集団のことである」とした上で、つまり「政治状況に応じてそのときどきに支配する」存在に過ぎないとした上で、ここから発せられる「『国家に敵対的な教説』が大学から流布されるのを『甘受しておられるはずがなかろう』という好んで口にされる議論は、大学の教学一般の意味と本質にかんしてひとつの根本的な — もちろん否定できないことだが、大学の圏内にも見出される — 誤謬に陥っている」（56）と批判します。さらにそればかりか、国家・政府におもねる議論は「大学の圏内にも見出される」とし、そこにはもはや「奪われるに値する学問の自由・教職の自由などない」との大学批判につながるのです。

《無花果（イチジク）の葉》

この「教職の自由」論争にあたって、ドイツ大学教員会議での議論そのものに対するウェーバー批判の内容を次にとり上げます。

「イエナの第2回ドイツ大学教員会議で、教職の自由に関する種々の議論が出たが、このやっかいでしかも根底にかかわる問題をほんとうの意味で解明するのに役立つようなものはなかった。ここ数年来このテーマについて意見を表明されてきた数多くの方々と同様、この大会に集まった大学教員諸氏も、たまたますでに大学教師の座にある人びとにつきものの、あの『職業的利害』という重圧に、あまりにもどっぷりとつかっておられたからである」（51）。

「すでに大学教師の座にある人びと」の「教職の自由」は、「いわば『飽食暖衣の存在』とか『もてるものは幸いなるかな』とかいった人びとの理想であろう。このような人びとにとっては、学問の自由それ自体も、大学教師が公民としてもつ権利義務もさらさら意味をもたず、むしろ本音は、いったん就いた『社会的地位』〔から得られる力〕を存分に発揮するときだけは他人の容喙<ヨウカイ、横からの差し出ぐち・冬水>を受けたくないということにあるのだから。もちろんそれと同時にこの『自由』は、可能だとなればどんな専門分野であると問わず、大学の講義に特定の政治的色彩をつけておきながら、それをできるかぎり保持するための無花果（イチジク）の葉<恥ずかしいこと嫌なことを無害なもので隠す・冬水>の役割を果たすかもしれない。それどころか、この自由が教授資格取得志望者の節操をどれほど危うくしているかということは、ここでは示唆しておくだけで十分であろう」（52～53）。

ウェーバーは、すでに「大学教師の座にある人びと」の「教職の自由」は、「容喙を受けたくない」、「特定の政治的色彩をつけておきながら、それをできるかぎり保持する」ために用いられる「自由」であると批判します（このことはウェーバーの主張をめぐる価値判断論争にも関わる批判ではあるのですが）。ウェーバーはこれが「教職の自由」であるなら「奪われるに値する学問の自由・教職の自由などない」と言うのです。つまりこのような「自由」ならいらないと。また、それのみならず、これから大学教師の座に就こうとする教授資格取得（私講師）志望者にとって、このような「教職の自由」は志望者の節操を危うくしているのだとウェーバーは批判するのです。では「教授資格取得志望者の節操」を維持する上での「教職の自由」とはいったい何なのでしょう。

ウェーバーの「無花果の葉」という批判は大学官僚制化をくい止める核心的内容になると言えます。つまり「教職の自由」とは何か、それは「文化上の任務の担当」、「大学教師の公民としてもつ権利義務」、「観念的利益をまっさきに追求する」、「大学の道徳的重み」を意味しているのです。

《大学における「教職の自由」とは》

ウェーバーの「教職の自由」の内容を、私は戒律（大学人の守るべき規律）というべき内容として捉え、以下の7項目として整理しました。

1) 世界観を教えるはならない

「大学は『国家に敵対的な』ものであれ、『国家に友好的な』ものであれ、あるいは他のどんなものであっても、世界観を教えるはならない。大学は、信条教育を行なわなければならない営造物などではない」（57）。

2) 究極的・一般的前提まで分析せよ

「大学は、受講者に世界観を知ることを教える。すなわち、もろもろの世界観を心理的起源から解きほぐしたり、あるいはそれらをその思想内実と思想上の究極的、一般的前提にまで、つまりまさにあの、どんな世界観にも含まれている、もはや論証可能ではなくて信仰されるものにまで分析する〔所である〕」（57）。

3) 信仰や「理想」は当人に任せよ

「知識のみならず信仰や『理想』までも教え込もうとするならば、そのとたんに大学は学問的なものの領域をふみ越えることになるであろう」、「この問題を大学は当人自身の良心に任せる」（57）。

4) 明晰に思索できる能力を教える

「大学は、個々人が自分の志向の事実的条件を十分洞察できるようにしてやり、明晰に思索できる能力、つまり『自分が何を欲しているのかを知る』能力を彼に教えてやる」（57）。

5) 自己抑制の義務を果たせ

「もし大学が個々人に大学教師の個人的理想、たとえば教師の政治的見解（それが右または左に『過激』であれ、あるいは『穏健』であれ）を『学問』として聞かせようと欲するならば、大学はイエズス会派の付属学校の下に立ちこそすれ、寸毫も上に出ることはないであろう。この点では大学は自己抑制の義務を果たさなければならない」（57～58）。

6) 知的誠実さの義務を果たせ

「あらゆる『本物の』世界観がもっている、ひとつの要素、これだけは、大学がその本質上人生行路の餞（はなむけ）として受講生にもたせてやらなければならない。知的誠実さの義務、したがってまた自分自身についての仮借なき明晰さをもつ義務がそれだ」（58）。

7) 自らが格闘して獲得する

「他のすべてのこと、つまり自己の志向の内容はすべて、個々人が人生と格闘してみずから獲得しなければならないのである」（58）。

ウェーバーの「教職の自由」（大学人の戒律）の内容は以上ですが、これを行うのは至難の業です。だが、国家権力と大学官僚制化との闘いには、これらの「教職の自由」（同時に義務と責任）が必要であるとウェーバーは言っているのです。

《自己抑制と知的誠実さの義務》

「教職の自由」といっても、特にそこには自己抑制と知的誠実さの義務が伴うとウェーバーは強調します。

「もし大学教師が、たとえばなんらかの社会的要求の『正当であること』をあえて『論証し』ようとでもすれば、それは、彼がこの要求の『不当であること』を学問という手段を用いて『実証し』ようとする場合とまったく同様の思い上がった暴挙といえるであろう。両方も学問という手段をもってしては端的に不可能なのである」（58）。

そして学問が提供できるのは以下であると述べます（58～59）。

- 1) 社会的要求を、それ固有の内容にまで、そしてそれとともに、その要求の根底にある、もはや論証したり反論したりできない、究極的な信仰的確信・価値判断にまで分析するこ

と。

- 2) 次に、その要求の歴史的起源を攻究すること。
- 3) 続いて、要求を実現するための実践的な予備条件と、その実現に伴って将来生じうる事実上の帰結との研究。
- 4) 最後に、現在の発展がこの要求の方向にむかって動いているのかいないのか。またそれはなぜかということの確認。
- 5) 以上に尽きるのである。これらはすべて、真に「学問的な」問題である。

1) の「究極的な信仰的確信・価値判断」を是認したいのか・否認したいのか、また要求実現に伴う予備条件と帰結を甘受するつもりなのかどうか、これらのことを決断するのは、大学教師の義務なのです。だが、大学教師はこの問題を引き受けることはできないし、引き受けることは許されないのです。何故なら、これらの問題について、何ひとつ学問的に決着をつけることが出来ないからです(59)。この決断は義務であるが、学問的に決着をつけることは出来ないのです。ただ、このことを自覚せよとウェーバーは言っているのです。

にもかかわらず、「自己抑制の義務を果さず、大学に学ぶ青年を特定の政治的信条と世界観で教育する権能が、いやそれどころか本当にそうする義務が自分に課せられていると考える大学教師が少なからずいるのである」(59)とし、「こんなものは、さしずめ『信条教育』という基盤に立った『教職の自由』だといってよかろう」(60)とウェーバーは批判します。そして、このような「教職の自由」を拒むとしたら、「大学教師の任務としての信条教育も、大学教師たるための要件としての信条資格も誠実に拒まなければならない」のであるとし、「学問上の有資格者を『中央黨員』であるからとか『社会主義者』であるからとかの理由で冷遇する」ことは「『学問の自由』の下劣な凌辱とみなさなければならない」(60)と厳しく批判します。「特定の政治的信条と世界観」をもつことと「学問上の教授資格の有無」とをつなげることは「学問の自由」と「教職の自由」の「下劣な凌辱」であるとウェーバーは断じるのです。

《厳格な学問的自己抑制と「教職の自由」への問い》

ウェーバーは、われわれが教育の領域における「文化的統一」(政治的統一でも経済的統一でもなく)を欲するならば、「信条教育のことは種類を問わずすべて頭の中から放逐しなければならない」と言い、「講義室という秘密の小部屋の中でこそ、もろもろの理想の闘争において自分のとる態度を表明することをいっさい避け、自己の講壇を戦場と化さずに、自己の世界観とは異なる未知の世界観の歴史的、思想的理解の場となすように、とりわけ厳格に義務づけられているのである」(60~61)と述べます。

本稿の最後に、このウェーバーの厳格な学問的自己抑制についてのコンメンタール(特に「予備的考察」)7点を、私から読者の皆さんへの問題提起とします。

- 1) 「信条教育の放逐」について、「信条」とは一般的には「信仰の箇条。また堅く信じ守っている事柄」とされています。大学における「信条教育の放逐」とは、教会・寺院と大学の分離を意味します。政治信条も当然に放逐・分離されます。また学校教育における道徳教育も信条教育です。なお、ここでは大学に限定した特に「学問の自由」・「教職の自由」と「信条教育」との関連をウェーバーは論じています。
- 2) 「講義室という秘密の小部屋」という表現は、ドイツ帝国時代のドイツの大学における教師と学生の間を前提にしたものです。現在の大学の講義室は「秘密の小部屋」ではなく「公開の大部屋」です。演習室は「秘密の小部屋」かもしれません。いずれにおいても学生の自由な発言(反論を含む)は歓迎されていますが？
- 3) 今日の大学教師は、ドイツ帝国時代に比べ、自らの態度表明はいっさい避けるケースが

通常で一般的です（特に政治的課題について）。学生から態度・信条を聞かれてもはっきりと答える教師は少ないと思います。ウェーバーの言う積極的な意味づけでなく、教師自らの立場の保全のための意味づけです。よって今日の多くの大学教師には自らの信条表明の自己抑制の必要ありません。ドイツ帝国時代の大学教師に比べられないほど、今日では政権批判あるいは政治的信条を語る大学教師はごく少数です。「ザッヘ」（日常業務・仕事）に仕える大学教師が多くを占めています。大学官僚制化が進んだ帰結です。

- 4) 教師は学生から思想・態度を問われることがありますが、明確に答える or 答えられる教師はごく少数です。今日の大学教師の多くはウェーバーの言う「精神のない専門人」、「学術商人」（アカデミック・ビジネスマン）です。
- 5) ウェーバーが『プロ倫』で述べた「かつての思想や理想の力強い復活が起こるのか、それとも—そのどちらでもなくて—一種の異常な尊大さで粉飾された機械的化石と化することになるのか、まだ誰にも分からない」という官僚制化は大学にも進行しています。ドイツ帝国時代においてウェーバーは大学および大学人に思想や理想の力強い復活が起こることを求め・訴えたのです。ウェーバーのこの求め・訴えは、今日、一層重要です。
- 6) 「自己の講壇を戦場と化さず」というウェーバーの心配は現在の官僚制化が進んだ大学には起りえない事態であり、もしウェーバーがタイムスリップして現在の大学の講壇に立てば「戦場と化したい」という思いにかられるのではないか。現在、「マクドナルド化する大学」では「講壇を戦場と化する」気配すらありません。あるとすればアカデミック・ビジネスとしての戦場化のみです。アカデミック・ビジネス戦場で大学・大学人は戦いますが、文化の担い手の大学・大学人の闘いは終焉したのです。“論争よ、起これ！”と言いたい。
- 7) “死んだ大学”をどう生き返らす（蘇生させる）のか。このような問題をかかえた大学の現実を前にして、ウェーバーが再び講壇に立てば、学生に「檄」（思想や理想の力強い復活）を飛ばすのではないかと私は思います。

ウェーバーが求めるように大学の講壇では、「信条教育を放逐し」、「理想の闘争において自分のとる態度を表明することをいっさい避け」、「自己の講壇を戦場と化さず」、「自己の世界観とは異なる未知の世界観の歴史的、思想的理解の場」といった「文化的・思想的空間・時間」の場になることを私は切に願っています。つまりウェーバーのこれらの要求は、大学という「場」の存在（「学問の自由」と「教職の自由」）の普遍的意味づけ・価値づけからくるものであり、そこでの「自由」は「義務・責任」を意味しています。

だが、大学の官僚制化が進んだ現在、「学術商人」（アカデミック・ビジネスマン）と「死の商人」（デス・ビジネスマン）が跋扈する現実世界から、そのような「場」が果たして生まれるのだろうか。ウェーバーは悲観的・絶望的です。ウェーバーのアポリア（論理矛盾）です。だがそれは大学・大学人の現実です。

ここからなかなか抜け出せません。ウェーバーの大学論の解読の難しさです。ただ、未来の「隷従の容器」・「鉄の檻」というウェーバーのペシミズムは、大学も例外ではなく、むしろ顕著にみられもするのです。このペシミズムが今も鋭い問いとして迫ってきます。“大学人よ、闘え！”というM・ウェーバーの「檄」の声が私には聞こえてきます。

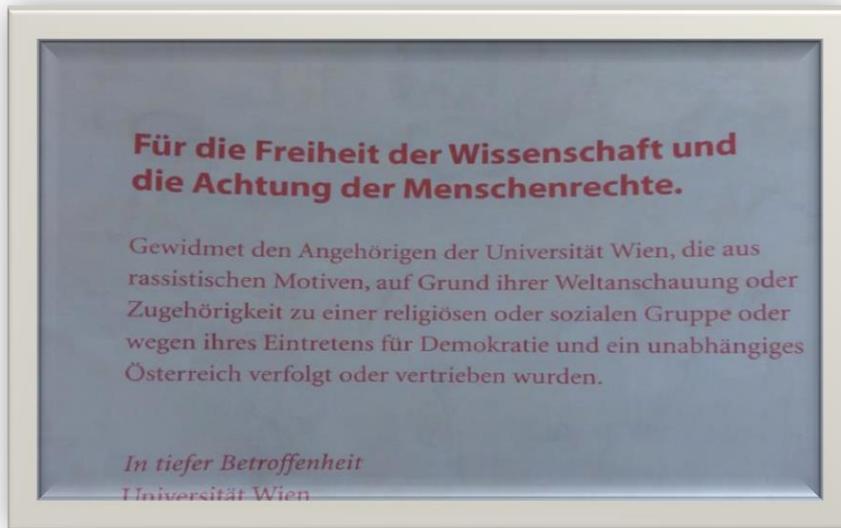
<後記>

ウェーバーの原書（独語）の翻訳は困難を極めるということは有名な話ですが、その故もあって、当然、翻訳本の方も論理が重層的に入れ子のようになっており、その解読の難しさをあらためて感じています。大塚久雄は『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（岩波文庫、1989年）の訳者解説の末尾で「ウェーバーの立場は多元論ですから、話の筋が非常に錯雑してきます」と述べています。私は「錯雑」（まとまりなく入り混じること）

ではなく「錯綜」（複雑に入り組むこと）と思います。今回、この「錯綜」を整理する試みとしてコンメンタール（注釈）の稿としました。だが「多元論」の故に、そこでの論理上のアポリア（多次元矛盾）は整理しきれません。だが、それがウェーバー社会科学方法論の明晰さと誠実さなのだと私は思います。

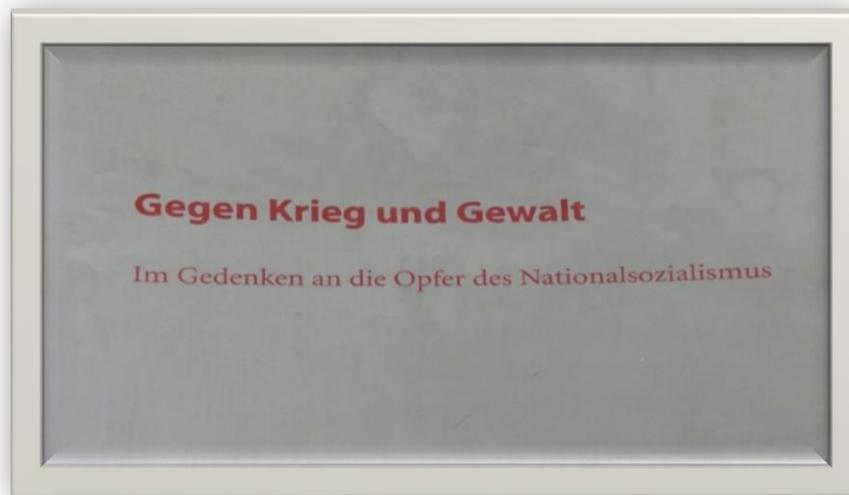
（しげもと とうすい）

<付記> ウィーン大学正面玄関の壁の銘文（2008年9月訪問）



“学問の自由と人権の尊重のために”

政治上および思想上の理由、宗教的・社会的な帰属性、民主主義への関わりによってオーストリアから迫害されたウィーン大学関係者に捧ぐ 心より ウィーン大学



“戦争と暴力に反対する”

ナチズム（国家社会主義）の犠牲者のことを想って

※これらの銘文はウィーン大学と大学人の義務と責任を心に刻み込むためと思います（重本直利『大学経営学序説—市民的公共性と大学経営—』晃洋書房、2009年、59～60ページより）。

日本におけるフランクフルト批判理論の 受容と展開(2)※

日暮雅夫

higu@fc.ritsumei.ac.jp

※本稿は、John Abromeit 編集の *The Internationalization of Critical Theory: Receptions of the Frankfurt School in Europe, the Americas and East Asia from the 1950s to the Present* に寄せた論文の日本語版として執筆しました。やや大きいので3回に分けて掲載し、今回は二回目です。アメリカの読者を想定しているので、言わずもがなのところも多々あります。また、今まで扱ったことのないものも今回書きましたので、皆様方のご批判・ご批評を乞います。

3、バブル経済とその崩壊——M. ホルクハイマーと Th. W. アドルノ 1975-1990

日本経済は、1985年のプラザ合意をきっかけに好調となり、1986年から1990年までバブル景気といわれる空前の好景気となった。実体経済から乖離した投機が行われ、株価や土地価格が高騰した。当時、山手線の内側の土地の全価格でアメリカ全土が買えると言われたほどであった。しかし1991年にバブル経済は崩壊し、その後日本は「失われた30年」と言われる長い不況に見舞われることになった。

この時代日本において、空前の好況を背景に、高度資本主義、大衆消費社会を文化的に肯定する言説があふれた。かつて学生運動の時代に「自己否定」が追求されたこととは大きく異なり、人々は、私的利益を追求し私生活の快楽を追求する「私生活主義」に至り、公共性や政治への関心を後退させることになった。

この時代の思想動向を挙げれば、マルクス主義の権威が失墜したこと、ポストモダニズムが隆盛したことがあろう。リオタールの『ポストモダンの条件』¹⁾において、近代の特徴である「大きな物語」が終焉し、人類の進歩思想、マルクス主義の解放の思想、近代主義的な人権や合理性が失墜するという主張がなされそれは広く受け取られ、同時に相対主義的な考えも広がった。アカデミズムのなかでは、フランス現代思想としてM. フーコーやJ. デリダの脱構築の思想が広く浸透した。ポストモダニズムは、マスコミにおいてニューアカデミズムや新宗教という既成の知に捉われないブームをもたらした。この流れは、1989年からのソ連・東欧の崩壊とも連動していた。その関連で、フランシス・フクヤマの『歴史の終わり』¹¹⁾における、世界史のなかでの自由民主主義の勝利の主張は広く受容された。

ホルクハイマー、アドルノの主要著作は、このような時代に相前後して翻訳出版された。フロム、マルクーゼによって知られることになったフランクフルト学派の思想は、哲学・社会思想のアカデミズムに、その源流となったホルクハイマー、アドルノにまで遡って本格的

に受容され始めたのであり、それらは現代思想研究の重要な一端をなすようになった。

ホルクハイマーの著作は、1970年代に『哲学の社会的機能』、『権威主義的国家』、80年代に『理性の腐蝕』、90年代に『啓蒙の弁証法』、『批判的社会理論』等が翻訳出版された。

アドルノの著作は、1970年代に『批判的モデル集 I・II』、『ミニマ・モラリア』、1980年代に『権威主義的パーソナリティ』、『不協和音』、『音楽社会学序説』、『美の理論』、『三つのヘーゲル研究』、90年代に『啓蒙の弁証法』、『本来性と言う隠語』、『楽興の時』、『認識論のメタクリティーク』、『プリズメン』、『ベートーヴェン音楽の哲学』、2000年代に『社会学講義』、『アドルノ音楽・メディア論集』、『フッサール現象学における物的ノエマ的なものの超越』、『道徳哲学講義』、『否定弁証法講義』、『新音楽の哲学』、『アドルノ文学ノート1・2』、10年代に『哲学のアクチュアリティ』、『自律への教育』等が翻訳出版された。

上記の翻訳書のなかで『啓蒙の弁証法』ⁱⁱⁱの1990年の出版は遅いものだった。訳者の徳永恂は、同書「あとがき」において、翻訳のなかでアドルノの文体を生かしながらその文意を解説し「わかる日本語」に移し入れることは「きわめて困難な作業」だったと語っている。徳永は日本のフランクフルト学派研究を一貫して牽引する存在であった。彼は1962年からフンボルト奨学生としてアドルノのもとで学び、帰国後諸論文を執筆し、『啓蒙の弁証法』や『否定弁証法』の訳業に従事し、その後『美の理論』等のアドルノの後期哲学とユダヤ思想史を研究対象としてきた。徳永のもとで、多くの後続のフランクフルト学派研究者が育ってきた。徳永の『社会哲学の復権』に見られるその初期の関心は、専門分化し個別化した社会諸科学との対決を通じて、自分自身から出発しつつ全体性の要求を満たす社会哲学を復権させることだった^{iv}。その際哲学は、啓蒙がその反対物の野蛮に転化するという「近代」の経験を直視することによってそれを行うのである。全体的に管理化された産業社会においては、社会の全体性は分裂そのもののうちに自分を現わすしかない。こういう仮象としての分裂を超えてそこに全体を読み取ろうとすることは、ポジティブな作業ではなく、矛盾を通じ部分の否定を通じてしかなされえないとされた。

徳永は、『啓蒙の弁証法』のライトモチーフを、なぜ人類が真に人間的な状態に入っていく代わりに新しい野蛮状態に落ち込んでいくのか、の問いに答えることと考える^v。『啓蒙の弁証法』の課題は、啓蒙の両面価値的な展開を追い、「主体性の原史」を明らかにすることである。「主体性」の原理となるのは自然支配であり、人間は自らを支配する主体として自己を形成すると同時に、他者を客体として形成することで世界を支配しようとしてきたのである。そこからの救済の可能性は、「限定された否定」、「ミメシス」、「救済への予感」として語られるしかない。徳永の研究の特徴を一言で述べるならば、哲学・社会学・文学といった多領域を自由に横断しながら、フランクフルト学派の基本モチーフをその思想家群像のなかで記述することと言えよう。また、それをユダヤ教の文化的広がりからそれを解明しようとし、『ヴェニスへのゲッターにて』において、フィールドワークの手法も用いてユダヤ人のディアスポラを思想的に探究した^{vi}。

徳永が戦後のフランクフルト学派研究に集中したのに対して、清水多吉はその代表作『一九三〇年代の光と影——フランクフルト学派研究』^{vii}において、その表題が示すように第二次大戦前の学派の展開を探求している。そこではホルクハイマーの30年代から40年代の論

文・著作を取り上げている。清水は、ホルクハイマーとフランクフルト学派を「西欧マルクス主義」のなかに位置づける。この著作の主要テーマは、ホルクハイマーの思考のなかで、近代市民社会における「権威」と「技術的合理性」の葛藤がどのように相互補完に至るかを明らかにすることである。言葉を代えれば、商品交換・市場経済のなかで人はどのように「知」的営為を展開し、どのような「エートス」を持つのかを明らかにすることである。ホルクハイマーの「伝統的理論と批判的理論」^{viii}で明らかとなったように、近代において知識は形式化し、科学至上主義の形態を取るようになり、それが生産の集中強化をもたらすようになる。また、『権威と家族』^{ix}で明らかとなったように、エートスは権威として把握され、家族内の父親の権威の解体がその子供たちを、家庭外の社会の権威に拘束される「権威拘束的性格」、権威主義的性格に形成する。こうして権威と技術的合理性によって一元的に統合された国家、『権威主義的国家』^xが生まれるのである。清水は、このようなホルクハイマーにおける30年代から40年代に至る「フランクフルト学派」の誕生を、ルカーチ、ポロック、マルクーゼ、フロム、ノイマンという多様な顔ぶれのなかから描き出した。技術的合理性と権威主義とを結合させる思考法は、2010年代以降に再び権威主義的ポピュリズムの解明のために注目されることになる。

4、保守主義との対決——J. ハーバーマス 1980—1995

1970年以降の左派的文化への対抗として、日本においても文化的保守主義が現れた。それは、国家、家族、コミュニティーの復権、伝統的価値観・日本文化の再評価を要求するものだった。それは1980年代のアメリカのレーガンによる保守革命における文化政策と対応するものだろう。日本では80年代には、保守的な自由民主党政権が続いた。80年代にはバブル経済による景気回復も相まって、戦後民主主義を問い直す歴史修正主義が日本においても登場した。歴史修正主義の陣営には、「新しい教科書をつくる会」等が属し、軍国主義日本がアジア諸国にもたらした南京大虐殺や慰安婦問題の戦争責任の見直しを求めた。

日本では80年代に、フランクフルト学派のなかでは、J. ハーバーマスの理論が広く受容された。ホルクハイマー、アドルノの著作の翻訳がやや遅れていたこともあって、ハーバーマスの著作もほぼ同時期に翻訳普及した。前者が哲学の研究者を中心に受容されたのに対して、ハーバーマスの受容は哲学だけではなく、社会学、政治学、歴史学、教育学等における多岐にわたるものであった。ハーバーマスは、啓蒙擁護、「近代」擁護の主張を持つが、日本では戦後民主主義の擁護者、リベラル左派の論客として受け入れられていった。

ハーバーマスの主要著作は日本で翻訳刊行されている。代表的なものを挙げてみよう。80年代には、『認識と関心』、『哲学的・政治的プロフィール』、『コミュニケーション的行為の理論』、90年代には『近代の哲学的ディスクルス I・II』、『ポスト形而上学思想』、『道徳意識とコミュニケーション行為』、『社会科学の論理によせて』、『未来としての過去—ハーバーマスは語る』、『公共性の構造転換（第二版）』、『新たなる不透明性』、2000年代には『史的唯物論の再構成』、『事実性と妥当性』、『他者の受容』、『人間の将来とバイオエシックス』、『討議倫理』、『テキストとコンテクスト』、『引き裂かれた西洋』、2010年代には『自然主義と宗教の間——哲学論集』、『真理と正当化——哲学論文集』、『デモクラシーか資本主義か 危機のなかのヨーロッパ』〔部分訳〕、

『ヨーロッパ憲法論』等が翻訳出版されている。

これらの諸著作の中で最も大きな影響を与えたのは、『コミュニケーション的行為の理論』^{xi}であろう。ハーバーマスは、第一世代の批判理論が規範的基礎を欠いているので、自己撞着に陥ると考え、言語的コミュニケーションのなかに相互了解というテロスがあるとするコミュニケーション的合理性の立場を示した。ハーバーマスは第一世代が批判する道具的理性を目的合理性として理解し、それに対してコミュニケーション的合理性を対置したのである。この二つの合理性概念によって、ハーバーマスは複合的な現実を理解することが可能となった。ハーバーマスは、全体社会を、コミュニケーション的合理性に立脚する生活世界と、権力や貨幣といった媒体に媒介され目的合理性に立脚するシステムの二層構造において把握する。ハーバーマスにとって、現代社会の諸問題は、システムの目的合理性が生活世界を「植民地化」することによって生じる。それに対して現代社会では、コミュニケーション的合理性の立場に立つ「新しい社会運動」等が対抗するのである。ハーバーマスは、『事実性と妥当性』^{xii}においてはコミュニケーション理論をさらに討議理論として精緻に展開し、コミュニケーションの領域を民主的法治国家にまで拡張する。

多領域に及ぶハーバーマスの理論は、アカデミズムのみならず日本社会に多くの影響を与えた。ここでは数点だけを取り上げたい。

一つは、その公共圏論・市民社会論である。『公共性の構造転換』初版の翻訳は 1973 年に、第二版の翻訳は 1994 年に出版された^{xiii}。第二版「序文」は、1991 年のドイツ再統一において自律的な公共圏における市民による自発的なアソシエーションが大きな役割を果たしたことを描いている。そこでは、ヘーゲル、マルクスの資本主義社会を意味する「市民社会(bürgerliche Gesellschaft)」に対して、市民団体、社会運動の活動の場としての「市民社会(Zivilgesellschaft)」が対置されている。日本の社会思想研究における「市民社会」概念は、ハーバーマスと H. アーレントの影響を受けて 1990 年代に前者から後者へと劇的に変化した。新たな「市民社会」は、非国家的で非経済的なアソシエーションから構成され、そこでは私的な個人が集まって公共的な課題に取り組むとされる。それまで日本では「公共」という概念は伝統的に、国家や地方公共団体といった政府や地方行政の立場を意味するものであった。新たに私的個人の結合として捉えられた公共性は、その理解に大きな転換をもたらすものであり、自律した個人による市民運動、社会運動を活性化することになった。1998 年には日本において「特定非営利活動促進法」が制定され NPO 法人が増加した。日本においては、市民運動はドイツにおけるほど活発ではないが、それでも 1995 年の阪神淡路大震災、2011 年の東北大震災においては被災地のボランティア活動として、2015 年の新安保体制反対運動では、デモによる反対意見の表明として一定の役割を果たしてきている。

もう一つ日本に影響を与えたのは、ハーバーマスが歴史修正主義者たちと行った「歴史家論争」である。周知のように、ドイツと日本は、後発資本主義国としてファシズムを経験し、侵略戦争を起こし全面的な敗戦に至るが、戦後、高度経済成長によって経済復興し、西側同盟の重要な一員となった歴史を共有している。そのような背景から、ドイツと日本においては、高度経済成長以降、自国の国民アイデンティティを民族主義的に回復し自国の第二次大戦における戦争責任を曖昧化しようとする試みが一部で登場した。ドイツの「歴史家論争」においては、E. ノルテらの歴史家が、ナチスによる 600 万人のユダヤ人の虐殺を、スターリンの粛清やポルポトの虐殺と比較して相対化する試みを行った。それに対して、ハーバー

マスは、あくまでアウシュビッツの相対化に反対し、戦後に生まれた者も追憶によって死者と連帯し、反省的なポスト伝統的なアイデンティティを持つ憲法愛国主義の立場に立つことを主張した^{xiv}。

戦後ドイツは様々な形で、戦争責任を負っていることを表明し、犠牲を強いられた国々に対して補償を行ってきた。それに対して日本は、アジアの諸国民に対する加害責任を十分果たしたとは言えず、謝罪や補償も不徹底のままだった。そのような日本に対して、アジアの諸国からは、例えば 1991 年に韓国の金学順ら 31 人が戦時中に日本軍「慰安婦」にされたことを理由に日本に戦後補償を要求するなど、謝罪と補償を求める声が起こった。日本政府は折に触れ、謝罪と補償を行ってきたがそれはアジア諸国を十分納得させるものではなかった。そうしたなか日本でも、戦争責任・戦後責任を問うための「歴史主体論争」が起こった。それは、文学者の加藤典洋とフランス現代思想研究者高橋哲哉の間で行われた。加藤は、日本の三百万の死者をアジアの二千万の犠牲者よりも先に悼み、その哀悼をつうじてアジアの死者の哀悼・謝罪に至ることを主張した。それに対して高橋は、侵略者としての責任が哀悼によって曖昧にされてはならず、「侵略者である自国の死者への責任」とは、侵略者としての彼らの責任をふまえて、「彼らとともにまた彼らに代わって、被侵略者への償いを、つまり謝罪や保証を実行すること」^{xv}であるとした。加藤は、日本の戦前と戦後を連続させた上で日本人共同体に帰属する主体を形成することを主張したのに対して、高橋は日本の戦前と戦後を分断したうえでアジア諸国と連帯する形で主体を形成することを主張したと言えるだろう。これは一言で言えば、「共同体」派と「啓蒙」派の対立であったろう。

ハーバーマスが『近代の哲学的ディスクール』で行ったポストモダン論争は、日本のアカデミズムにも影響を与えた^{xvi}。ハーバーマスはこの論争で、ポストモダン思想の、すべての規範を批判する方向性は批判そのものの足元を掘り崩す遂行的矛盾に陥っており、結局保守的な帰結に至るという主張をした。しかし日本においては、M. フーコーや J. デリダの思想の研究者から、ハーバーマスの批判は図式的すぎ生産的でないという反批判がなされた。ハーバーマスと、ポストモダン思想とを真に生産的に媒介することは、A. ホネット、R. ローティ、R. ウォーリンなどのそれ以降の世代に託されたと言えよう。

参考文献

Fukuyama, Francis, 1992, *The End of History and the Last Man*, Free Press. 渡部昇一訳『歴史の終わり』上・中・下、三笠書房、1992年。

Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns* (Bd. I, II), Suhrkamp. 川上倫逸・M・フーブリヒト・平井俊彦・岩倉正博・藤澤賢一郎・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎・丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・脇圭平・馬場孚瑳江訳『コミュニケーション的行為の理論』未来社、(上) 1985年、(中) 1986年、(下) 1987年。

——, 1985, *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Suhrkamp. 三島憲一・轡田収・木前利秋・大貫敦子訳『近代の哲学的ディスクール I・II』岩波書店、1990年。

——, 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Neuauf., Suhrkamp. 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換(第二版)』未来社、1994年。

——, 1992, *Faktizität und Geltung*, Suhrkamp. 川上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性』未来社、(上) 2002年、(下) 2003年。

- , et al., 1987, *Historikerstreit: Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung*, Piper. 徳永恂／清水多吉／三島憲一／小野島康雄／辰巳伸知／細見和之訳『過ぎ去ろうとしない過去——ナチズムとドイツ歴史家論争』、人文書院、1995年。
- Horkheimer, Max, 1931, “Die gegenwärtige Lage der Sozialphilosophie und die Aufgaben eines Institute der Sozialforschung”, in: *Max Horkheimer Gesammelte Schriften Bd. 3*, Fischer, 1988.
- , 1936, “Autorität und Familie” in: *Max Horkheimer Gesammelte Schriften Bd. 3*, Fischer, 1988. 森田数実訳『批判的社会理論——市民社会の人間学』恒星社厚生閣、1994年。
- , 1937, “Traditionelle und kritische Theorie” in: *Horkheimer Gesammelte Schriften, Bd. 4*, Fischer 「伝統的理論と批判的理論」角忍・森田数実『批判的理論の論理学——非完結的弁証法の探求』恒星社厚生閣、1998年。
- , 1942, “Autoritärer Staat”, in *Horkheimer Gesammelte Schriften, Bd. 5*, Fischer. 清水多吉編・訳『権威主義的国家』紀伊國屋書店、1975年。
Fragmente, Querido Verlag, Amsterdam. 徳永恂『啓蒙の弁証法——哲学的断章』岩波書店、1990年。
- Lyotard, Jean-François, 1979, *La condition postmoderne*, Editions de Minuit. 小林康夫訳『ポストモダンの条件』水声社、1986年。
- 清水多吉, 1977『1930年代の光と影——フランクフルト学派研究』河出書房新社。
- 高橋哲哉, 2001『歴史／修正主義』岩波書店。
- 徳永恂, 1996[初版1968]『社会哲学の復権』講談社。
- , 1997『ヴェニスの手帳——』みすず書房。

(ひぐらし まさお)

- ⁱ Lyotard 1979.
- ⁱⁱ Fukuyama 1992.
- ⁱⁱⁱ Horkheimer, Adorno 1947.
- ^{iv} 徳永 1996, p. 22f.
- ^v Horkheimer, Adorno 1947, 日本語版 p. 534 以下.
- ^{vi} 徳永 1997.
- ^{vii} 清水 1977.
- ^{viii} Horkheimer 1937.
- ^{ix} Horkheimer 1936.
- ^x Horkheimer 1942.
- ^{xi} Habermas 1981.
- ^{xii} Habermas 1992.
- ^{xiii} Habermas 1990.
- ^{xiv} Habermas et al. 1987.
- ^{xv} 高橋 2001, p. 27.
- ^{xvi} Habermas 1985.

ドイツ連邦議会選挙（2）

－『われわれの社会は、危険に曝されている（グレゴール・ギジ・インタビュー』（上）（2025年3月25日）－
([Neuer Bundestag – Alterspräsident Gysi: »Unsere Gesellschaft ist gefährdet« | nd-aktuell.de](https://www.nd-aktuell.de/neuer-bundestag-alterspraesident-gysi-unsere-gesellschaft-ist-gefaehrdet))

照井日出喜記

2025年2月23日のドイツ連邦議会選挙の結果により、左翼党は64議席を得ることとなったが、グレゴール・ギジは、全議員のなかで議員としての勤続年数が30年以上にも渡り、最長であることから（[訳注1](#)）、長老議長として、連邦議会の開会演説をする役割を果たすことになる。

しかし、彼が長老議長に就くことについては、東ドイツの歴史、とりわけ SED [東ドイツの実質的な政権政党であったドイツ社会主義統一党] の独裁の解明を研究対象とする歴史家のフーバートゥス・クナーベは、青年時代からほかならぬ SED の党员であったギジが連邦議会の開会演説をするのことに對し、「歴史の流れに逆行する出来損ないの洒落」と称したごとく（[Bundestag: Warum Gysi als Alterspräsident umstritten ist - ZDFheute](#)）、面白く思わぬ向きも少なくはないようである。「非法治国家である東ドイツ」の一翼を担った人物が、その国の消滅後35年を経て、連邦議会の開会演説を行なうことは不愉快だということなのである。

以下のインタビューは、『長老議長ギジ：われわれの社会は、危険に曝されている——連邦軍とウクライナ戦争について、シュテファン・ハイム（[訳注2](#)）について、未完のドイツ統一と AfD（極右政党の「ドイツのための選択肢」）について』と題されて nd 紙（「Neues Deutschland 紙」の後を継ぐ新聞、「左翼党寄り」ではあるが、左翼党には「党中央委員会機関紙」というような性格を持つ新聞は、そもそもはじめから存在していない）に、3月25日付けで掲載されたものである（聞き手：ヴォルフガング・ヒューブナー）。

内容的には、一部、これまで訳出してきたギジのインタビューと重複する部分もあるが、今回の連邦議会選挙が左翼党に相対的な勝利をもたらしたことを受けて、表題にあるような諸点について、新たに連邦議会議員となったギジの見解が表明されている。

最近の世論調査の一つ（FORSA）によれば、極右政党の AfD は、CDU [キリスト教民主同盟] / CSU [キリスト教社会同盟] -- 近く、SPD [ドイツ社会民主党] との連立政権が発足する予定である-- を押さえ、僅かの差ではあるが第一党となっている。

AfD 26% CDU/CSU 25% SPD 15% 緑の党 11% 左翼党 9% BSW [ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟] 4% FDP [ドイツ自由民主党] 4%

東部ドイツ（旧東ドイツ）での AfD の支持率の高さはいまに始まったことではないが、西部ドイツにおいても、AfD は全体として上昇傾向にあり、じっさい、そうでなければ、政党支持率で第一党を占めることは不可能である。CDU/CSU が実質的に政権を握ることもさることながら、「危険に曝された社会」という危機感が表出される根拠の一つは、極右政党がドイツ全土において第一党となっている事実にはほかならない。

（記者）

グレゴール・ギジさん、1994年に、作家シュテファン・ハイムが長老議長としてドイツ連邦議会の開会を宣言したさいの演説を、最近になって幾度繰り返してお読みになったのでしょうか？

一回のみです。ちなみに当時、わたしはいささかながら、ハイムの演説の準備に関わっていました。今回、読み返してみて、わたしの中に、幾つか、前に一度経験したことがあるという、いわゆるデジャヴ経験が湧き上がったのですが、それというのも、彼があの方に演説の対象とした諸問題の少なからぬ部分が、依然として存在し続けているからであり、じっさい、多くの問題は、当時よりもむしろ悪化しています。

当時、ハイムをPDS（民主的社会主義党--東ドイツ崩壊後の、後述のSEDの後継政党）から連邦議会に立候補するように説得されたのはギジさんだったと言われていますが、そうだったのでしょうか？

はい。彼はSED（ドイツ社会主義統一党--1945年に成立した、ドイツ共産党とドイツ社会民主党との統一による、東ドイツの実質的な政権政党）の指導部に対する批判者の一人だったのですが、わたしは彼に、「あなたは社会主義者であり、黨員とはならないままで改革されたPDSのために立候補してくださるならば、それは重要な政治的意味を持つシグナルとなります」と言いました。もっとも、連邦議会開会の前日、当時、CDUの内務大臣であったマンフレッド・カンター〔Manfred Kanther, 1939~〕が、ハイムを弾劾する言辞を弄するにいたったため、わたしは、彼に対して気が咎めるのを感じざるを得ませんでした。すなわち、カンターは、ハイムがシュタージ（東ドイツの国家保安省、いわゆる秘密警察を含む）の協力者であったというでっち上げを行なったのです--もっとも、それが単なるでっち上げであることは、ハイムの議会開会演説の翌日明らかになったのですが。要するに、彼が開会演説を行なうことを是が非でも阻止しようとしたのであり、結局、ハイムがそれを行なうことになる、CDU/CSUの会派は、ハイムが議場に入るさいに、議員が起立して迎えるという慣例を拒否したのです。

あの当時以来、ドイツの政治文化では何が変わったのでしょうか？

わたしたちに対する態度ということからすれば、（ドイツ統一直後に当たる）初めの頃の極めて困難な状況を経て、現在は、頭ごなしの偏見にとらわれないものになっています。もっとも、AfDが連邦議会に議席を占めるようになって以来、政治文化などというものは、およそ調和を欠くものとなりました。ほんのささやかな一例ですが--議会の建物のなかに、やや小さな部屋とそれよりも大きな部屋からなるレストランがあります。べつにそれがどこかで決められたわけではありませんが、小さな方の部屋にはつねにAfDの議員たちが陣取り、大きな方にはそれ以外のすべての会派の議員たちが座を占めています。そして、互いに行き来することはまったくありません。

それは、正しいとお思いですか？

ええ、正しいと思います。わたし自身は、基本的に誰とでも話しますが、しかし、仮にテーブルに二人か三人、AfDの議員が坐っていたとしたら、それはわたしにとって不愉快なことになるでしょう。

1990年10月4日--この日は、「ドイツ統一」が正式に成立した日の翌日に当たりますが--における、ギジさんのドイツ連邦議会における最初の演説で、ギジさんは、DDR（〔Deutsche Demokratische Republik〔ドイツ民主共和国〕、東ドイツの正式な国名）とその市民に対する、公平で、さまざまな事態に対してきめ細かな評価を求めました。35年を経た今日、この要求に、現在のわれわれはどこまで接近しているのでしょうか？

いまなおはるか遠いところにおります。それというのも、彼らは一度として、ドイツ民主共和国について真剣に考えたことなどはなかったからです。

ここで言われる「彼ら」とは、誰を指しておられるのでしょうか？

連邦政府、連邦議会議員の多数派、そして他の諸会派です。

それは、アンゲラ・メルケル（Angela Merkel、1954～、誕生した年に、牧師であった父のゆえに、家族で西ドイツのハンブルクから東ドイツのブランデンブルク地方の町に移住する）という連邦首相が存在したにも関わらず、おっしゃるのですか？

彼女は、東ドイツの出身であるにも関わらず、連邦首相として選ばれることが可能であるほどに東ドイツ的ではない、ということを、バイエルンに対して（つまりは、保守的なCSUに対して--CSUは、基本的にはバイエルン州の地方政党である）証明すべき圧力を感じておりました。それゆえ、彼女は、東部ドイツのために多くをなすことがなかつた、わたしは考えます。ともあれ、東ドイツは、ベルリンの壁における死者と国家保安省とにのみ還元されました。もちろん、それらはじっさいに存在したのであり、その説明はなされなければなりません。しかし、現実の政治においては、東ドイツにおいて、人びとがじっさいにどのような生活をしてきたのか、ということについては一顧だにされることはなく、まさしくそれゆえに、東ドイツからはほとんどまったく、なにかの成果を継承するというようなことはありませんでした。受け継がれたものと言え、せいぜい、信号灯に描かれる歩行者（Ampelmännchen、アンペルマン）、砂男（Sandmännchen、ザントメンヒェン、子どもたちの目に砂をまいて眠りへと誘う。東ドイツには、夕方に、子どもの頃なら誰もが見たテレビ番組があった）、そして、進路変更用の矢印ぐらいのものです。しかし、男女が平等であることや、子どものためのさまざまな施設、各種の総合病院といったものについては、どのように評価されたのでしょうか？ わたしは、これまで東部ドイツに対して行ってきたさまざまな誤りについて、はっきり認めるべきではないかと考えています。多くのものは、きわめて近視眼的に、つまりは勝利者の態度のもとでとらえられてきたということです。しかし、勝利するというのも、いつかは終わりを告げることになるのです。

今回の連邦議会選挙では、左翼党は最終盤のラストスパートで急浮上を遂げるようになりましたが、しかしまた、新しい党員が信じ難いほどの規模で殺到することになりました。ギジさんにとっては、どちらに対する驚きが大きかったのでしょうか？

両方です。ボド・ラメルウ（Bodo Ramelow、1956～。2014年12月～2020年2月と2020年3月～2024年12月まで、チューリンゲン州の州首相）、ディートマー・バルチュ（Dietmar Bartsch、1958～。）、そしてわたしの3人で「銀色の巻き毛」を結成した時には（訳注4）、まずはともあれマスメディアに取り上げられることが出発点でした。そしてまた、まずはわたしたちが高齢の有権者を獲得するということです。わたしたち3人にとって知る由もなかったのは、青年たちがどのように反応するか、ということでした。しかし、わたしたちが赴く所には、いずれも地域にあっても、若い人びとが参加してくれました。そうしたなか、ハイディ・ライヒネク（Heidi Raichinnek、1988～。連邦議会における左翼党の議員団長。）の演説が大きな反響を呼ぶことになりました。彼女の演説こそは、いわば状況を変える一撃となるものでした。少なからぬ青年たちは、内容に関わる論点のゆえにわたしたちの党に入党したというよりは、なによりもまずわたしたちの政治姿勢、すなわち、CDU、CSU、FDP、そしてまたBSWが、AfDとともに法律を通そうとしたさい—それというの、AfDが賛成しなければ多数派を形成することができなかつたからですが—、それに反対したわたしたちの姿勢のゆえに、わたしたちの党に入党したのです。要するに、ハイディの演説は、彼らにきわめて強い印象を与えたということです（訳注3）。

ギジさんは、長い間に渡ってPDS〔民主的社会主義党〕の委員長を務められました。もう一度、突如として若返り、生命力を持つにいたった党の委員長を引受けようという意志はお持ちですか？

いいえ、年齢（77歳）からいっても、それは到底、無理です。わたしが1989年の暮れから委員長だった当初、PDSは、まさしくその存在が問題だったのであり、つまりは、消滅の危機にありました。その当時、わたしは街頭で唾を吐きかけられ、殴りつけられ、ともかく凄まじい仕打ちを受けました。党はわたしのためにさまざまな援助を与え、鍛え、さまざまな所へと派遣しました。そして、わたしがもはやかつてのように街頭で殴られるようなことがなくなるようになると、党の人びとは、「あいつには何か不足しているな」とでも思ったのでしょうか。わたしは今度は党内で引叩かれることになりました。これはまた、なんともすばらしい弁証法と言うべきでしょう。

BSW〔ザーラ・ヴァーゲンクネヒト同盟〕は、今度の選挙では惜しいところで議席獲得はなりませんでした（BSWは得票率4.98%、票数にして約9500票足りず、5%足切り条項を超えることができなかった。）。ギジさんは、そうした足切り条項による政党の排除という事態は、議会の諸会派がAfDを正常な状態に留めるという意味では肯定的であるが、しかしまた、多数の有権者が彼らの見解を議会で主張することができなくなる、という意味で否定的であると思われませんか？

基本的には、それは 5% 足切り条項に関する議論ということになります。わたしたちは、この条項を破棄すべきであると主張したのですが、しかし、連邦憲法裁判所は、安定した諸関係が必要であるとの理由によって、その条項を維持する決定を行ないました。そして、BSW はその条項をクリアすることができなかつたのです。わたしはザーラ（・ヴァーゲンクネヒト）に、わたしたちが最後に話したさいに言いました――たしかに君たちは最初は伸びるだろうけど、しかしその後はばらばらになってしまうだろう、と。加えて、連邦議会選挙は 2 月に前倒しされて実施されました。当初の予定通り、選挙が 9 月に行なわれていたならば、BSW の得票はさらに少なくなつたのではないかと思います（訳注 5）。

軍備拡張と戦争に反対し、したがってまた、メルツ（Friedrich Merz、1955～。CDU/CSU の連邦首相候補であり、したがって、現時点では次の連邦首相に就任するであろうと目されている。）と彼の建立の相手（SPD）の政治路線に反対する人びとに対して、左翼党は、この論点においても AfD とはいっさい共同歩調を取らないと説明されるのでしょうか？ BSW からは、AfD への呼びかけがすでになされています。

どう理由で、AfD との関連で、わたしたちにそうした方針を採る必要があるでしょうか？ 数十億ユーロ規模の軍事予算について採決が行なわれる場合、左翼党はもとよりそれに対して反対票を投ずることができそうですが、それは AfD にあっても同様です。ただ、AfD への投票者にあつて見過ごしているのは、AfD が、これまですべての軍事拡張の決議に賛成し、ドイツ連邦軍のあらゆる国外活動について賛成してきたということです。左翼党にあつては、いっさい、そういうことはありません。

訳注

（訳注 1）長老議長は、以前は議会の最長老の議員が務めるべきものであったが、2017 年に、議員としての勤続年数の最も長い人物が果たすべき任務へと変更された。それにはある種「政治的」な理由があり、この年、はじめて連邦議会に議席を得た極右の AfD [ドイツのための選択肢] のヴィルヘルム・フォン・ゴットベルクが最長老議員だったことから、彼の長老議長への就任を阻止するための決議とされている。（訳注 2）シュテファン・ハイム（Stefan Heym、1913～2001）、東ドイツを代表する作家の一人で、ギジがインタビューで明らかにしているように、彼の要請を受けて、1994 年、ドイツ連邦議会選挙に、非党员ながらベルリンーミッテ・ブレンツラウアーベルク（小）選挙区に PDS（民主的社会主义党—SED [ドイツ社会主義統一党] の後継政党）の候補者として立候補し、当選する。長老議長として、同年の第 13 期連邦議会の開会演説を行なうが、CDU の側からは、彼が東ドイツの秘密警察（Stasi [シュタージ、正確には、国家保安省]）の協力者だったのではないか、という「風評」のゆえに、その就任に異議を唱える層があつたと言われている。シュテファン・ハイムは、東ドイツにおける代表的な体制批判的存在の一人であり、それゆえに、その小説は多くの知識人やその周辺からは共感をもって迎えられるとともに、50 年代の半ばから、つねに国家権力の抑圧の対象であつた。東ドイツ時代の作家・劇作家で、現在もなお小説の新版が出るほどに読まれ、あるいはその戯曲が上演されているのは、ハイム、ハイナー・ミュラー（1929～1995）、クリスタ・ヴォルフ（1929～2011）といった、東ドイツ時代には体制批判的であつたがゆえに、政権との厳しい軋轢が絶えず、ミュラーのように、その戯曲のほとんどが上演禁止であつたという人びとであるというのも、歴史の皮肉と言えないこともない。

（訳注 3）連邦議会選挙戦の只中に進行したこの問題は、移民・難民問題に関わつて、左翼党の「イメージ」がここで大きく高揚したことは事実であるが、他方、近い将来の移民・難民問題をどう考えるか

に関連して、きわめてさまざまな側面を持っており、これについては、次回以降、多少、詳しく資料を読むことにしている。

(訳注4) ある政党が仮に5%足切り条項を突破できない場合でも、連邦議会選挙では、3名以上の直接(小)選挙区での勝利者がいれば、党の得票率に応じた議席を得ることができる、という制度に照応した、有名な長老の政治家たちによる作戦であった。ギジとラメロウは勝利したものの、ロストック選挙区に出馬したバルチュは、25.6%の得票率で、26.8%のAfDのシュテフィ・ブルマイスターに惜敗する。しかし、比例名簿に入っていた彼は、議席を得ることになる(わたしなどは、ロストック選挙区であるから、バルチュは惨敗の憂き目に遭うだろうと「予想」していたのだが、当時の左翼党に吹いた風に乗ったからでもあろう、文字通りの惜敗で、わたしの「予想」などは完全な誤りであった)。

(訳注5) 選挙が7カ月前倒しされたことで、逆にBSWの選挙戦が不利になったという指摘もなされている。最終的に8万名の党員を擁することになった左翼党の「人海戦術」による選挙戦と、選挙の前倒しも一つの理由として、十分な準備体制を持つことができぬまま、結党から1年少々で1200名ほどの党員で活動を展開せざるを得なかったBSWの選挙戦とでは、ともかく条件が異なっていたということである。しかしもちろん、昨年2024年6月の欧州議会選挙では、BSW6.2%に対して左翼党は2.7%だったのであるから、何がどう理由でどう転ぶかは、所詮、風任せである。

(以下、次号)
(てるい ひでき)

ベルリン・プログラム 2025 (I)

照井日出喜

今年の復活祭は、例年より遅く、4月18~20日であり、3月6日にベルリンに出発し、4月7日には帰国したわたしにとっては、ドイツにおいて復活祭の前後の演奏会の主要な演目となる作品とも、今回は無縁のままであった。とりわけ、帰国する翌日の4月8日、ベルリン・コンツェルトハウスでは、J.S.バッハの《マタイ受難曲》が、ベルリン古楽アカデミー、アンナ・マリア・リヒターのメゾ(彼女の歌うアリア「神よ、憐れみ給え」は、ぜひとも聴きたかったのであるが)をはじめとするソリストたちによって演奏されたのであるが、残念ながら聴くことはできなかった。航空券は半年ほど前に確定していることから、こうしたことはやむを得ないのであるが。

加えて、ベルリーナー・アンサンブル(以下、BEと略)の今シーズンの新しい演目に、シャーロット・グノイス作/レオニー・レベンティッシュ脚色・演出の《ギター湖》(初日:2024年11月2日)があり、1976年、東ドイツ時代のドレスデン近郊ギター湖周辺の

家族を舞台とするこの作品は、当時の抑圧的な文化政策や秘密警察の活動に揺れる人びとをテーマとしたもので（1976/77年は、とりわけシンガソングライターのヴォルフ・ビアマンの市民権剥奪に対する抗議から、少なからぬ文化人たちが最終的に東ドイツの政治体制に見切りをつけ、怒りと失意のうちに西側へと移ることになった時期に当たる）、わたしにとっては、この舞台は今回のベルリンにおける主要目的の一つであったのであるが、到着直前の3月4日/5日の演目には挙がっていたものの、わたし自身の滞在中の公演プログラムには含まれていなかった。

さらに、4月11日には、サミュエル・ベケットの《ゴドーを待ちながら》が、マティアス・ブランツ（かつての連邦首相ヴィリー・ブランツの三男）のエストラゴン、ルク・ペルツェヴァルの演出で、BEで初日を迎えたのであるが、知人の御好意で、4月1日のプローブ（舞台稽古）を観る機会は得ることができたものの、この演出の本公演には接することができなかった。

昨年にもまた、わたし自身のベルリンへの旅の主要目的の一つであった、エーリッヒ・ケストナー原作/フランク・カストルフ演出の5時間に及ぶ長丁場である《ファビアン》（BE）が、予定された日に役者の負傷によって公演中止となり、観ることが叶わなかったのであるが、今シーズンのカストルフ演出の、やはり5時間に及ぶハンス・ファラダ原作の《Kleiner Mann, was nun?》（邦題名：《ピネベルク、明日はどうする?》）も、3月の公演一覧には見えず仕舞いであった。もっとも、来月5月17/18日には、《ファビアン》が2日に渡って甦り、上述の《ギター湖》とともに、同じ日程で上演される予定であるが（前者は大劇場、後者は中劇場）、もとよりわたしには無縁である。

ほぼ半世紀前、飯沢匡氏は、「筑摩世界文学大系第84巻」（1974年）の「付録」（月報）に、日本の演劇事情について、次のように書いた。

「思想を伝えるだけなら論文という形式が一番手取り早い。二時間以上も狭い座席に縛りつけて居眠りも許さない演劇というものは確かに拷問の一種ではあるが、この痛苦に耐えても演劇の醍醐味に浸りたい人種は山ほど居るのだ。

だがこれは欧米の話で日本ではまるでちがう。私は劇作家という肩書であるが、劇作家では食べていない。私の生活は保てないのだ。外国人と話をしている私が一応の劇作家であると知ると『金持ちだろ』という。外国のようにロングランがあり演劇が国民生活の中に浸み込んでいる国では劇作家は何年に一度大作を書けば十分に暮らしてゆけるようだ。ここいらにも日本と欧米のちがいがあがる。日本では戯曲を雑誌へ乗せる雑誌すらない。小説家の知名度を考えた上で退屈で未熟な戯曲を載せることはあっても劇作家の面白いよく練れた作品は一向に載せないのである。こういうところから見ても劇作家の文壇に於ける位置は正に低く、蔑ないがしろにされている。というのも演劇が十分に日本人の生活の中に浸み通っていないからである。生活化しないうちにテレビというものが質の悪い練りの足りないテレビドラマを茶の間に届けてしまったので、ますます、日本の舞台演劇人は人々から遠のいてしまったのだ。

欧米ではテレビの出現する前に舞台演劇というものが十分に生活化したので劇場に行かないことは人間生活の完全さを現わさないことになっている。だからテレビの中の演劇と舞台

の演劇とは別物という考えが強く、よいものさえ提供していれば劇場は安泰なのである。多くの従来の文明がテレビの出現によって影響を受けて経営不振になっているにも拘わらず舞台劇は一向に衰退しないのが欧米の実状だ。むしろ、各大学や研究所の演劇活動を包含すれば以前より盛んになっているとあってよかろう。

日本では現在、群小劇団が東京だけでも二百以上あるということだ。私の手許にも招待状が日に何通も来ることがる。しかし、これらの劇団も泡沫^{ほうまつ}的なものが多く、結成され解散し浮沈が甚しい。殆ど総てが職業化して居らず多かれ少かれ誰かの損失によって公演が成立しているのだ。

こういうことは経済や政治の世界では近代以前というのではないだろうか。思想的、文学的には近代でも演劇というものが本来具体的なものであり、視覚として成立する以上、作品と劇団と観客と劇場の四つの要素が揃わなくてはならない。どうもそれも満足に揃わないで近代劇をやるということがそもそも可笑しいのではないかと私はつねづね考えて居り、またいつの日か私も私のカチューシャ」(1914年、島村抱月の《復活》のなかに挿入され、松井須磨子が歌って当時のレコードで2万枚を売ったという「大ヒット曲」であるが、トルストイ作品の本筋と如何なる関係にあるのかは、わたしには不明である)「を歌い出さなくてはならないのじゃないかと恐れているのだ。私にとって日本の近代劇は仮設のもので本建築ではないような気が、今日でもしているのである」。

およそ日本の演劇事情について無関心であるわたしには、この論述からまさしく半世紀を経た今日、「作品と劇団と観客と劇場の四つの要素」が、日本で如何なる統合もしくは分離もしくは分裂もしくは消滅の風景を呈しているのか、定かではない。しかし、たとえばドイツ語圏では、独自の憲法を持つ州が、まさしく「コミュニオン」として、本来的に教育とともに文化にも責任を持ち、州立・市立・私立の膨大な劇場及び小規模な演劇グループの存立を、さまざまなネガティブな事情(たとえば予算の削減)やら軋轢やら対立やらを伴いつつ、可能にしていることの歴史的な根源を、飯沢氏は図らずも衝いているように見える。ある程度までは文化予算を維持し、演劇活動の存続を確保しようとするうえでの建て前というニュアンスもあるとはいえ、演劇人たちは、「市民的な社会(Zivilgesellschaft)」における諸個人の自己確証、したがってまた自己批判の場として、すなわち、現状の社会に対する批判、現代の人間に対する批判の場として、劇場の存在理由を掲げるのがつねである。その場合には、現代の人間が批判に曝される場に、つまりは、自己自身に対する批判が舞台の上で展開される場に向かい合うことを志向する、一定の社会層の存在を前提とするのであるが、それはまた、そうした社会層が当然のこととして、劇場という「拷問」に耐えることをみずからに課すということでもある。

わたし自身、今回のベルリンの旅では、1週間ほどやや体調がまともではない日が続き、舞台の上のわかりもしないドイツ語を二時間以上にも渡って必死に聞き取るべくぶざまにあがくのは、別の意味で、まさしく「拷問の一種」であった。しかしまた、「独裁者」たる演出家たちにおける、テキストの読み方やばらし方や語り口を貫く強引な意志の発露を、生身の人間である役者たちの存在によって確証することは、多少なりとも、「本建築」に足を踏み入れることであるかのように思われた。

ベルリンには大小 40 ほどの劇場が存在するとされているが、今回、わたしが演劇に赴いたのは、例年通り、**BE** と **DT** の二つのみであり、コンサートホールも、ベルリン・コンツェルトハウスとベルリン・フィルハーモニーのみである（もっとも、「正式」の演奏会場としては、この二つで十分であるが）。**DT** は、いわゆる「国立劇場」で、実質的にはベルリン市州の議会が財政を保証する「州立劇場」であるが（「国立劇場」あるいは「国立歌劇場」というのは、いわば固有名詞であり、もちろん、かつてのドイツ諸邦の宮廷劇場もしくは宮廷歌劇場であったことに由来するものも多いと思われるが、予算算定上の基準とも言えるものをも意味しており、劇場群の最上位にあるのが、実質的には州立であるにせよ、「国立劇場・歌劇場」である--近年、ドイツの「国立歌劇場」を「州立歌劇場」と訳す場合があるが、固有名詞である以上、さしたる意味はない）、それに対して **BE** は、いわゆる有限会社の形態を取る私営劇場ということになっている（「ドイツ再統一」のさいの混乱のなかで、このようになったように記憶している）。しかし、ベルリン市州の助成という点では、国立劇場に準じた待遇を受けており、全体としての公演の水準の高さからいっても、それにふさわしい存在となっている。

規模の大きな劇場の例に洩れず、双方ともレパートリー制を取っており、それぞれ数十の演目を次から次へと、ほぼ連日、入れ替えて上演するシステム（年間それぞれの劇場で約 700 公演）である（それに対して、ある特定の演出のみを何日かに渡って上演する形は *en suite* であるが、日本には厳密な意味でドイツ語圏のようなレパートリー制を取る劇場は存在しないがゆえに、この *en suite* のみである）。レパートリー制の場合には、舞台装置をほぼ毎日入れ替えることになり、公演が終わると装置の片付けと整理に入り、多くは深夜労働を経て、翌日の昼までにはその日の公演の装置を準備し終えるというのがほぼ慣例であることから、これに掛かる費用は莫大なものとなる。ともあれしかし、**BE** と **DT** がこうしたレパートリー制を取る劇場であるがゆえにこそ、わたしは 1 カ月の滞在で 30 本以上の演出を観ることができるのである。

03.08 (土) カーチャ・ブルンナー作（シェイクスピアの《じゃじゃ馬ならし》に基づく）
/ピナール・カラブルート演出《馴らされることなど真っ平》（**DT**）

03.09 (日) ラファエラ・エーデルバウアー作/ヴィルケ・ヴェーアマン演出《**Dave**》（**DT-BOX**、**BOX** は **DT** の小劇場）

03.10 (月) ヘルマン・コッホ原作/アンドラーシュ・デメター演出《**ディナー**》（**DT**）

03.11 (火)

1. エスプレッソ・コンサート ベルリン・コンツェルトハウス管弦楽団付属クルト・ザンデルリンク・アカデミーのメンバー（ベルリン・コンツェルトハウス、以下、**KH** と略）
モーツァルト《フルート四重奏曲》、アディ・モラグ、エマヌエル・セジュールネ、キャシー・カンゲロシ、ヘング・リュウの二人の打楽器奏者のための諸作品

2. テツラフ弦楽四重奏団演奏会 (ベルリン・フィルハーモニー)

ベートーヴェン、ヴァイマン、ブラームスの諸作品

03. 12 (水) ニコライ・ヴァシーリエヴィチ・ゴーゴリ原作/ハンナ・ルドルフ演出《狂人日記》(DT-KS) (KS=Kammerspiele は、DTの中劇場)

03. 13 (木) ゴットホルト・エフライム・レッシング原作/アンナ・レンク演出《ミンナ・フォン・バルンヘルム》(DT)

03. 14 (金) ジョージ・オーウェル原作/ルク・ペルツェヴァル演出《1984》(マックス・フリッシュ原作/フリッツィ・ヴァルテンベルク演出の《ピーダーマンと放火犯》が、おそらくは役者の病気のため公演中止となり、急遽、《1984》に差し替えられたのであるが、3月27日の公演を観る予定ではあったものの、わたしはそのまま、昨年が続いてこの演出を観る) (BE)

03. 15 (土) ベルトルト・ブレヒト原作/ドゥーサン・ダーフィット・パリツェク演出《屠殺場の聖ヨハンナ》(BE)

03. 16 (日)

1. モーツァルト・マチネー ウィリアム・クリスティ指揮ベルリン・コンツェルトハウス管弦楽団 (7歳以上の子どもと大人のためのコンサート) (KH)

モーツァルト：歌劇《イドメネオ》からのバレエ音楽 J. ハイドン：交響曲第85番《王妃》

2. パヴロ・アリエ原作(シェイクスピアに拠る)/スターズ・ジルコフ演出《Future Machbeth》(BE-NH) (NH=Neues Haus は、BEの中劇場)

03. 17 (月) T.C.ボイル原作/アレクサンダー・アイゼナハ演出《Blue Skies》(DT-KS)

03. 18 (火) ハインリッヒ・フォン・クライスト原作/アンネ・レンク演出《こわれ甕》(DT)

03. 19 (水) エルフリーデ・イエリネク原作/ヨシー・ヴィーラー演出《身上書》(DT)

03. 20 (木)

1. エスプレッソ・コンサート ヨハネス・クラール(オルガン)(KH)

ジクフリート・カルク＝エラート、ジェハン・アラン、J.S.バッハ、ドミトリー・ショスタコーヴィチ、フランツ・リストによる諸作品

3. トーマス・ブラーシュのテキスト/トム・キューネルとユルゲン・クットナーの共同演出
《口を慎め、カッサンドラ!》 (DT)

03.21 (金) エデン・ホルヴァート原作/エメール・アイドグドゥ (正確な発音はわたしには不明) 演出《神なき青春》 (DT-KS)

03.22 (土) ローザ・フォン・プラウンハイム原作/ハイナー・ボムハルト演出《倒錯者たちの島 ドイツのジングシュピール [歌芝居]》 (DT-KS)

03.23 (日) ユージン・オニールに拠り、シヴァーン・ベン・イシャイのエピローグを付す/ゼバスティアン・ニュープリング演出《夜への長い一日の旅》 (DT)

03.24 (月) レーナ・ブラーシュ/ジーナ・マルテンス/ラウラ・ダーベルシュタインとレオ・マイヤーのテキスト/レーナ・ブラーシュ演出《プレーヤーの妻たち/女性プレーヤーたち (Spielerfrauen)》 (BE-NH)

03.25 (火) テーナ・シュティヴィチッツ原作/ラウラ・リンネンバウム演出《離散した者たち (Die Verstreuten)》 (BE-NH)

03.26 (水) カレブ・エルトマン原作/マリン・ランパルター演出《Always Carrey on》 (BE-Worx) (Worx は、BE の小劇場) (本来の予定であった、DT のエルフリーデ・イエリネク作/ピナール・カラブルート演出《ウルリケ・マリア・ステュアート》が公演中止となったため、BE のこちらの公演に移動する)

03.27 (木) ジョージ・オーウェル原作/ルク・ベルツェヴァル演出《1984》 (BE)

03.28 (金) J.M.バリーの《ピーター・パン》とパティー・キム・ハミルトンのモチーフに基づき、T.S.エリオットの《荒地》からのテキストを含む台本を、アンサンブルの発想により、アレキサンダー・アイゼナッハとヤン・ヨルダンの指揮によって演出された《Wasterland [荒地] : ピーター・パン》 (DT-KS)

03.29 (土)

1. オルガン演奏会 アンゲラ・メツガー (オルガン) (KH)

カミーユ・サンサーンス、ナディア・ブーランジェ、フィリップ・マインツ、マックス・レーガーによる諸作品

2. ジビレ・ベルク原作/カイ・フォーゲス演出《RCE》 (BE)

03.30 (日)

1. ジビレ・ベルク原作/カイ・フォーゲス演出 《RCE》 (BE)

2. スヴェーニャ・ヴィオラ・ブングルテン作/アニタ・ヴレシカ演出 《恋しい人 (Der Liebling)》 (DT-KS)

03.31 (月) ヤスミナ・レザ原作/オリヴァー・レーゼ演出 《芸術》 (BE)

04.01 (火) ミシェル・フリードマン原作/マックス・リンデマン演出 《異郷にて (Fremd)》 (BE-NH)

04.02 (水) エスプレッソ・コンサート アレヤンドラ・ウルティア指揮ベルリン・コンツェルトハウス管弦楽団、クロエ・シュア (ヴァイオリン) (KH)
エンリケ・ソロ・バリガ、マックス・ブロッホ、パウル・ヒンデミットの諸作品

04.03 (木) アーサー・ミラー原作/マックス・リンデマン演出 《セールスマンの死》 (BE-NH)

04.04 (金) サラ・ケーン原作/クリストファー・リュウピング演出 《欲望 (Gier)》 (DT)

04.05 (土) マテル・ヴェルセ原作/フリッツィ・ヴァルテンベルク演出 《別名アナスタシウス》 (BE-Worx)

04.06 (日) オスカー・ワイルド原作/クラウディア・バサード演出 《バンブリー 真面目が肝心 (Bunbury. Ernst sein is everything)》 (DT-KS)

(個々の演出、および演奏会については、次号と次々号とに分けて記述する予定である)
(てるい ひでき)

企業経営と戦争責任、その3

—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—

重本冬水

第3回 未払い賃金・供託金の行方を探る

はじめに

徴用工に支払われるべき巨額の未払い賃金は、戦後、どうなったのでしょうか。1946年10月、厚生省労政局からの各企業への供託通達により、この賃金は全国の各地方方法務局に供託されました。法的に定められた金銭（未払い賃金）の散逸防止と保管のためです。だが、行方がわからない未払い賃金も多くあります。その後、この供託金は日本銀行に保管され続けています。元徴用工と遺族に返還されていません。通知さえされていません。日本政府・日本企業の怠慢、無責任極まりない問題です。1965年の日韓請求権・経済協力協定で個々の徴用工の未払い賃金（供託金）も「解決済み」とは到底言えません。この未払い賃金の扱われ方は戦後の日本企業・日本政府の過去無責任・戦争無責任の端的な現れです。特に賃金の未払いは企業経営の責任が鋭く問われてしかるべき問題です。本稿で未払い賃金・供託金の行方を探ります。

1. 供託金還付請求—「人間としての存在・人格が化体された象徴」—

未払い賃金の供託をめぐって、供託金返還請求が2000年4月、東京地裁に提訴されました（被告は国）。原告は日本製鐵釜石製鐵所韓国人徴用工死亡者4名の遺族です。未払い賃金の供託者は日本製鐵釜石製鐵所であり供託所は盛岡地方方法務局です。

徴用工4名は日本製鐵釜石製鐵所に徴用され1945年7月14日に米軍の艦砲射撃で死亡した犠牲者です。日本製鐵は未払い賃金等を1946年12月に盛岡地方方法務局に供託しました。この供託金を徴用工死亡者4名の遺族が1997年に還付請求しましたが、法務局は「措置法※」により還付請求権は消滅したとして却下しました。遺族は東京地裁に提訴しました。

※「措置法」の正式名称は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第2条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号、1965年12月17日）です。

2004年10月の東京地裁判決は「本件各供託金還付請求権は、措置法1項の規定により昭和40年6月22日において消滅したというべきである」として訴えを却下しました。つまり1項から「韓国国民の日本国に対する債権」は消滅したとした。その後、原告遺族は控訴しましたが2005年12月東京高裁棄却、上告しますが2007年1月最高裁棄却となりました。

供託とは、何らかの理由で債権（例えば受け取るべき賃金）あるいは債務（例えば支払うべき賃金）を処理できない場合に、その債務の金銭を法務局に供託し、弁済した事実を明らかにしておく手続きです。盛岡法務局の「供託金目録」には日鐵釜石が1946年12月11日付けで徴用工死亡者4名のそれぞれの供託金が記載され、4人の合計金額は9550円27銭となっています。その後の貨幣価値の変動を考慮し現在に換算し直せばおよそ4000倍の金額になります。この未払い賃金を日本国と韓国の政府間協定で消滅させることができるのか？

原告の遺族は、「本件各供託金ないし本件各供託還付請求権は、原告ら遺族にとっては、単なる経済的利益にとどまらず、それをはるかに超える特別の意義を有しているものであつ

て、それは、故人の人間としての存在・人格が化体された象徴としての意味である」として訴えました。未払い賃金・供託金の行方を探ることは、日本企業および日本国が徴用工の「人間としての存在・人格」を戦前のみならず戦後においてもどのように扱ったのかということにつながっています。未払い賃金を本人の了解もなく国が勝手に消滅させることはできない。

2. 未払い賃金の取り扱い—企業の責任—

日本製鐵大阪製鐵所を被告とする大阪地裁の判決文（2001年3月）では賃金の支給について以下のように述べています。

「日本製鐵では、原告らの就労開始後、原告ら訓練工に対し、賃金を支給する旨を告げたが、賃金額や内訳については説明をせず、原告らには月に2、3円の小遣い程度の現金を手渡すのみで、賃金のほとんどを、日本製鐵が原告らに無断で開設した各工員名義の郵便貯金口座に、原告らの同意を得ずに一方的に入金し、その貯金通帳と届出印を、寮の舎監に保管させ、原告らに対しては、原告らは独身者であるため、賃金全額を渡すと無駄遣いするおそれがあるので、貯金しておくとして説明した。なお、右の各工員名義の貯金額は、本件寮内の壁に、棒グラフで表示されて貼り出されていた。また、原告 P1 は、本件寮の舎監から、同原告の賃金の明細が記された給与袋を見せてもらったことがあり、原告 P2 も、本件寮の舎監から、同原告名義の貯金通帳を見せてもらったことがあった」。

その後、大阪製鐵所の工場は、1945年3月19日の大阪大空襲によって破壊されたことによって、「同年6月、大阪製鐵所で就労していた朝鮮人工員を、朝鮮半島の清津に建設予定の製鐵所に配置換えすることにし、同人らを3回にわけて、清津に移動させた。原告らは、同年6月下旬頃、本件寮の舎監の引率のもと、第1回目の転属者として、他の工員らとともに、大阪から列車で下関に向かい、下関から船で釜山に渡り、釜山から列車で清津に移動した。原告 P2 は、大阪製鐵所を離れる際、本件寮の舎監に対し、同原告名義の貯金通帳を渡してほしいと申し出たが、舎監は、清津に着いたら貯金通帳を渡すと述べたため、清津に到着した後、再度、貯金通帳を渡して欲しいと申し入れたが、舎監は、次の転属者を清津に引率して来るときに、持って来ると述べて、貯金通帳を渡さなかった。原告 P1 も、清津で、本件寮舎監に対し、日本で働いた分の賃金を渡してほしいと申し出たが、同人は、同原告に対しても、いったん日本に戻り、次の転属者を清津に引率してくる時に、持参すると答え、賃金の支払をしなかった」と判決文は述べています。

日本製鐵は、徴用工の賃金の支払いおよび貯金通帳の申し出に対し、その場しのぎの受け答えに終始し、結果として未払いのまま敗戦を迎えました。その後、1946年10月の厚生省労政局からの通達によって、「日本製鐵により、原告らの未払賃金等が大阪供託局に供託されることとなり、昭和22年3月18日、原告 P1（雇用期間は昭和18年9月10日から昭和20年6月14日、供託上の本籍地は平安南道平壤府〈以下略〉については、467円44銭（給料57円44銭、預り金410円）、原告 P2（雇用期間は昭和18年9月10日から昭和20年6月11日、供託上の本籍地は平安南道平壤府〈以下略〉については495円52銭（給料50円52銭、預り金445円）が供託された」のである。本籍地は記載されていたが本人に通知されることはなかった。

しかし、判決は「供託額が正当な賃金をもとに算出されて正確な金額が記載されているとは考えられないから、本件各供託は本来の債務消滅の効力を生じないというべきである」としました。供託による債務消滅の効力がないとすると日本製鐵に債務が残っていることにな

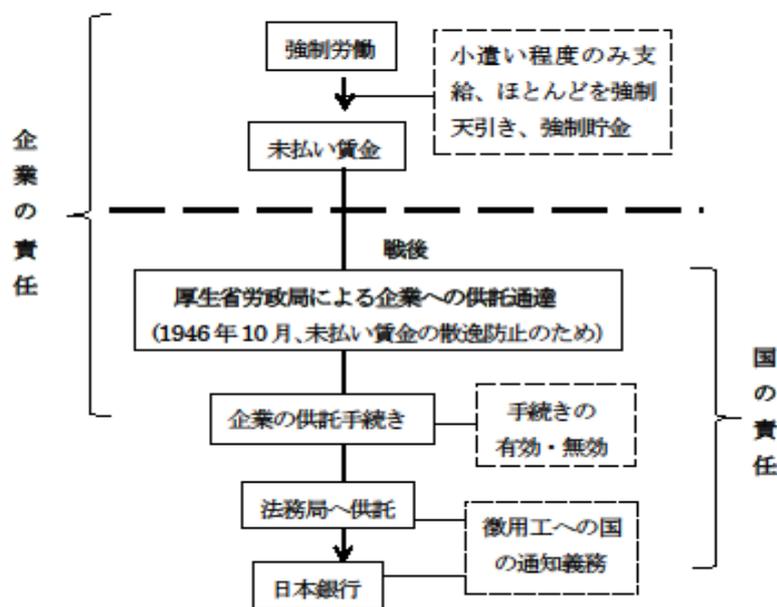
ります。また、正確な金額が記載されていないとすると、この責任は日本製鐵にあります。判決文は次のように述べています。

「仮に本件各供託に関し日本製鐵に何らかの不法行為が成立したとすれば、これによる原告らの日本製鐵に対する債権は、同法上という『旧債権』には当たらず、日本製鐵の新勘定に属する債権として、第2会社4社に承継されたとみるべき余地がある」。

日本製鐵の供託上の不法行為があれば、その責任は第2会社4社※に「承継されたとみるべき余地がある」と述べています。未払い賃金の供託無効であれば、その徴用工の債権は日本製鐵の後継企業である新日鐵（現・日本製鐵）に承継されているとみるべきです。

また、判決では通知義務は国にあるが供託無効なので「国は責任なし」となったのです。ただ、大阪供託局に供託されたのは事実であり、この供託金はどこにいったのか。

図5 未払い賃金の行方—企業と国の責任—



※第2会社4社とは、1948年の「過度経済力集中排除法」（財閥解体）によって日本製鐵が解散・分割され、その事業を承継した八幡製鐵、富士製鐵、日鐵汽船、播磨耐火煉瓦です。前2社は1970年に合併し新日本製鐵になり、2012年に住友金属と合併し新日鐵住金、2019年に社名を日本製鐵としました。なお、戦前の日本製鐵は、日本製鐵株式会社法（昭和8年4月6日公布法律第47号）の第5条「政府は日本製鐵株式会社の株式総数の2分の1を超ゆる数の株式を所有することを要す」とされた国策会社です。

3. 供託金の取り扱い—国の責任—

この徴用工の未払い賃金をめぐる国会での質疑をみてみます。2006年12月14日、福島みずほ議員は、参議院議長宛てに「朝鮮人労働者等に対する未払金等の取扱いに関する質問主意書」提出しました。その前文では次のように述べられています。

「2004年12月、私は『朝鮮人労働者等に対する未払金その他の取扱いに関する質問主意書』（第161回国会質問第22号）を提出し、未払金の取扱いについて内閣に質問した。し

かし、『供託された供託物については、現時点において、特段の措置を採ることは考えておらず、その保管を継続することとしている』と答弁するなど、残念ながら、この問題を解決していこうとする姿勢は見られなかった。一方、韓国では、新たな国内措置として強制徴用被害者に対する未払金の補償及び支給をするための『日帝強占下国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律案』が国会に提出されている」。

この質問に対して、内閣総理大臣・安倍晋三から、2006年12月20日、「答弁書第44号（内閣参質165第44号）」が参議院議長宛て提出されました。

この内容を項目ごとに、以下、質問と答弁という形式で列挙します。

<質問一>

一、日韓条約・請求権協定における強制徴用被害者への補償について

1. 日本政府は、1965年の日韓条約・請求権協定の無償資金の中に、強制徴用への補償支払いが含まれていると認識しているのか。
2. 含まれていると認識しているのであれば、韓国政府への無償資金3億ドルのうち、どの程度を強制徴用者への補償分と想定していたか。

<答弁>

お尋ねの「強制徴用」の趣旨が明らかではないが、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和40年条約第27号。以下「日韓請求権・経済協力協定」という。）第2条1において、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。お尋ねの「無償資金」を含む日韓請求権・経済協力協定に基づいて行った経済協力とは、このような日韓両国及びその両国民間の財産、権利及び利益並びに請求権に関する問題の解決と並行して、日韓間の歴史的な特別の関係にかんがみ、また今後両国間の友好関係を確立するという大局的見地に立って、韓国の経済の発展に寄与するために行うこととしたものである。

この答弁は、まず「『強制徴用』の趣旨が明らかではない」として「強制徴用」という表現を認めていません。また「大局的見地に立って、韓国の経済の発展に寄与するために行うこととした」のであり、この「大局的見地」に徴用工の補償金支払いもが含まれていると認識しているようです。また、「無償資金3億ドルのうち、どの程度を強制徴用者への補償分」との質問に対して、答弁はその資金に補償金が含まれていると述べていることとなります。要するに、韓国経済の発展に寄与することによって徴用工への補償は終わっていると答弁しているのです。当時の韓国軍事政権と日本の自民党政権が「韓国の経済の発展に寄与する」ことで「財産、権利及び利益並びに請求権」が「完全かつ最終的に解決された」と述べています。これは明らかに当時の韓国の軍事独裁政権と日本の自民党政権の間で交わした「請求権・経済協力協定」であり、この協定で徴用工の補償も解決済みというのは国家間の取り決め（外交保護権の放棄）であるに過ぎない。徴用工の補償問題（補償金、慰謝料など）まで解決済みとすることではなかったことは、当時の政府間交渉においても確認されている自明の事柄です。だがこの認識は「安倍自民党政権にはない」ということです。

なお、ここでの質問一は補償問題であり未払い賃金の件ではありません（これは次の質問になります）。日本企業の徴用工への未払いの賃金まで国家がチャラ（解決済み）にする権限がないことは自明の事柄です。

<質問二>

二、日本銀行に保管されている未払金について

1. 日本銀行に保管されている未払金は、現在、現金1億6779万1400円、有価証券4735万5600円保管されている。この未払金は、当時と現在の貨幣価値の変化を勘案すると、現在ではどの程度の金額になると試算されるか。
2. 戦後、この未払金を強制徴用労働者に返却するために、日本政府はどのような努力を行ったか。
3. 1965年の日韓条約・請求権協定締結の協議の中で、韓国側に提供した無償資金の中に未払金を含めるという話合いは行われたのか。
4. 1965年の日韓条約・請求権協定締結の協議の中で、未払金を強制徴用労働者に返却するための方法について協議されたか。協議されたのであれば、その内容を明らかにされたい。
5. 戦後、日本政府が保管する強制徴用労働者についての資料を韓国政府に提供したか。提供したのであれば、いつ、どのような資料を提供したのか、明らかにされたい。

<答弁>

二の1及び2について

旧厚生省労政局長から「朝鮮人労務者等に対する未払金その他に関する件」と題する通達（昭和21年10月12日付け労発第572号）を地方長官に対し発出し、終戦による社会的混乱と朝鮮人労働者の帰国等によるこれら労働者の居所不明、通信不能等の事情のために、事業主がこれら労働者に対して支払うことができなくなっている場合に関し、できる限り供託手続を執るよう関係事業主に対する指導を行い、未払賃金等の散逸の防止に努めた。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第103条及び第104条の規定において、各省各庁の長の保管する金銭及び有価証券は、日本銀行に寄託すべきものとされていることから、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又は法務大臣が指定したこれらの出張所が、同通達に基づき供託物として受け入れた金銭及び有価証券については、日本銀行に寄託して保管される。

お尋ねの日本銀行に保管されている未払金が、具体的に、いつの時点でされたどの供託事件に関するものかが明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の5について

平成2年5月25日の日韓外相会談の際に、韓国側から終戦前に徴用された者の名簿の入手について協力要請があったことを受け、政府は、各都道府県、各市区町村、いわゆる朝鮮人徴用者等を受け入れていた可能性がある民間事業所等に対し、韓国政府に提出することを目的として調査を依頼した。その結果、提供された情報を取りまとめて、平成3年3月5日に90804人、平成4年12月25日に17107人のいわゆる朝鮮人徴用者等に関する名簿の写しを駐日韓国大使館へ提出している。

答弁では、未払い賃金は供託金として日本銀行に保管しているが、「日本銀行に保管されている未払金が、具体的に、いつの時点でされたどの供託事件に関するものかが明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である」と無責任な答弁となっています。また、韓国側からの要請があつてはじめて約11万人ほどの徴用工の名簿を1991年3月と1992年4月に韓国側に提出しました。韓国側からの要請ではなく、日本銀行に保管されています膨大な額の未払い賃金を日本政府は自らの最優先の問題として取り組むべきなのです。怠慢・

無責任と言う他ありません。にもかかわらず、その膨大な額の未払い賃金の内容が「明らかでないから」質問に答えられないなど無責任極まりない答弁になっています。

<質問三>

三、無事生還した者への補償について

1. 韓国政府によれば、死亡又は負傷することなく生還した韓国の強制徴用被害者に対する補償について、1965年の日韓条約・請求権協定に関する協議の席上、日本政府が自国内の援護対象に生還者が含まれていないことを理由に強く反対したとされている。このような日本政府の姿勢は事実か。
2. 日本政府が、戦後、太平洋戦争において死亡した者、負傷した者及び遺族に対して支払った補償額及び年金の総額をそれぞれ明らかにされたい。
3. 日本政府は、朝鮮半島で生存している強制徴用者だった者に対して、何らかの措置を追加的に行う考えはあるか。

<答弁>

二の3及び4並びに三の1について

日韓間では、財産及び請求権の問題、経済協力等について議論した結果、1965年の国交正常化に際して、日韓請求権・経済協力協定を締結しているが、その議論の詳細については、日朝間の協議に与える影響等にかんがみ、お答えすることは差し控えたい。

三の2について

お尋ねの「太平洋戦争において死亡した者、負傷した者及び遺族に対して支払った補償額及び年金の総額」の意味が必ずしも明らかではないが、昭和16年12月8日以後における戦争公務等により障害の状態となった者及び死亡した者の遺族に対する恩給法（大正12年法律第48号）に基づく恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく年金等の戦後の支給総額については、把握しておらず、お答えすることは困難である。

三の3について

お尋ねの「措置を追加的に行う」の意味が必ずしも明らかではないが、韓国との間では、日韓請求権・経済協力協定第2条1に規定されているとおり、両国及びその国民の間の財産、権利及び利益並びに請求権の問題は、完全かつ最終的に解決されたことが確認されている。また、北朝鮮との間では、日朝平壤宣言において「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議する」ことが明記されており、いわゆる朝鮮人徴用者等の問題を含め、右のとおり日朝平壤宣言に明記されているところに従い、日朝国交正常化交渉において協議されるべきものである。

この答弁でわかるように、未払い賃金（供託金）は今も日本銀行に保管され、徴用工への返却は行われていなし、その努力さえもしていない。請求権・経済協力協定での無償資金3億ドルといってもそれは「日本の生産物と日本人の役務」の提供であって一括経済協力資金で現金ではありません。当然、そこに未払い賃金はいっさい含まれておらず返却方法も全く話し合われていません。それは、保管されている供託金が「具体的に、いつの時点でされたどの供託事件に関するものかが明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である」との無責任答弁によっても明確です。戦後60年を経過した2006年時点においても、日本政府は、供託の数、人数、金額を把握していなかった。ただ供託金は日本銀行に保管されています。この「明らかでない」供託金（未払い賃金）を、この答弁の40年以上も前の請求

権・経済協力協定締結にあたって話し合うことなど出来るはずもないのです。この協定はドンブリ勘定の韓国の軍事独裁政権と日本の自民党政権による経済協力協定なのであり、その内容は日本の生産物と役務の提供であり、お金で支払われたものでは全くないのです。徴用工への補償金、未払い賃金などの支払いと全く無縁の日韓政府間の協定です。

上記の名簿は、1987年に民主化を成し遂げた韓国側から1990年5月の日韓外相会談の際に徴用された者の名簿の要請があってはじめて日本政府は民間事業者等に調査し、1991年と1992年に日本政府は10万7911名の徴用工名簿を韓国側に提出しました（このことは1992年以降の損害賠償請求等の訴訟の激増につながります）。この名簿の調査を行っていなかった1965年の請求権・経済協力協定締結に至る日韓会談・会議の場で、「無償資金の中に未払金を含める話し合い」および「未払金を強制徴用労働者に返却するための方法について協議される」ことはそもそも不可能です。戦後45年が経過して、韓国側から要請されて、ようやく徴用工の調査をし、その名簿を作成し韓国側へ提出しました。単に遅きに失したのではなく、日本政府と1987年の民主化まで続く韓国軍事独裁政権の両者の怠慢・無責任というべきです。

現金および有価証券の合計2億円余りの未払い賃金等が日本銀行に保管されています。当時と現在の貨幣価値の変化を勘案すればその金額はいくらになるのでしょうか。例えば、昭和19年当時の旧制中卒初任給が40～45円程度であり、現在の高卒初任給は約18万円であることを考えると、4000倍を超える金額となります。この保管されている供託金（未払い賃金）を、供託した日本企業および供託された日本政府は、今後どのように扱うのでしょうか。引き続き保管し続けるのか、それとも特別歳入として政府予算に組み入れるのか。

日本企業と日本政府は徴用工問題を「解決済み」とただ繰り返すのみです。この保管されている供託金（未払い賃金）も解決済みなのでしょうか。無責任極まりない。

4. 企業の経済的責任（CER）とは

冒頭で紹介しましたように、供託金（未払い賃金）の還付請求を、日本製鐵（釜石）訴訟で原告は「人間としての存在・人格が化体された象徴」と訴えました。別件事例の三菱重工・長崎造船所では、未払い賃金は長崎法務局に供託されましたが、供託名簿は存在しませんでした。紛失したのであれば法務局、国の責任です。また、企業は被害者の所在地がわかっているにもかかわらず本人に通知していません。また名簿も紛失しています。杜撰極まりない。このことは、長崎で被爆した元徴用工が申請しました被爆者健康手帳が却下されましたが、それは供託名簿と文書が三菱重工にも法務局にも存在せず事実確認ができないことによっています。こうした事例も生んでいるのです。供託名簿と文書が杜撰に取り扱われているだけでなく、その書面すら法務局にも保管せずなくなっているのです。徴用工が人間として扱われなかった事実は、戦前の強制連行・強制労働だけではなく、戦後の日本企業と日本政府にも続いており、現在に至っているのです。

また支払うべき賃金（企業の債務）を杜撰に扱うのは戦後の日本企業にも通底します。経済組織・団体としての企業の社会的責任（CSR）の核心は経済的責任（CER）です。経済的責任とは、経済組織としての企業が、雇用、良質・安全な商品・サービスの提供、適正な賃金の支払い、正しい納税、職場環境（労働時間を含む）の改善などを意味しています。この責任は、現在だけでなく過去、未来にも及びます。自らに都合の悪い過去を葬り去った企業の現在の姿、そして未来の姿はいかなるもののでしょうか。例えば、日本企業において多発する過労死・過労自殺の現在の姿は、現代版「強制労働」であり、それは働く者の「人間とし

での存在・人格」を貶めている問題です。かつて徴用工を「皇国臣民の栄えある産業戦士」という名の下に長時間労働の非人間的な重労働を強いましたが、現在もまた「企業戦士」の言葉とともに国際的用語でもある KAROSHI が多発しています。ヴァイツゼッカー西ドイツ大統領の「非人間的な行為を心に刻もうとしない者はまたそうした危険に陥りやすい」の言葉が聞こえてきます。

2004 年改定の日本経団連「企業行動憲章」の序文（一部）は以下のように述べています。

「近年、市民社会の成熟化に伴い、商品の選別や企業の評価に際して『企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）』への取り組みに注目する人々が増えている。また、グローバル化の進展に伴い、児童労働・強制労働を含む人権問題や貧困問題などに対して世界的に関心が高まっており、企業に対しても一層の取り組みが期待されている。・・・ステークホルダーとの対話を重ねつつ社会的責任を果たすことにより、社会における存在意義を高めていかねばならない」。

ここにおいて「強制労働を含む人権問題」を明記していますが、この「強制労働」は現在と未来だけのことなのです。2010 年に同憲章は改定され「強制労働」という言葉は削除されました。「徴用工」という言葉も「解決済み」とし削除したいのです。

未払い賃金・供託金は今も日本銀行に存在しています。請求権・経済協力協定で徴用工の供託金（未払い賃金）は「解決済み」とは到底言えません。「解決済み」とするなら、日本政府は後ろめたさを感じることなく（厚顔無恥のまま）供託金を保管せず一般歳入に繰り込むがよい。

供託金（未払い賃金）還付請求問題、ここでも徴用工をめぐる日本企業と日本政府の問題は未解決です。それは徴用工の「人間としての存在・人格」を今も貶め続けている人権問題なのです。この問題の解決なしには日本企業にも日本社会にも未来はありません。現日本政府に未来がないのは言うまでもない。＜次号に続く＞

＜付記＞

昨年 12 月 3 日の夜に非常戒厳令を出した韓国の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領に対し、4 月 4 日、憲法裁判所は 8 人の裁判官全員の一致で、弾劾妥当との判決を下しました。戒厳令の下、軍と警察が国会に侵入・乱入し、国民主権、民主主義を否定し、市民の基本権を侵害しました。かつての軍事独裁政権の下、繰り返されてきた戒厳令が、社会全体を恐怖、混乱におとしいれ、さらに拷問、虐殺を引き起こした歴史を、二度と繰り返させないという韓国市民の強い思いをふまえた判決です。韓国市民の力に敬意を表したいと思います。

昨年 12 月に戒厳令が出された時、すぐに想起起こされたのは 1980 年 5 月の戒厳令による光州事件です。多くの学生、市民がそれに抗いましたが、多くの人々が虐殺され、また傷つきました。その光州民衆抗争から今年 45 年です。2000 年 5 月に、NPO 法人京都社会文化センターと NPO 法人洛西文化ネットワークが、「＜光州週間＞5・18 光州民衆抗争 20 周年 平和と人権を考える」に取り組みました。多くの市民の参加を得ました。それから早 25 年です。

日本においても戦前は戒厳令および戒厳措置は何度も行使されてきました。現在、「台湾有事」など東アジアの安全保障をめぐる議論の中で「緊急事態条項」を設けようとの「憲法改正」の動きがあります。「緊急事態宣言」という言葉はすでに新型コロナ感染症対策において使われています。現在の「軍拡政権」の下、戒厳令は日本社会の問題でもあるのです。

※ 5月4日(日) 14:00 からの「ともいき塾」の場(冬水文庫)において、「市民科学通信」サロン「5・18 光州民衆抗争 45周年 平和と人権を考える」として、ドキュメンタリー映像「光州民衆抗争」(製作; 5・18 記念財団)を観ることにします。

(しげもと とうすい)



全南大学校 5・18 研究所 (韓国・光州)
<2019年11月、全南大学校訪問の際に撮影>

人民主権について

竹内 真澄

人民 people が主権者である、とはいったいどういうことであるか。答えは人民のみが知っている。では、我々は人民であるか。否である。ゆえにわれらは人民主権の何たるかを知らない。

では、その意味を知らないにもかかわらず、どうして人民主権という言葉が我々は懐かしいと感じるのか。それは、われわれがかつて人民であったか、またはこれから人民になろうとしているからだ。すなわち、我々ははるかな過去において人民であった。そしていずれの時においてかは知らないが、将来人民になるのである。ゆえに現在、われわれは人民ではないから、人民主権の記憶ないし予兆を感じるにせよ、もどかしいほどに空っぽである。

かくしてわれらは過渡的存在である。どこかから来てどこかへ行くのだ。もし君が定住し、定職を持ち、定食を食べても、君はどこかから来てどこかへ行かねばならぬ。定まってある

ことはできない。

1. ルソーは懐かしさの原点である

人民主権が懐かしいのは、おそらくわれらが近代人であるがゆえである。近代のスタートラインにおいて J・J・ルソーがはじめて人民主権を定義した。人民とは、一般意志、不可分の主権、直接民主主義の主体である、と（『社会契約論』1762）。それならば、ホッブズやロックも同じことを述べたのではないかと思う人がいるかもしれない。だが、ルソーは、ホッブズやロックを論敵とした人である。主権は不可分であることについては、ホッブズとロックも認めるに吝かでなかった。だが、一般意志が私人 private person を否定しなくては存立できないことを明示し、直接民主制が正しい民主制であると言ったのはルソーだけだ。

いま、ルソーを基準にして現代世界を見た場合に、人民主権を制度化した国はこの地上には存在しない。ルソーの影響下に大革命が起きたと言われる当のフランスすら原点からはほど遠く、むしろ逸脱し、墮落したとすら言わねばならない。マクロン大統領は反ルソー的である。なぜなら、投票で選ばれた者が政治を請け負うのは直接民主制と相容れないからだ。フランス国民は、実際は、ホッブズ主義者またはロック主義者の集まりにすぎない。一般意志と直接民主主義が欠如している限りでは、そうである。

だが、一般意志と直接民主主義が望ましいとルソーは考えたにしても、彼自身がそれを制度化できると確信したわけではない。むしろ、制度化は困難であると考えていた。ルソーの死後、商業化と産業化が進めば進むほど、それだけ一層人は私人化し、一般意志を作れなくなったし、商品化と資本主義化によって直接民主主義もまた難しくなった。

だから、ルソーの不安はますます的中したから、全世界がルソーを懐かしく思うのは当然なのである。懐メロは所詮懐メロであり、未来をつくるエネルギーをもちえない。ルソーは一度死ぬ。19世紀から20世紀に一度死んだのである。だが・・・それは甦る。

2. ルソーを受け継ぐ者

ルソーは社会契約を取り結ぶ主体は、利己を捨てねばならないと考えていた。利己に固執する限り一般意志は不可能である。だから、私的所有を前提にし、したがって利己を主体と認める型の社会契約論は一般意志を作りえず、僭称するだけである。利己の作る社会は、金持ち独裁となる。金持ち独裁は、自愛と憐憫を認めない。だから金持ちは、自愛と憐憫を大事に思う人民が主人であることを嫌う。ルソーが自己保存 self-preservation に代えて相互保存 mutual preservation という言葉を作ったのは、自己保存のためには相互保存がなければ無理だと思ったからだ。たとえば、男は女がなければ生まれえないし、大人は子どもがいなければ、大人にはなれない。相互保存（共生）が自己保存に先行するのである。およそ selfisch（利己的）な Self（自己）は Self たりえない。

直接民主主義についても同じことが言える。およそ人が皆私人であるならば、私的利害を

追求することを避けようがない。一般意志は食べ物にされ、蹂躪され、お題目となる。私人に直接民主主義を与えれば、政治は修羅場となり、「万人の万人に対する闘争」の場となる。したがって、私人を温存する限り、小さいサイズだろうが大きいサイズだろうが、社会に直接民主主義を導入することは賢明ではない。縮小国民としての国会を設置する所以である。

では、一般意志と直接民主主義を望むことはアナクロニズムなのだろうか。近代を受容したわれらがルソーを取り戻すことはできないのだろうか。

必ずしもそうではない。マルクスはこの点で「一般意志と直接民主主義」は可能であるばかりでなく、必然であると言う。彼は、一般意志 *allgemeine Wille*、*Gemeinwille* ではなく、いわば普遍意志 *universale wille* を導入する。一般性とは個別性の機械的な総和でしかない。しかし、普遍性とは個性の有機的な結合である。

政治、というものは我々が一般性しか表象できないことの帰結である。だが、普遍性に達すれば、一般性は不要となる。「俺が普遍だ」と皆が言えれば、政治において誰かが誰かを代表したり、誰かに代表してもらったりする必要はない。マルクスとは、何を考えた人かといえ、*「ただひとり自分だけが自分を代表することができる」と考えた人なのだ* (*MEW*, Bd. 1, S. 324)。これは政治の場における一人一党ということではない。「市民社会が現実的な政治社会である場合には・・・代表的権力としての立法権の意義はすっかり消えてしまう。ここでは例えば、靴屋が一つの社会的必要を満たす点で私の代表者 *Repräsentant* なのである。靴屋がここで代表者であるのは、彼があらわすところのなにか他のもの *ein anderes* によってではなく、*彼があるところのもの was er ist* と彼の行為 *tut* によってなのである」 (*ibid.*, S. 325)。つまり、互いに互いの社会的必要を満たしあうために働きあう、その社会的活動 *soziale Tätigkeit* をやり取りする存在でありさえすれば、政治的・代表など不要であり、ただ互いが人類 *Gattung* の一員であるという意味で自分が自分を、また他者が他者をその存在と行為において代表すれば事足りるのである。

ここに、政治を、したがって間接民主主義を、労働の現場における賃労働を「社会的活動」へ転換することによって廃棄し、直接民主主義（人民自治）に置きかえるという思想を読み取ることができる。これこそ批判的ルソー主義者マルクスの初心である。ルソーは「一人の人間が他の人間の援助を必要とする」（『人間不平等起源論』平岡訳 96 頁）ことは不平等の始まりであり、悪であると考えた。だから、小経営を規範とし、個々の小経営を国家に経営させるといふ小ブルジョア的社會主義を構想するしかなかった。このために、ルソーの直接民主主義は政治的な直接民主主義になってしまう。しかし、小経営者が没落することを受け入れて、労働の社会化（コンビネーション化）の進行をテコにして個体的所有の再建を展望するとき、労働力の商品化が終わる。労働力の商品化が終わるといふことは、労働処分権を一人一人の民衆がとりもどすということである。だから、各職場において分権的な直接民主主義が開花するしかない。これはマルクスが、ホブズとロックを、したがって現代の一切の自由民主主義を、だから一般意志の金持ちによる侵害と間接民主主義を、普遍意志と直接

民主主義によって廃棄するという思想にほかならない。

もしも、社会のサイズがグローバル化によってますます大きくなるのだから、以前にもまして一層間接民主主義を選ぶしか道はないと思うなら、それは幻想である。むしろ、ますます一般意志の名において金持ちが政治的代表を買収する時代が近づいてくる。悪い代表を落とし、良い代表を送るというのも一つの手ではある。しかし、良い代表が代表になってもよい代表たりうる保証はない。私は、未来は青年のものだと言って若者に人気があった知識人を知っているけれども、未来をにぎった青年はすでに中年であるにつけ加えたいのである。青年がいつまでも青年ではないのと同じく、良い代表が永久に良い代表であるとは言えない。

したがって、誰かすぐれた人に頼むのではなく、社会的活動における自治において自分が自分を代表しなくてはならない。これが分権的社会主義である。いまや国民主権という形態に貶められた人民主権を、普遍意志と直接民主主義においてとりもどし、労働を真の社会的活動へ転換すべき時代が接近しつつあると言わなくてはならない。

(たけうち ますみ)



権力について

一覚え書き一

竹内 真澄

はじめに

従来の権力論を読んでいて思うのは、(1)なぜ、何のために権力論を目指しているか。(2)権力の表象をどの程度持っているか。(3)権力の存立構造をどうつかむか。これら3点の問いかけが不明確だということである。

詳細は後述するが、これら3点の不明または弱さは社会学が始まっていらいずっと宿痾のようについてまわっている。20世紀の何人かの人びと、たとえばT・パーソンズ、M・フーコー、N・ルーマンをみても、一見多様に見えるが、いずれも権力という巨木に登っておらず、根元でとぐろを巻いているにすぎない。また悲しいかな、大方の20世紀マルクス主義もまとまった権力論を持ちえていないと言わざるをえない。

以下は、まだほんのスケッチであるが、私には私なりの打開のアイデアがある。それを論じてみよう。

1. 権力論の両極

ブルジョア社会学は、権力というと政治のことであると短絡する傾向がある。パーソンズの場合とくに顕著である。まるで、家族や友人関係、同好会、宗教、学校、企業、病院など、私人関係の諸集団内部には権力が存在しないかのようだ。パーソンズ社会学は政治的権力が民間の諸集団に対して目標を与える機能を遂行すると考える。これは国家介入的資本主義または混合経済的状态に対応する権力論である。パーソンズには家族と国家にかんする説明はかろうじてある。ところが近代社会を説明すべき「社会システム」の項に企業(company, enterprize)がない。業績主義や官僚制には記述があるのに企業権力に触れないのは理論的空隙である。類推であるが、企業の権力をもしパーソンズが論じたならば、目標達成 goal attainment という、状況に「神の一撃」を与える原因的な力を経営陣がもつという面を強調するであろう。確かに目標なしには、企業も含めてどの集団も動くはずはないので、権力は人間にとってなくてはならぬものだという結論にたどり着くであろう。

これとは真逆の権力論もある。例えばフーコーである。フーコーを読むと、およそ人間がいるところにはすべて権力現象があると彼がみていることがわかる。国家のみならず病院、学校、企業も権力現象である。ここには、権力を受容するか、受容させられている人間しか出てこない。だが、フーコー自身が権力を憎んでいることは明瞭なので、非常にネガティブな形においてはああるが、権力なしには社会はありえないと裏から論じたものである。

狭い範囲であるが、日本の論壇における権力論は大体においてこの両極のなかにあり、

様々な中間的立場がある。であるから、両極は互いに反発しあうが実は同じコインの表裏なので、権力は大切だという意見と権力は嫌いだが不可避だという意見が、いわば背中合わせになって権力を温存し、追認してしまう。

2. 相互行為と権力

理論的にもっとも初歩的なミスを犯しているのは機能主義社会学である。パーソンズとルーマンは、無規定で抽象的な A と B という行為者を設定して、A から見た B の不確定性と B から見た A の不確定性がどのようにして恒常的な、非対称の関係、つまり権力関係へ至るかを苦心惨憺論証しようとして試みた。W コンティンジェンシーの理論という。どちらが先に告白するか、恋の駆け引きのようなことがあらゆる社会的に分化したサブシステムで起こっていると考えている。相互行為をつづけていくと、どこかで慣れが発生し、亭主閑白か、かかあ天下のいずれかが帰結するということなのであろうか。

ここでルーマンの『権力 Macht』1975 を試しに見ておこう。彼は、相互行為から権力を導出するという触れ込みであるが、私にはよく理解できない。ルーマンは権力保持者と権力服従者という用語を解明なしに使う。問題は相互行為から出発して、なぜ、いかにして権力保持者と権力服従者の間の関係が成立するか、でなければならないはずだ。ところが、ルーマンは第 1 章からこれを前提する。これは結論の先取りであり、悪しき循環論である。訳者の長岡克行氏は「この行為（W コンティンジェンシー下にある相互行為）は選択が突き合わされ互いに掛りあいを持つようになるということ、それによって社会システムの形成がもたらされるということ、このことは避けられない」（訳者解説 223 頁）と解説するのだが、全く理解できない。相互行為から権力保持者と権力服従者が発生する結果、社会システムが形成される理路を説明すべきはずなのに、権力を最初から前提にしまっている。もしもすべての相互行為が必ず権力を発生させるなら、権力は永久である。永久であるならば、権力は食欲と排泄と同じようなものである。なぜ食欲があるのか、なぜ排泄するのか、そんなことはやめれば良いのに、とは言えない。どううまく食するか、どう排泄するかだけが人間の課題である。したがって人間にとって、どう権力と共生するかが課題なのである。私は必ずしもアナキズムに賛成ではないが、幸徳秋水が「無政府共産 communistic anarchism」というスローガンを掲げたことは有意味的であったと考える。ここから初めてソ連型の国家はなぜあるかとの問いが出てくる。いずれにせよ、パーソンズやルーマンには秋水のような発想はゼロである。ゆえになぜ、どのように権力が出てくるのかは説明されていない

そもそも、相互行為一般から権力を導出することはできるのであろうか。私はできないと思う。19 世紀に社会学が誕生して以来、そしてまた 20 世紀に入っても、パーソンズもルーマンも権力がなぜ生まれるかの解明に失敗している。

なぜこれが理論的な失敗であるかというところ、けっきょくのところ近代がわかっていないことに帰着する。たとえば『社会的行為の構造』1937 には権力 power という用語がある。要約すると、ホップズにせよロックにせよ「複数のばらばらな諸個人 a plurality of discrete individuals」「人間は自らの目的を合理的に追求する each pursuing his own ends independently of the others」という前提は不変である。ただ、「万人の万人に対する闘争」が「平和な自然状態」へ変わったために、権力はミニマムでよいことにな

った。ロックが「諸利害の自然な一致 the natural identity of interests」と想定したものが、200年にわたってホブズ問題を消去した。しかし、消去したのであって、「複数のばらばらな諸個人」という実在を廃棄したわけではない。だから、消去はせいぜい一時的に問題が後退しただけのことであった。

ところが、19世紀の最後の25年間のうちに、つまり恐慌1873年が起こったため「複数のばらばらな諸個人」の「自然な利害の一致」はもう公準たりえないことが明白となった。ここから第二世代の社会学者（ホブハウス、デュルケム、ウェーバー）が続々と登場してくる。経済学者の中にも変化が起こった。パーソンズが渡りに船と考えたのはアルフレッド・マーシャルの『経済学原理』の「限界効用論」である。あとで言うが、限界効用学説とは、労働価値説を捨てて、消費者側から「使用価値の効用の増加分」が価値を規定すると考える、主観的価値論である。

限界効用学説には独自に分析すべき点は多々あるが、ここではただマルクスの価値形態論が、それこそが相互行為から権力を導出する鍵であるにもかかわらず、あっさ捨てられてしまったという事実を重視する。以来私見では経済学は権力を論証抜きに常に前提し、市場と権力を追認する。

だが、私の評価とは別に、パーソンズにとってマーシャルには捨て難い魅力があった。マーシャルは、自由企業体制を信奉してはいたが、「極めて重要なことは、愛他主義の及ぶ範囲が進化過程とともに、すなわち『経済力』の向上に伴って急速に拡大していると主張していたことである」（パーソンズ②訳 52頁）。経済人は利己的であるというハチスン以来の伝統を、マーシャルは「明確に退けた」とパーソンズは書いている（②54頁）。

マーシャルは1873年恐慌後の経済学者として、市場の不完全性を認めた。利己心で作動する市場メカニズムを経済学の基本的対象としながら、現に生きている経済主体は利己心に還元されず、慣習、倫理、社会政策など多様な動機で行為すると考えた。この点にパーソンズは自己の社会的行為論の一つの基礎を見出そうとしたのである。けれども、そもそもマーシャルが経済的利己心を否定することなく、他方で倫理を外挿したことに見られる理論的弱点は、そのままパーソンズにも継承されてしまった。すなわち、パーソンズは単独的な行為者 an actor を行為理論の主体としながらその行為者が規範を共有すると論じた。マーシャルは一方に経済的利己心を前提にしたが、他方で倫理が人間の動機たりうるとした。だが利己心と倫理を架橋する論理はここにはない。同じく、パーソンズは一方で単独行為者を前提にして、他方に規範の存在を前提とするのだが、単独行為者がいかにして規範を形成するかという架橋の論理はないのである。二人は同型の理論的な弱点を抱え込んでいる。

『社会的行為の構造』は誠に見事な著作であるが、単独者と規範という両極を羅列しておいて直結した空前の失敗作でもある。

規範的なものは、パーソンズの様々な著作において様々に変形して現れる。『社会体系論』1951では、どんな社会にも共通に、超歴史的に人間はあり、大小様々な集団を作るという想定のもとで AGIL という承知のプロセスが満たされねばならないというふうに、あらゆる社会に通用するようなウルトラ抽象的な行為理論と社会体系の両立を迫りかけている。だがこの狙いにそもそもの失敗の原因がある。Aは適応、Gは目標達成、Iは統合、Lは潜在性であり、子ども集団（子どもは無垢だから歴史の歪みを免れるとでもいうのか）で実験してみ

たら、やはりこのプロセスがあることが分かったという。それを大人の社会にも拡張できる。実証に基づくと自称する「理論」だ。

歴史的なものを捨象して空虚な一般論を作っておいて、その一般性を眼前の歴史的な事実の中に見つけようとする。歴史的なものをウルトラ抽象的な超歴史性へ還元する。それは、人間にもサルの、爬虫類的、単細胞的側面が「ある」というような実証である。これは間違っているわけではないが、具体的なものの解明を求める読者に抽象を与えるものでしかない。木で鼻をくくる理論である。

だが権力論の構成という視点から見て許し難いのは、相互行為から権力を導出する時に、いわばウルトラ抽象的な無規定の相互行為から、したがって歴史貫通的な抽象から特殊歴史的な具体を引き出そうとしていることである。それが無謀なことだということがパーソンズとルーマンには理解できないらしい。

これに対してフーコーの場合は、近代という歴史的時代の権力を論じている。牧羊権力論などはわかりやすい。羊飼いは羊を都合よく動かす。このイメージで、近代国家が国民を羊のように操作するというのだ。比喩そのものがフーコーの価値判断ないし好悪を暗に示している。パーソンズとは違って一見物事を歴史的に扱っているように見えるが反対の失敗の極に移行している。というのも、人間は人間であって、いつも羊であるわけではない。なぜ人間は様々な可能性の条件の中で、選択的に羊になっているか。このことは説明されていない。だから、けしからんけれども人間は羊であり、そこから逃れることはできないということになっている。羊/人間、歴史的なもの/歴史貫通的なもの、近代人/社会的諸関係の総体という二つの次元の論理的区別がはっきりしていない。ゆえに、歴史的なものを不当に超歴史化してしまう。

方向は真逆である。超歴史的なものを歴史に無理やり押し込むか、それとも、特殊歴史的なものを超歴史化してしまうかである。抽象的観念論(パーソンズ、ルーマン)と抽象的唯物論(フーコー)に陣取って、論理次元の層を十分弁別し、分析することができてない。つまり、権力状況を表象して、それを上向的に論理構成するという社会科学のイロハができていないのである。

あとで整理するが、①歴史貫通的なもの(労働過程)、②特殊歴史的なものに包まれた歴史貫通的なもの(資本主義的労働過程)、③純然たる歴史的なもの(価値増殖過程)という3つの論理次元を区別すべきである。ところが、パーソンズ(ルーマン)とフーコーは、この作業を怠っている。その結果非常に一面的な理論ができてきたというべきである。

要言する。権力というのは歴史的な事象である。どういう歴史的条件のもとで、どういう権力が出現するか。また、権力が出現しない条件、および仮に権力があるとしても人物や階級や階層に固着しないような権力がありうるのかどうか。これらのことを分析的に識別すべきなのである。

3. 価値形態論と権力論

社会学の弱点を見ていると、相互行為から権力を引き出すことに失敗していることがわかった。それは近代の表象が弱いからだ。とりわけ権力論を論じる場合、『資本論』の価値形態論を使っていないという問題がある。コント、スペンサー、第二世代の社会学者、A・マ

ーシャルがそうであり、パーソンズとルーマンもそれ該当する。20世紀マルクス主義は、社会学とはむしろ違うけれども、やはり価値形態論をうまく使いこなせていない点では同じ弱点を残している。

価値形態論は、商品所持者という対等で自由意志を持つ人間を登場させる。ここにはまだ権力はない。自由な市場において、人間は100%自由であるから、支配も隷属もない。こういう想定は、ロックからハイエクまで連綿と持続している。

しかし、価値形態論はそこから貨幣という第3者が析出する論理的諸階梯を上向的に記述する。このポイントは、W コンティンジェンシーのような頼りない議論ではない。商品は価値と使用価値という二要因からなる。商品交換は等価交換であるから価値と価値の交換である。だが価値の交換は相手の使用価値の一定量との交換となる。商品所持者Aは商品aを売るために、相手Bの商品bの中にちょうど釣り合う価値を見出す。商品aは相対的価値形態にあり、これと等置された商品bは等価形態にある。商品aの価値は商品bの使用価値の一定量で表される。法とは違って、現実的には売り手と買い手は平等ではない。売り手は売らんがために買い手を見つけねばならない。買い手に依存する。買い手は最初ふつうの商品を持つに過ぎないが、より多くの人々が欲しがる特別の商品を入手しておけば、買い手として売り手に優越できる。売り手よりも買い手が、すなわち相対的価値形態よりも等価形態が有利であるという論理が潜在する。このようにして、自己の商品価値を相手の商品の体(使用価値)で表現しようとする回り道が、商品群の中から特別の商品としての貨幣(第3者)を排除し、析出させることになる。これが価値形態論である。

この結果一般商品の所持者が相対的価値形態にあるのに対して、その上位に、貨幣所持者が絶対的等価形態に立つようになる。これが社会的権力の生成である。貨幣をたくさん所持することで、その貨幣を次々に投資する側に立てば、商品所持者として絶えず買い手になりうるのであって、一般商品所持者に対して特権化するばかりか、労働者を無償労働させる側に立つことができる。こうして買い手は、商品所持者→貨幣所持者→資本家へ上向できる。これが、価値形態論が権力論として解読でき理由、つまりある歴史的状況における対等平等の交換主体から権力が立ち上がるのはいかにしてであるかの説明、すなわち権力論の論理構成である。

だが、社会学者たちおよびマーシャルのような経済学者は、価値形態論をまったく無視したのみならず、20世紀のマルクス主義者も価値形態論の理論的射程を権力論へ引き上げる可能性を有効利用できなかった。

従来のマルクス主義的権力論は、階級社会には生産手段を持つ側と持たざる側があり、持つ側が国家権力を牛耳るといふ、甚だ素朴な論立てで国家の階級性を論じた。これは階級社会貫通的な事象の説明としては許容される。

しかし、問題は近代的な権力の存立構造である。近代を舞台に設定すると、持つ側が持たざる側に対して国家を牛耳ると言っても、実は簡単ではない。近代では持つ側はさしあたり金や資本を持つだけのことである。近代は公私二元論であるから、私人の金がどうして公権力へと手を伸ばすのかは、わからない。ただ金を持ち、自民党に投票するだけでどうやって資本家階級が国家権力を握れるか。資本家の人口は少ないから、投票するだけでは多数の労働者に負けるのではないか。だから、政党政治のことだけを考えると、資本家の国家掌握は

まことに不安定な秩序であるということになる。ゆえに、企業献金やカンパで政党を買うのではないかという理論も出てくる。だが、金や資本、つまり「実弾」で私人が「公」を購入するという理屈はあまりに素朴であって、階級社会貫通的な理論では近代国家論を説明できない。

少なくともより緻密に考えなくてはならないであろう。

- (1) 人間と自然の物質代謝過程を諸個人が活動を共同させる形で維持するという次元では、まだ権力が出てくるとは言えない。複数の人間が共通の目標で協働すると上下関係が必ず生まれるというような権力論（バーナードの組織論）が蔓延しているが、これは論外である。複数の人間が集まれば必ずそこに権力が生まれるというのは臆断にすぎない。少なからぬ経営組織論は臆断の上に組み立てられた砂上の楼閣である。無規定の相互行為から権力を導出する社会学者の試みはこれまでことごとく失敗に終わった。なぜ失敗したかというと彼らは価値形態論を使わないからである。無規定の、したがって非対称性を持たない複数の人間が相互行為をすれば、じゃんけんのように全てが偶発となり、いかなる恒常的な権力も形成されない。昨日の権力は一晩経てば、あっさり無かったことになる。またゼロから再出発するしかない。ゆえに皆がゼロの状態から出発すれば、権力は発生しない。人間と自然の物質代謝過程一般から権力を導出できないのはこのことによる。
- (2) 近代社会とは何よりも商品社会である。法的には自由で平等な二人の主体が売り手と買い手として対峙する。だが、ここにすでに不均等発展の芽がある。価値と使用価値の二要因から商品を規定し、その商品の一般化を想定すると、商品社会が与えられる。商品社会は、貨幣をいち早く手に入れたがる社会である。これをマルクスは価値形態論で扱った。商品社会は貨幣を生み出す。すると、貨幣に一般商品が従属する社会、貨幣社会が生まれる。さらに貨幣社会は絶えず貨幣を購入手段として持ち続ける資本家が地位を保全できる社会、すなわち資本主義社会へ上向的に展開する。これはあくまでも論理的上向である。歴史的因果と合致するにしても、歴史的因果論ではない。
- (3) こうして資本主義社会が民間領域で完成される。

貨幣と資本を持つ者が特権者 *the haves* となる。もしも社会学者が相互行為から権力を引き出したければ、価値形態論を使わねばならない。そうすればできただろう。だが、悲しいことに使えない。①使用価値、②歴史的な使用価値、③純然たる歴史的な構成物としての価値（交換価値）という3つの論理次元を分析的に区別すれば、権力の発生と死滅を射程に入れることができるけれども、それでは社会システム論に背くことになる。なぜならば、パーソンズもルーマンも、権力と社会システムは相互依存の関係にあり、権力なしにはシステムは存立不能と考えるからだ。近代的権力の存立構造論を展開しようとするならば、社会の商品論に根拠を求めねばならない。ところが、このためには私人がある特殊な歴史的な存在であることをあらかじめ知っておく必要がある。ところが、社会学者は私人を対象化できない。価値形態論を使えば私人の相互行為のメカニズムを対象化できるが、同時に社会シス

テムの根拠を覆せば権力が廃棄される道を開いてしまう。すると社会システム論が死滅してしまうであろう。これはシステム論者の自殺行為である。

4. 公私二元論と労資二元論から権力論を引き出す

近代の社会構成は、さしあたり公私二元論的だ。自由放任期でも国家介入期でも、経済の原理的自律は維持される。国家は、税金徴収、国債、貨幣量、インフラ、所得再分配など経済過程に多かれ少なかれ入り込むが、個別資本の総体の労働処分権（ふつうの言い方で言うと価値増殖過程のこと）には立ち入らない。もしも資本主義国家が個別資本総体の労働処分権に立ち入るならば、資本主義体制でなくなってしまう。

通常、国家は所有権を保障するだけで、資本の私的処分権の中身は資本家に委ねる。民事不介入の原則である。国家の法的一般性によって資本の個別性を維持できる。公私二元論の枠組は、民法と憲法の二元論であるから、これが階級社会を覆い隠す。在野の自由を守りさえすれば、人間は自由になれると考えるリベラリストは在野の自由が労働者支配の根拠であることを見失っている。

公私二元論に労資二元論を組み合わせると（つまり労働力の商品化を付加すると）、市民国家は資本主義国家となる。私事が資本の営業の秘密の圏域となる。この論理水準で初めて階級社会にとっての国家の存立を論じることができる。

常に国家は階級的であるが、近代資本主義国家を論じるためには、商品、貨幣、資本の各水準に応じて、市民国家、租税国家、資本主義国家を論じて具体化する必要がある。

ひとつ思い起こすと、丸山眞男はかつてが市民国家（中性国家とそれを呼んだ）をうまく論じた。これに対してマルクス主義国家論がさほど冴えないように思われた理由は、もともと上向法的に構想すべき資本主義国家論を資本家と労働者の階級対立の上にアприオリに乗せて考えていたからである。絶対天皇制から自由になった市民国家が戦後どのように成熟した資本主義国家へ転化するか、さらに帝国主義国家へいかに変化するかを押さえておけば、丸山が掲げた「自由なる主体」がなぜ憲法の存在にもかかわらず形成されにくいかを説明できる。それは、日本の帝国主義国家の現在が象徴天皇制を利用して「自由なる主体」を妨害するからである。丸山のことを市民主義者であると批判したのは、20世紀マルクス主義が「その次」の主題を取り逃がしていた証拠かもしれない。すなわち価値形態論、貨幣論、協業論、大工業論、世界市場論の各水準に合わせた国家論の上向法を構築することによって、丸山が出した市民国家論の論理水準を取り込み、日本人の「自由なる主体」への課題がどのように権力的に塞がれていくかを見通し、丸山とともに戦う道が開けたはずなのである。これが異なる学問的立場の間での理論的統一戦線の構築である。そういう課題を提起せずに、レッテルを張って陣営に線引きをするのは、縄張り根性である。うちわ褒め内閉的集団主義、政治的未熟の再生産がここから帰結する。この結果、長期で見ると学問界は停滞する。

民間レベルで資本主義社会が出来上がる場合、公私二元論の先行のもとでそれが行われる。であるから、民放と憲法が前提になっている。普通選挙制を前提にしたとしても、労働者の投票で議会の多数を占めるのは、不可能ではないが容易ではない。なぜなら、資本を上から見通す能力は資本家と中間管理職に独占されている。労働者はお仕着せの現場で、上からの指揮命令に従うことはできるが、資本家と中間管理職なしに職場を自主管理する力量を持た

ない。これが個別的労働者を協業させることでコンビネーションが資本のもとに編集されるということである。個別的労働者は、自分たちを自主的に編成するだけの管理能力を普通は持たない。つまり物事を上から見通す力がない。したがって、良い上司、良い管理者を選好することは可能であるが、それに取って代わるだけのコンピテンスはない。資本主義社会は賃金を労働力の生産、再生産費として支払うが、養成費 *Bildungskosten* を最小に絞り込む傾向がある。そのことによって資本主義社会を総体として対象化し、認識することができないように、いわば人間を部分人化せしめる。このことでスキルの上で孤独で、他と連帯できない人格が生まれる。コスト削減は、何も生産手段だけでなく、労働力商品にも適用されるために、資本を管理する者と資本に管理される者の間の分業が成立する。したがって、毎日毎日資本家と管理職の高密度の仕事ぶりを見てよく知っている民衆は、自然発生的にこの人々に管理を任せれば良いのだと考えてしまう。

したがって、民間領域で物事を身に染みて学んでいる民衆は、選挙の時に、資本家、実業家、官僚など出身の候補者に期待を寄せる傾向がある。これは物象化の分業論的帰結である。民間領域における資本主義的な上厚下薄の分業と能力編成から、上厚に依存する下薄の民衆意識が生まれる。このために、労働者が圧倒的に多いのだから、道理が通れば多数票が取れるはずだという選挙論は、物象化の分業論的規定をあまく評価している。ブルジョア議会は、票を流動的に動かす場合があるが、それで政権交代はできるとしても、だからといって、民間のヘゲモニーを握って、労働者が自治社会をマネージできるわけではない。議会で多数を握って社会主義へ移行するという戦略は、実は歴史的にまだ一度も検証されていない。議会をつうじての多数者革命の仮説は、ロシアでも中国でも実行されなかった。もっとも先進的な日本国憲法を踏み台にして、そのもとでいかにして私人が個体へ転換できるか、つまり資本の分業編成を民衆による分業編成へ転換できるのか、という重大な問題は、まだまともに提起されたこともなく、豊饒な理論になっていない。

実際には、民衆は賃金の範囲で暮らしており、そうである限り、部分的労働者として生産され、日々コストカットの対象とされる。全面的に発達した自己形成は必要であるがその必要は満たされない。こうした構造的な収奪によって、近代国家の有権者は「片端」化され、全体を見通すものは彼らの外部に求められる。資本のコンビネーションの権力が第一次的に形成され、第二次的に資本主義国家の政治権力が形成される。一応、政経分離しているので、資本家が政治権力を直接的に所有するわけにはいかないが、資本主義社会を維持することによって、結果的に資本主義国家を維持する見通しはたつ。買収を禁じたり、企業献金を禁じたりすることは全く当然のことではあるが、それを実現したとしても眼前の資本主義国家が革命状態を迎えたり、資本主義の管理構造が崩壊するわけではない。むしろ、政界の混乱があっても、経済秩序は整然として進行することができる。

ここまでは純粹の理論として資本主義社会と国家の再生産を表象している。だが本当の日本社会はもっと具体的である。現代日本の権力状況の解明は世界史的に大きい意味をもつ。なぜなら西洋化、近代化されたアジア、アフリカ、中南米の諸国が高度に帝国主義的なシステムに編入され、しかもなお伝統的なものを使って操作されることが頻繁に起こるとすれば、人民を支配する構造の解明に寄与できるからである。なにかが崩壊すると極端なパーソナリ

ティの持ち主がリーダーとして登場することが多いが、それは新しい要素と古い要素の複合から自由な主体が形成されないからだ。つまり内的に不統合な、いわば雑居的な人間が放置されたままになる。雑居の人間が多数であるとき、新しい権力者は絶えず古い神話をもちだして延命するということがおこる。最新の基軸に伝統的な副次的機軸を従属させて体制が構築されてくる場合、どうそれと闘うか。日本は、古代的なもの(象徴天皇制)、自由主義的なもの、福祉国家的なものが憲法の中に埋め込まれているのだが、それらを帝国主義的新植民地主義によって包摂することが支配者の狙いである。これを理論的にどう掴み、どう克服するか戦略を立てるような課題に果敢に挑戦しておけば、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの新自由主義的伝統支配の構造をどう変革するかという要求に応える道が開ける。しかし、まだそうした一般化できる作品は出てきていないように思われる。

5. 労働した分だけ報酬をもらっているという幻想

公私二元論のもとで、民業を活性化すれば世の中はうまくいくと自由主義者は考える。国家による民業圧迫こそが大罪である。民業を自由に展開することが善であるという意識を持つ労働者も登場する。彼は、自分をリベラルな主体、進歩的であると自認している。日本国憲法が想定している主権者はこうしたタイプかもしれない。

リベラルな主体は、職場では実力主義を是とすることが多い。パーソンズが「アメリカの価値について」で論じた「現世的道具的活動主義 inner-worldly instrumental activism」とは、砕いて言えば、健康で勤勉に働き、会社と国家が経済成長すれば満足だという価値観を指す。

戦後アメリカのテコ入れでつくられた日本資本主義が同質の人間を歓迎しないはずはない。生活給から能力給へという変化がかなり定着したこともあろう。実力のない者に多額の給料を払うのは合理的ではないという観念は非常に発達した。経済合理性に反するならば、怠惰で、発展性のないふやけた職場が出来上がる。しかし実力のあるものに適切に給料を支払うならば、全体の士気も上がり、自分の地位 position と役割 role は公正なものとして認められる、と近代主義的サラリーマンは考えるのである。能力主義と実力主義がなぜ生まれるか、マルクスは書いている。

「奴隷労働では、労働日のうち奴隷が彼自身の生活手段の価値を補填するだけの部分、つまり彼が事実上自分のために労働する部分さえも、彼の主人のための労働として現れる。かれのすべての労働が不払い労働として現れる。賃労働では、反対に、剰余労働または不払い労働でさえも、支払われるものとして現れる。前(奴隷)のほうの場合には奴隷が自分のために労働することを所有関係がおおい隠すのであり、あと(賃労働)のほうの場合には賃労働者が無償で労働することを貨幣関係がおおい隠すのである」(MEW, Bd. 23, S. 562, 大月版『資本論』第23巻 699-700頁)

日本は戦後非常に強い労働組合運動や学習会運動があったので、労働者は搾取されているという知識はそれなりに広がった。だから、労働日のうちの一部が賃金であり残りは無償労働であるという知識はあるていど常識化した時期があったかもしれない。しかし、現在この

ような知識を教えてくれる場所はきわめて稀である。すると、少なくない賃労働者は、ますますリベラリストであるという観念をいだくとともに、頑張れば頑張るほど「不払い労働さえも、支払われるものとして現れる」から、資本主義的な幻想としての労働全収権論が出てくる。もしそうなっているとすれば、労働時間の短縮は問題外となるし、必要労働と剰余労働の境界をせめぎあう知識も消えてしまう。

労働力の商品化というのは、こうした資本主義的労働全収権論をともなったかたちで進行する。そうなると、資本は指揮命令する専制的権力ではなく、働く者の利益を配慮して「悪いけど繁忙期でね、ちょっと手伝ってくれたら君自身の利益になるんだがね」とささやきかける共同体となってくる。権力が労働者利益と合致するという表象、賃労働者が不払い労働さえも支払われていると考える幻想、これらが権力の存立根拠である以上、つねにそれを維持する力が行使される。

おわりに

以上非常に駆け足で権力論が何を目的にするか、何を表象するか、どういう論理構成を取るべきか、スケッチしてきた。なにを述べたかったかということ、近代固有の権力論を理論的に構築するためには私人論を基礎に置く必要があるということだ。近代とは、商品→貨幣→資本→独占→帝国主義の（上向法的）連鎖である。商品に対応する基礎的カテゴリーは私人である。私人が協業するから企業の権力が存立する。現代の主人 Herr は資本（家）であり、奴 Knecht は賃労働者である。資本主義が高度に成熟すると、資本主義的労働全収権の幻想が普及する。「頑張れば頑張るほど上に上がれる」というのは、本当かどうか実証しにくい。頑張ったのに上に上がれなかったという冷厳な事実を統計的に論証しても、私の努力はもっと頑張った人に比べて足りなかったのだという余地は残る。このような発想が私人的な発想なのであるが、孤立した私人（パーソンズという an actor）にはそれがわからない。

社会学者の権力論は、すべて私人を前提に置いている。地位 position と役割 role から人間を説明できるはずだという人間観をあまねく社会学はいだいている。だが、地位と役割が一般的にあるということと、それらが資本主義的な形態をとってあるということはまったく別のことである。社会学者は両者を混同している。したがって、人間が地位と役割に縛られること（分業の資本主義的形態）を不当に一般化する。私人が地位と役割を得れば、必ずそれらに縛り付けられ、生涯が地位と役割という物象化に従属する。つまり、人格が物象化し、「人格変容」（渡辺憲正）が起こる。「人格変容」は労働者がまるで資本家のようにものを考えるというだけではなく、分業論的な規定のもとで総体が見えなくなるという実質をともなう。それゆえ私人が協業すれば、その外部に資本という権力がそびえたつ。目標を設定するのは権力であるから、社会学者には権力が必要なものに見える。だが、協業そのものが権力を宿命化するわけではない。マルクスは権力をともなう協業と権力をともなわない協業を区別した。

「すべての比較的大規模な社会的または共同的な労働は、多かれ少なかれ一つの指図を必要とするのであって、これによって個体的諸活動の調和が媒介され、生産体の独立な諸器官の

運動とは違った生産体全体の運動から生ずる一般的な新機能が果たされるのである。

Alle unmittelbar gesellschaftliche oder gemeinschaftliche Arbeit auf größrem Maßstab bedarf mehr oder minder einer Direktion, welche die Harmonie der individuellen Tätigkeiten vermittelt und die allgemeinen Funktionen vollzieht, die aus der Bewegung des produktiven Gesamtkörpers im Unterschied von der Bewegung seiner selbständigen Organe entspringen. (MEW, Bd. 23, S. 350, 大月版訳 434 頁)

ここで下線を引いた箇所は、どの『資本論』訳でも「個別的諸活動の調和」とされている。しかし、これは誤訳だ。本当は個体的諸活動と訳されるべきである。なぜならば、これは歴史貫通的な諸個体の、賃労働という歴史的形態をとらない、諸活動の調和をとりあげている記述であるからだ。個別的諸労働の対概念が「個体的諸活動」である。個性性と「活動」は特別に親和性が高い。細谷昂氏が以前に、労働（賃労働）と活動は厳密に区別すべきことを指摘された。ここにもそれが出てくる。『資本論』に依拠すれば、諸個体の諸活動の協業において、指揮、媒介、一般的諸機能が必要である。しかし、この管理機能は別段敵対的ではないし、特別の人に固定的に所有されるものでもない。それはたんに機能であるにすぎない。ところが諸個体の協業という物質代謝過程の貫通的規定を資本が握った場合、「この指揮や監督や媒介の機能は、資本に従属する労働が協業的になれば、資本の機能になる。資本の独自の機能として、指揮の機能は独自の性格をもつことになる。」(同上)

歴史貫通的なものの特異歴史的なものとの間の関係具合がどうであるかについては、篠原三郎氏の問題提起以降多くの議論がある。「混ざり合っている」という具合につかんでよいかどうか。つかめるのか等々。

いずれにせよ、ここでの私の主張は諸個体の協業と賃労働者（私人）の協業は別物であるということだ。それをながらく 20 世紀マルクス主義（レーニンがその典型であるが）は見落としてきた。これでは資本の権力と権力なきアソシエーション（自治社会）を識別することはできない。しかし、それだけではない。一般化して、諸個体の協業と私人の協業を区別することができるとしても、指揮、媒介、監督の機能を賃労働の外部に丸投げしてしまう専制権力の存立構造を廃棄するためには、いったいどうすればよいのか。つまり、上から「鳥の目」で全体を管理する人と「虫の目」しか持たず、細部に縛りつけられて生涯を終わる人間の、人間の分業への従属をどのように克服していけるのか。マルクスが周到に準備した価値形態論、協業の歴史貫通性と特異歴史的な性格の対比が管理論を論じる上で武器になることを忘却してきた伝統はより詳細に検討されてしかるべきである。

私は別稿（「Bildungskosten について」）でとりあげるように、そこに養育費 Bildungskosten の問題があると考え。養育費が最低限まで削られているばあいには、労働力の生産と再生産はミニマムなので、部分人であることは、大工業の労働転換の法則でますます不可能になるとしても直線的に「全面的に発達した個体」が出現する保証はない。Bildungskosten をめぐる攻防がひとつの焦点となってくる。

権力の存立構造論は、私人から説き起こし、私人の協業がコンビネーションとなることから資本の専制支配が確立する軌跡を説明する。ここまでが社会的権力論である。この上に市

民国家が成立する。ロックが「市民政府の目的は私的所有の保全である」としたときに、早くも工場内における資本の専制支配が、市民国家の目的であるという含意が潜在していた。伝統的な政治学は、国家権力をめぐる階級闘争を解明するものであるとされてきたが、狭すぎる。なぜならば、国家権力の政治的目的とは最終的には企業の専制支配の保全だからである。企業における専制支配を抜きにした「政治学」は抽象でしかない。公私二元論を明確にしておけば、公的権力の目的が資本の私的専制の保全であることを明確にできるだろう。

しかし早晩市民国家は限界を迎える。資本と労働力の再生産機構を私的所有の維持で片づけることができなくなる段階が来るからだ。教育、医療、保育、介護などの労働力の生産と再生産の領域をできるだけ市場にゆだねたいという衝動は現代国家にずっと残り続ける。企業も医療、保育、介護、教育分野に進出を試みる。しかし、養育費を含めて労働力の生産を「社会化」し、脱商品化せよという反対メカニズムも、同じ重さで出現する。一方に労働力生産を企業化し、私事化しようとするメカニズムと他方にそれを社会化し、脱商品化しようとする反対メカニズムが並列し、正面から衝突する。財界や国家は、この衝突を、いかにして非階級的な体裁で処理できるか考えざるをえない。この面から見れば、資本(私)と資本主義国家(公)は互いに間接的に連携しているがゆえに非常に困難な課題へひきづりこまれつつある。

世界社会的に俯瞰すれば、各国の内部に私事化と社会化、商品化と脱商品化の競合がある。だが、労働力の生産と再生産にかかる社会化のコストを上げれば(上げざるをえないが)、国民国家の防衛コストと衝突するがゆえに、養成費 *Bildungskosten* を含む賃金をある程度切り下げねばならない。不平を漏らしかねない諸国民に総体としてどこまで、またいつまでこの切り下げを許容させるか。民間資本と国家権力が構成する権力複合体(金力と権力)が直面しているのはまさにこの問題である。

(たけうち ますみ)

ルーマンの人間像について

—はじめてのルーマン入門—

竹内 真澄

ルーマンがまことに得体のしれない難物の社会学者であるという印象を多くの人々がもっている。それほど難物ならば、「よくわからないものを書いた変な社会学者であった」でおしまいにすればよいのだが、どうもそういうわけにもいかないのである。その理由はいくつかある。(1) ルーマンが、生物学を含む自然科学の最新の成果を導入して社会システム論を更新したこと自体は事実なので、このことが社会学の説明力を上げているのかいないのか、無関心でいられないこと。(2) ハーバーマスはルーマンとの論争 1971 において、ルーマンの理論は「いうなれば高次の形態のテクノクラシー的意識である」(『批判理論と社会システム論』訳、186 頁)と特徴づけた。これは直観的に妥当しているが、もしそうであるな

らば、近代社会の支配的意識の主体である私人がどのようにしてルーマン的なテクノクラシー的意識にまで到達するのか理解する必要がある。だが残念ながら当時の論争では個人と社会の関係がシステム論のなかでどう処理されたかについて、ハーバーマスは深追いしていない。このために、当のテクノクラシー的意識が民主主義を骨抜きにしているという真つ当な危機感を表明したのはよいとしても、我々の自我の在り方を根底的に侵害しているということをもっとはっきりさせるべきだと思うのである。

他にも、ルーマンを扱う理由はいくらでも挙げられるのであるが、本稿では（2）を対象として、そこから（1）にたいして照射できることをいくつか述べることにしよう。

1. ルーマンの人間像

1980年代前半の現代社会研究会（いまはない）で、佐藤嘉一氏がはやくもシュッツ研究からルーマン研究へ研究範囲を拡大し報告された当時のことだ。ルーマン・ハーバーマス論争 1971 の翻訳は 1987 年に出ているから準備期でもあったであろう。パーソンズ研究者佐藤勉氏は同じ時期に『社会システム論の視座』1885 を出している。これは『社会構造とゼマンティック』1980 第2巻末の「社会秩序はいかにして可能となるか」だけを抽出したもので、全3巻の邦訳はのちに馬場靖雄氏によって、2011~13年に新訳化されて出た。

だが、1980年代の前半において、多くの人にとってルーマンは謎めいた人物にすぎなかった。したがって、構造機能主義から機能構造主義へとと言われても、私には海苔の「山本山」が上から読んでも下から読んでも同じであるというようにしか聞こえなかった。私はそれほど無知なまま、佐藤報告を聞いた。報告の内容を思い起こしても、先の制約があるから大してつかむことはできなかった。記憶にあるのは、せいぜい社会は無数の選択肢のなかからどれかの要因が選ばれて、それにつれて変化する。無数の選択肢はフラットに並んでおり、どれを選んでもよい。その偶発性に応じて、社会は特定の有様となりうるし、別様にもなりうる、そういうものである。これがルーマン理論の基礎的な発想だという説明だった（佐藤先生、聞き取りが下手でごめんなさい）。

当時研究会事務局で働いていた私は、まだ恥を知らぬ「卵」であったから、何も知らなくても何かを得られるかもしれない万能の質問をいつも懐にもっていた。その研究会でも予備知識が皆無なので、懐刀を使ってみた。「佐藤先生に質問します。ルーマンの社会学はまったく斬新な印象を与えますが、彼の抱いている人間像とはいったいどういうものなのでしょうか」。

佐藤氏は、理論を理論で終わらさず、そこから人間像を引き出してくるような志の高いタイプの社会学者である。そのことを私は後になるにつれて知ることになった。だから、この質問は簡単に無視できないものなのであった。いまふうに言うと「刺さった」のである。それどころかかなり痛打になったように思う。どんな専門家にでも言えることであるが、人間像というのは総括的な概念であり、かなり専門的に打ち込んだ経歴者であっても、いやそうであればこそ、簡単には纏められないものである。誰でもよいが、人類史上の偉大な理論家を対象にして、その人の抱いている「人間像」とはいかなるものか説明せよと言われて、簡単に言えるだろうか。どだい私の質問が「無茶」なのである。

けっきょく、佐藤氏はいくつかの示唆的なことに言及したと思われるけれども、私にはどういう人間像か、それが歴代の社会学者とどう違うのか、よく理解できないまま、研究会は

終わった。

あれから 40 年がたつ。しかしこの間、私は、ルーマンの勉強に熱心であったわけではない。むしろほとんどできなかつた。それでも私の質問は現在の自己自身へ帰ってきた。すると、今の私にできるのは私なりのフィルターをつうじて、ルーマンを照らし出すことである。

2. 個別者／個体の混同の上に成立するルーマンの人間像

わたしなりのフィルターというのは、いつものことで恐縮であるが、ルーマンは個別者と個体を区別できているのか、という規準に合わせて再読することである。そして現在の私の「ルーマンの人間像」に関するこたえは、以下の歴史的順序に沿って考察できる。

(1) 19 世紀社会学には、産業社会を建設しようとする意志が明確にあった。

(2) 19 世紀末から 20 世紀初めの第二世代の社会学者には修正資本主義の形成要求にこたえようとする目標が共有されていた。

(3) 20 世紀中盤のアメリカ社会学は、ファシズムと区別される「自由民主主義」を作る志向がみられ、経済の不備を規範で補完しようとする理論構成がとられた (T・パーソンズ)。

(4) ルーマンは、国民社会 (システム) を経済、政治、社会的共同体、文化という下位システムの役割に割り振る旧システム論を捨て、複雑性の高い環境 Umwelt を縮減して生き残ろうとする社会システムとそのサブシステムの機能分化という理論をたてた。

おおよそこのように学史を整理することがもしできるならば、各段階の理論が描く人間像は、それぞれの資本主義の段階的な変貌と密接に関わっている。すなわち、産業資本主義は①市場的・企業的産業人、国家介入的資本主義は②利己的・社会化的個人および③利己的・規範的人間、多国籍企業的資本主義は④システム包摂的人間を、それぞれ生み出す。

③はパーソンズ、④はルーマンによって代表されるとすると、両者の間で何が質的に変わったかが問題になる。背景は国家介入的資本主義から多国籍企業的資本主義への移行である。パーソンズにあっては、国家介入的資本主義が理論背景である。市場と国民国家は混合経済を構成する部分システムであった。それゆえに、パーソンズにおいては市場のヴォランタリズムと国家の規範が相互に前提しあうものとして残っていた。ところが、ルーマンは国民社会を、したがって、ミクロ・ヴォランタリズムとマクロ規範主義の両極を認めない。あえて言えば、そうした実体的なアトムの主体を認めないし、介入的な国家をも認めないのである。人間は社会を構成する主体ではない。むしろ逆に社会システムによって構成され、細分化される環境なのである。したがって、ヴォランタリズムは不要であるがゆえに、完全に消滅するのである。

パーソンズのシステム論にたいして、「ホモ・ソシオロジクス」(ダーレンドルフ 1959)とか「過社会化された人間概念」(1961D. H. ロング)という批判がなされたことがあった。これらの指摘はかなりの的を射ていたと私は思う。それでもパーソンズのシステム論には、規範主義的秩序に自発的に従うタイプの人間が想定されていたから、ここにはまだわずかながら主体性があった。ところが、ルーマンになると、おおよそ生きた生身の人間というものを読み取ることは非常に難しい。人間はサブ・システムの各機能分化へ分散され、個体ではなく「分人」(平野啓一郎)になってゆく。ルーマンは現象学を経ているので「意味」を重視す

るが、その「意味」はウェーバーの扱いとはまったく違って、あらかじめシステムが準備したところの、メディアとコードが派生させる「意味」である。意味を抱く行為主体という単独者 Einzelne は消え、システムが与える「意味」を受容する人間だけが存在する。つまり、パーソンズへの批判であった「ホモ・ソシオロジクス」は完成されてしまっているし、ウルトラ社会化された人間が設定されているのである。これは考えうる限りの社会学理論においての一種のアンチ・ヒューマニズムの極限である。この極限こそ私の読み取ったルーマンの人間像にほかならない。ただし、それが理論上魅力がないとは言えない。というのは、多国籍企業的資本主義の現実をそれなりに映し取っているからである。

3. 社会学的人間像の変遷を支配する法則 『社会システム』における「上から」論

それゆえに、私は人間の自由や主体性を認めながらない社会学理論の歴史の変遷に異議を申し立てたいのではない。逆である。なぜ、コント・スペンサーの企業・市場的産業人は、ルーマンの設定するウルトラ社会化された人間に向かって変貌するのか。これこそが問われるべきなのである。

そこで、『社会システム』1984 を読んでみると、こういう文がある。「ある要素の統一体が『下からの von unten』創発 Emergenz として説明されるべきなのか、または『上からの von oben』構成 Konstitution によって説明されるべきなのかについては、理論が定まっていらないように思われる。われわれはきっぱりと後者の見解を選んでいる」(Luhmann, Soziale Systeme, S. 43, 佐藤勉訳上、34 頁)。

パーソンズは「下からの」と「上からの」とを、したがって創発と構成の関係を最後まであいまいにしていた。まず『社会的行為の構造』1937 において、行為とは(1)単独行為者(2)目的(3)状況(4)規範の4つの要素 element からなると規定されていた。単独行為者は「下からの」要素だが、規範は「上からの」要素である。単独行為者は、共通の規範をつくりだす力を持ちえない(これは西洋社会思想史の結論である)のだから、規範はどこか「上から」与えられるしかない。この意味で、パーソンズの単独行為者 an actor とは、実は近代的主体であり、Einzel mensch なのである。

なぜ、パーソンズがこうした単独行為者に固執したかは、社会学を科学たらしめるために、古典力学体系を手本としたからである。科学的概念形成を範とあおぐ行為体系論は基本単位を持たねばならない。それゆえパーソンズは単位行為 unit act を設定した。単位行為は、**単独者**の行為にほかならない。ライプニッツの単子モナドと同一である。モナドには「窓がない」と言われるが、それは別の実体たる単子が自分のなかへ入って来る窓がないという意味であって、規範は実体ではなく空気のようなものであるからモナド内に入りこむことはできる。

これにたいして、ルーマンはかかる伝統的立場を支持しない。「ある要素の統一体」(たとえば、アトム、細胞、行為)は「存在論的に前もって与えられているのではない。それとは反対に、そうした要素の統一体は、関係づけのための要素としての要素を必要としているシステムによって、はじめて統一体として構成されるのである」(Luhmann, 1984, SS42ff, 訳上 33 頁)。

だから、パーソンズには最後まで個別的主体に固執する近代個人主義が、規範主義的秩序

論の前提に置かれ、まわりついていた。ところが、ルーマンは単位行為論をあっさり捨てている。それでは、ルーマンは社会学の伝統がながらくもっていた *Einzel mensch* を捨てたのだろうか。答えは否である。ルーマンは、単独者 *Einzelne* の行為を「存在論的に前もって与えられているのではない」としているだけであって、単位行為を統一体として絶えず構成するところのシステムを先行させる。だから、システムが先行的に永続する限り、絶えず「そうした統一体は・・・はじめて構成されるのである」。社会学がながらく依拠してきた、*Einzel mensch* は「上から」すなわちシステムから、構成される。

伝統的に社会学とはいったいどういう学問であったか。それは、私人と公民、自我と他我、エゴイズムと道徳、利己心と規範、個人と社会といった近代的分裂を私的所有を温存したままで媒介しようとする学問である。ゆえに、社会名目論と社会実在論、アトミズムとホーリズム、方法論的個人主義と方法論的社会主義、個人とシステムなどという二律背反を生産する。なぜ、このように永続的な二律背反の対カテゴリーを生産し続けるのかといえば、社会学者がことごとく私人 *Einzelne* を前提に置いてきたからである。*Einzelne* は資本主義の発展段階ごとにたえず変貌する。誕生期の社会学者は、市場ないし企業を自発的に生み出す主体として人間を描いた（スペンサーとコント）。第二世代は市場の失敗を見越して、倫理（ホブハウス）、道徳（デュルケム）、支配（ウェーバー）という名の「社会」次元を発見した。パーソンズは反ファシズムの闘士として「自由民主主義」をアメリカに永続させる混合経済を支持した。ルーマンは世界政府なきグローバル社会において機能分化に隷属する人間を描いた。これらはことごとく私人 *Einzelne* の、その時々資本主義の発展段階に対応するメタモルフォーゼにすぎない。

すでにルーマンは 1972 年にサブ・システム化にかんするはっきりした表象をもっていた。サブ・システムは「役割の切り離し *Rollentrennung*」をもたらす。「役割の切り離しとは、単に範疇として、また状況として区別しうるということだけではなく、一定の役割行為にさいして自己の他のもろもろの役割を無視してもよいということをも意味する。たとえば、会社 *Betrieb* では自分が父親であるという事実を忘れ、休暇中は自分が女店員にすぎないという事実を忘れ、買物のときは自分は店主と政治的意見を異にするという事実を忘れる、等々である。役割の切り離しは、結果として、個別的人間 *Einzel menschen* に対する一貫性の要求が引き下げられ抽象化されることを意味する」（*Rechtssoziologie*, SS. 313-4, 村上 337 頁）。

つまり、ルーマンは私人としての個別的人間 *Einzel menschen* をひきつづき前提としており、人間がサブ・システムごとの役割の中で自己完結化して生きようになるであろうと見ているのである。ルーマンは、個体の統合に関して人が関心をもつことを知っている。だから「一貫性の要求が引き下げられる」と述べている。人格の統合に対する感覚はルーマンにはあるのだ。研究者によってはエリクソン流のアイデンティティ論を持ち出したくなる者もいるだろう。しかしルーマンは、現代では「役割の切り離し」がすすめばすすむほど「アイデンティティ」への要求も高まりはするが、アイデンティティの統合要求は役割の切り離しによって圧倒されるのである。個人 *individual* ではなくて、もう分人 *dividual* でよいのではないかという醒めたリアリズム、ここに彼の魅力はある。

しかし、この魅力とはいったい何であるかをルーマンが理解しているわけではない。おそ

らくルーマン主義の社会学者も同じである。私人は商品経済社会の主体である。しかし、私人が主体であるとは、そもそも市場の客体であること、市場の偶然にもてあそばれていることを意味するものである。Einzelne は商品経済社会の客体であることを受容した主体である。労働者の次元で私人は個別的労働者となる。かれらは存在論的に不安定な生活を強いられる淋しい存在である。受け取る賃金は労働力を生産し、再生産するだけの質と量しか含まない。そこには、養成費 Binldungskosten（別稿「Bildungskost について」を参照）がわずかながら含まれてはいる。大工業の労働転換の法則により、部分人たることの限界を超えて、たえず学び直すことが必要になる。ところが、資本はそれを許容しない。むしろコスト削減のために集中的に養成費を含む賃金を低下させる。多国籍企業的資本主義のもとでは、賃金切り下げのみならず、各国の間接的賃金（医療、教育、保育、介護等々）もまた切り下げられる。このために、格差が拡大し、様々な社会病理が現れ、国家暴力（警察と軍隊）の費用がますます嵩んでゆく。

労働力再生産費の切り下げによって、たんに分業が進むのではなく、分業間の相互無関心、「役割の切り離し」が進むのだ。これは徹頭徹尾特殊歴史的な現象である。ところが、ルーマンは、システムの機能分化という一般論でこのことを説明するので、現代資本主義下で進行する特殊歴史的な現象をシステム永続の条件とみなすことになる。

ハーバーマスはルーマン理論がテクノクラシー的意識の理論であることを見破っている。しかし、さらに補足すると、ルーマンのシステム論がいずれの国家にも媚びることのない新自由主義の社会学であるからこそ、自由民主主義のアメリカ的形態を支持するにとどまるパーソンズ社会学を批判することになったのである。

4. ルーマンは社会学の説明力を上げたのか

では、パーソンズからルーマンへ、システム論が更新されたことによって社会学の説明力は上昇したのであろうか。答えは両義的である。すなわち、ある代償を払うことによって新しい説明領域を獲得したというべきである。

パーソンズ社会学には意味の担い手としての個別者 Einzelne という把握が残っていた。そのかぎりでは理解社会的要素が内在していた。規範を発生的に説明できなかったのは、このことによっている。パーソンズ社会学は、個別行為者を得たが、それは規範を説明不能とすることによってであった。

これにたいして、ルーマンは意味の担い手としての個別者という把握を捨てた。ウェーバーは、人間が意味をもって他者に働きかける最小単位であるという把握から、一切の社会形象（資本主義とか封建制とか団体）を個々人 Einzelmensch の行為へ還元することができる考えたが、ルーマンはそうした理解社会的了解を退けている。

理解社会学以前の古代のシステム System という概念は①全体 Ganz と部分 Teil という構図で成り立っていた。近代になると全体と部分という考え方にたいして②個別と一般という対概念が取って替わる。ルーマンは「個別的なるものにおける一般的なるもの」という近代的構図が前近代末に成立したことを認めている。ここから近代の公私二元論が出現することを認めている。だが、近代の代わりになる主導的ゼマンティックを探す前に、古代から近代へ移る選択が正しかったかどうかを精査すべきだという。そして全体／部分から個別／一般

へ移行する道ではなく、同じ出発点（全体／部分）から③システム System／環境 Umwelt へ転換すべきであるというのである（Soziale Systeme, S. 22, 訳『社会システム理論』上 9 頁）。

②個別／一般はなぜダメかという点、「フランス革命は、こうした一般的なものに対してマイナスの材料を提供することになったのであるが、そのために、一般的なるものは、その現実化の要求を掲げて登場できたのである。精神または物質は、個別的なるもの Besonderen において一般的なるもの Allgemeine を実現するという長い射程の第一歩を踏み出さなければならなかったのである」（Ibid., S. 21, 訳上 8 ページ）。ここでルーマンは Besonderen を Einzelne の意味で使っていることは明らかである。それはともかくとして、全体／部分から私／公へ移行したうえで後者の内在的な構図の内部からそれにとって替わる者は何か、と問いかける道（ルソー、ヘーゲル、マルクスの辿った道）をルーマンは選ばず、すなわち①➡②と移行せずに、①➡③へ転換するのである。ルーマンが饒舌であるのは、こういうところである。つまり、事柄の分析ではなく、概念の分析で問題を置きかえてしまう。

このために、個別／一般、私／公が抱えるフランス革命以降の問題性、つまりは近代自体が事柄として抱えている問題が内在的に分析されることなく、いとも簡単に「パラダイム転換」されて終わるのだ。

だが、もしもそうであるならば、ルーマンのパラダイム転換は、相変わらず近代の私／公の両項目をなんら廃棄しないままで据え置かれているのではないだろうか。

実際そのとおりなのである。ルーマンによれば人間はシステムにとっての環境である。およそ人間というのはあまりにも多面的であって、システムにとって複雑性が高すぎるのだ。それゆえ、システムは分化してサブ・システムごとに固有のメディアなりコードを提供する。サブ・システムに枝分かれした人間は一人の Einzelmensch を互いに無関心に切り分けて生きていく。まさにここでルーマンは近代的人間 Einzelmensch を前提としてまるごと留保したままで、それをシステムの外（環境）へ放り出すのである。

ハーバーマスが正当に嗅ぎ取ったことであるが、なぜ、ルーマンには近代民主主義の感覚がないか、あるいは著しく弱いかと言うと、近代民主主義には個別者が一般者を実現しなくてはならないというプロジェクトが埋め込まれている。ところがルーマンは「この種の努力を凌駕しうるのはいかにして可能なかは、ほとんど知られていない」（Ibid., S. 21, 訳 8 頁）と語って、この種の努力を見限り、公私二元論を手つかずのままにしておくのだ。このようにして、非常に独特な発想によって、ルーマンは私人をどのようにでもなりうる可塑性として温存している。

だが、同じく私人を温存しているウェーバーやパーソンズとはまったく違った理論構成において温存するから、多くの社会学者はルーマンを読むと混乱してしまうのである。たとえば素朴な社会学者は通常「人間が社会をつくる」とみなす。また同時に「社会は人間を作る」ともいう。だが、すでに引用したように、ルーマンはきっぱり「下からの」創発ではなく、「上からの」構成であるという見解を選んだ。ということは、人間が社会をつくるのではない。厳密に言えば、一切の理解社会学的把握は拒否されるのである。社会システムは環境の複雑性を縮減して、固有の適応によって自己を維持するものだというルーマンの基本的考え方からすれば、非常に複雑性の高い人間は、システムにとっての環境である。「個人が、具

体的で経験的な、物理的—化学的—有機体的—心理的な側面を有する統一体であると真摯に考える者は、個人を社会システムの部分であるとみなすことは不可能である」（『社会システム論』日本語版への序文）。個人はシステムの環境である（システムの部分ではない）からだ。

ルーマン社会学の達成は両義的である。彼は「人間 Mensch」とか「個人 Individuum」という概念を使わないわけではないが、使う場合はすべて私人を意味させている（たとえば『社会構造とゼマンティック 3』第3章「個人・個性・個人主義」。）資本主義社会における私人の主体性を一応前提にしながら、その選択の可能性を真綿で絞殺するように狭める力のことをルーマンは権力 Macht と呼ぶ（別稿「ルーマンの人間像」を参照）。私人の一般的規定は商品所持者である。売る／売らないという択一の自由が常に備わっている。ところが、労働力の売買になると、個別的労働者には労働力を売る／売らないの自由を事実上もたない。売らなければ餓死につながるからだ。物象化の水準が上がるにつれて、総体としての資本のネットワークのもとへ個別的労働者群はバラバラに従属させられる。だが、権力保持者は、つねに人々に対して選択肢を準備しながら、同時に選択を操作するのである。たとえば多国籍企業的資本主義は、労働力を世界社会で流動化せつつ、国家の雇用保障への信頼度を低下させる。労働力を世界的規模の競争において安売りしなければ他者に仕事を取られるかもしれないという恐怖を操作するからだ。だから、パーソンズが考えたような国民国家ごとの目標達成 Goalattainment の機能はルーマンにおいてはまったく顧みられない。権力保持者 Machthaber が選択を操作することによって、養成費ゼロの過酷な資本主義の進行、すなわち分人化した権力服従者 Machtunterworfenen の権力依存をよりよく説明できるようになる。

養成費ゼロの資本主義をいかにして受容させるかという課題は、権力 Macht にとって第一級の重要課題である。なぜならば、権力は、自治社会の形成を止めるのであるが、それはたんに意識、洗脳、倒錯によるものではなく、本質的に社会の総体を「鳥の目で」管理する能力を民衆から収奪することにかかっている。もし洗脳された意識を取り除くことができたとしても、社会総体を管理する能力を民衆が身につけていなければ、たんなる「不屈の決意」を宣言する以上は進めない。ルーマンによると、「権力とは、権力に襲われる自我の側にも別の可能性が開かれているということを前提にしながら、しかも自我が別の諸行為をもなしうるという状況のもとで、自我の行為（あるいは無行為）の選択に影響を与える能力である」（『権力』訳 13 頁）。簡単に言えば、ある行為を他者にうけいれさせるための動機づけの力である。

ルーマンの人間像は、このように権力論においてその露悪性の頂点に達する。しかし、ルーマンの権力を乗り越えるためには、彼が前提に置いている「私人」（民衆の場合は権力服従者であること）を民衆自身が現実的に凌駕していなければならない。それはいかなる跳躍も認めない。何度も何度も個体化のプロジェクトを推し進めることによってである。要は人々が社会総体を管理する力量が上がらなければ、どんな革命を起こそうが、翌日から自治社会を維持することはたちまち不可能となる。

ルーマンは相互行為から権力が発生することを説明する場合に、論証すべき権力を先取りして能力、条件の非対称性を前提にしている。したがって、権力は突き詰めれば偶発的なも

のである。権力はあるもするが、なくてもよい（別様でもある）、というのがルーマンの説明である。しかし、役割の切り離しの説明で明らかになったように、彼は一貫して、養成費ゼロが強いられた状況から出発する。それゆえに、たんなる分業一般ではなく、分業と協業に生涯隷属せざるをえないコンビネーションが互いに競合する社会（つまりは多国籍企業的資本主義）を想定しているのである。ルーマン理論は、この意味で、なにゆえに個別者はサブ・システムごとの場面を使い分ける「役割の切り離し」に追随せざるをえないかという問いを真正面からわれわれに投げかけている。そこに現代の権力の存立の秘密がかくされているのである。

（たけうち ますみ）

パーソンズの「理論構成の問題」について

竹内 真澄

1. 初期と中期以降の変化

T・パーソンズ（1902-1979）の『社会的行為の構造』1937 が主意主義的行為論 The Theory of Voluntary action をもって人間の自発性と主体性を強調していたのに対して、『社会体系論』1951 以降になると、既存の社会システムに対して従属する受動的・没主体的な人間を描くようになった。これは一種の破綻であり、保守主義的転向でさえあるという評価がある。たとえば、アラン・ドゥー1970 は「パーソンズの初期著作における『規範に対する人間の創造的な関係』から、後期の著作における『受動的・適応的な関係』への変化」があると指摘した。ドゥーの見解はけっして一人だけのものではない。しかし、この変化がなにゆえに起こったかを真剣に説明することがパーソンズ理解には欠かせない。この変化が起こるゆえんを説明しようとする考察は、ハーバーマスを例外として、むしろ珍しいのである。

2. ハーバーマスの整理について

考察の中でもっと洗練されたものとしては J・ハーバーマスのパーソンズ論がある（1981）。彼は、パーソンズのなかに行為論とシステム論、生活世界論とシステム論、社会統合とシステム統合という、ふたつの競合しあうパラダイムがあると捉える。そして最後までこれらのパラダイム間の緊張を維持したことが後続の者にとって「教訓的」とであると言う。この緊張を維持せず、二つの断片、すなわち境界維持的システム論へもっていこうとするのが N・ルーマンであり、新カント派的方向へもっていこうとするのが J・アレクサンダーと H・シュルプターだとハーバーマスは見ている。すなわち、前者はシステムに行為を完全に水没させるものであるし、ぎゃくに後者は行為の自律性に固執して、社会システムの客観性を十分掴めないことになるのだとハーバーマスは見ているようである。

したがって、ハーバーマスは、いかにして行為論とシステム論は基礎概念のうえで結びつけられるのか、という問題（構成問題）をまじめに受け止め、そこから、これら二つの競合性を考察している。パーソンズ自身は、行為とシステム、理想主義と実証主義の関係を主意主義的行為論に収斂するものと主張した。しかしハーバーマスはこの収斂を認めない。やは

り、行為論はシステム論に隷属させられたと見ている。ただし、両者の緊張は消えなかったとしているのだ。

では、行為論とシステム論をうまく統一できなかった理由はパーソンズのどこにあるか。それをハーバーマスは追跡した。彼の追跡と回答が『コミュニケーション的行為論』1981であった。彼自身が自認するとおり、ハーバーマスはパーソンズを単純に否定したのではなく、むしろパーソンズが初めて明確に提出した競合パラダイムを概念整理し、二つのパラダイムを「生活世界とシステムの関係」として再構成したのだと言えるだろう。

そのばあい、パーソンズのシステム論に欠陥があったのではなくて、行為論に欠陥があったとハーバーマスは見たようだ。すなわち、パーソンズの行為論があまりにも狭い枠組みのなかに閉じ込められていたという。行為論の枠組みが狭いというのは、『社会的行為の構造』において「孤立化された行為者 einsamen Aktor の志向にもっぱら関りあっている行為論の準拠枠の内部では、規範的な行為志向という概念は解明されない」と説明される。これは一見舌足らずで難解だが、要点を衝いている。私の理解するところでは、個別的行为者を定義したときに、パーソンズは「ばらばらな個人」を想定していた。それは、古典派経済学、功利主義、ウェーバー、デュルケム、パレートすべての基礎にあった単位行為のアトミズムである。あれほど功利主義を嫌ったように見えるパーソンズがアトミズムを肯定しているのは変だと思える人がいるかもしれないが、決してそうではない。

『コミュニケーション的行為論』の時点で、ハーバーマスは言語論的転回を経た後だから、K. O. アーペルの言語共同体論をほぼ受け入れている。だから、アトミズムを批判する場合、ハーバーマスは言語的コミュニケーションを当てにしている。だから規範を協働でつくることは言語的に可能だ。それがハーバーマスの熟議民主主義論である。

しかるに、パーソンズには生活世界論や言語論的な解明にむかう哲学的関心が欠如していた。つまり、言語行為論に基礎づけられたコミュニケーション的行為論が抜け落ちているがために、またしたがって行為論が相変わらず単位行為論というアトミズムに準拠していたために、パーソンズは主意主義的行為論から規範主義的秩序論へと変化した。この変化の種はもともと主意主義的行為論のなかに内在していたところのものが開花したのである。

もっともパーソンズ自身は、何度もシステム論にたいして行為論が「理論的に先立つ」と論じた。それはハーバーマスも承知である。だが先立つものが貧しかったのだ。行為論の狭さゆえに、パーソンズは行為の視座から社会という概念（言うまでもなくシステムと生活世界という二重概念）を展開することができなかった。これがハーバーマスのパーソンズに対するまことに厳しい評価である（『コミュニケーション的行為の理論 下』136頁）。

俗にパーソンズはマイクロ・ヴォランタリズム 1937 からマクロ・システム論 1951 へと理論展開（理論構成の変化）していったとされるのだが、1937年の時点で「主意主義的行為」の内部に「規範主義的秩序」が無概念的に押し込まれていた。

というのも、パーソンズの社会的行為の定義によれば、行為とは（1）孤立的行為者 an actor、（2）状況、（3）目的に対する手段の選択、（4）規範の4つの要因からなるものとされる。ハーバーマス（と私）の着眼は（1）行為者と（4）規範の関係に集中する。一般に規範の共有がなされることが社会秩序論の解答である。しかし、パーソンズがどれほど功利主義的行為論を批判したように見えるにせよ、批判はなんとも中途半端な話であった。というのも、パーソンズはそもそも私的所有、商品交換、市場、資本、近代国家を否定しているわけではない。利己心を否定していない。ただ自由放任的資本主義を混合経済に移行させるための社会学をつくっただけである。だから利己心が利己心として働く領域を原理的に、しかし限定的に残し、規範が「市場の失敗」を補完することを願っているだけなのである。

だから、ハーバーマスの指摘、「孤立化された行為者 einsamen Aktor の志向にもっぱら

関りあっている行為論の準拠枠の内部では、規範的な行為志向という概念は解明されない」というのは、噛み砕けば、こう解されねばならない。アトム的な行為論をなお前提にしたままのパーソンズは、利己心を持つ単位行為の主体がなぜいかにして協働して規範を自主的に作りうるのかを論証することはできない。このために論証すべき既成の規範を外挿してアトム的行為者に押しつけているにすぎない、と。

たしかにパーソンズが「究極的価値」や「規範」について書いたものを見ても、観察の結果はわかるけれども、なぜ、いかにして当該の価値ないし規範が形成されたかを行為者の行為の累積から説明しているようには思えない。

たとえば「アメリカの価値についての試論」（公表は1989、執筆は1970年代後半と考えられている）という文章でパーソンズは「世俗内的道具的活動主義」が脈々と受け継がれており、建国以来不変であるという。つまりピューリタニズムを原型とした文化が変わらず続いているという見解である。本当にそうなのだろうか。アメリカの原型はそうだったが、黒人の存在、その後カトリック、ロシア正教、ユダヤ人、アジア人、中南米からの移民などを次々に受け入れて、むしろ「世俗内的道具主義的活動主義」、つまりは経済成長第一主義を目指す態度（勤勉、節約、信用第一など）は徐々に不透明さを増してきつつあると分析すべきではなかったか。つまり、原理論的にも現状分析的にもパーソンズの仕事はあまりにも秩序の不変と安定を強調しすぎる傾向があることは否めないのである。規範について、人々の行為による更新をあまり考慮に入れていない。むしろ一度出来上がった規範が世代を跨いで伝承され、行為者による新形成を遮断している面が強調されるから、規範は常に天孫降臨的な超越物としてあるほかはないのだ。

ハーバーマスに促されて私見を述べるなら、「過社会化された人間像」「ホモ・ソシオロジクス」がパーソンズ理論から帰結する理由は、ほかならぬ『社会的行為の構造』の行為論に内在していたのである。個別者（アトム的個人 ないし Einzelne）と規範の非架橋性（両極が無媒介に並列化されたこと）が原理的に自覚できていなかったところに、後のシステム偏重が帰結する理由があったのだ。

だから初期はよかったが中期以降が悪いとか、初期パーソンズの主意主義を、中期以降のシステム論にとりもどそうなどと考えることは、所詮無理なのである。それは手足を縛っておいてさあ走れというようなものである。おそらく、これまでのところで、もっとも生産的な総括は、ハーバーマスの社会理論であるというのが無難な評価であろう。

3. 今後の課題

ただし、ハーバーマスによってすべてが解明され終わったわけではない。実証主義論争の時期 1968 のハーバーマスにはまだ社会主義的ラジカリズムが漲っていた。このときにはシステムとは物象化の帰結であると見なされており、物象化は廃棄可能であるとみなされていた。だが、『コミュニケーション的行為論』と 1991 年の『公共性の構造転換』新版序文（1990 年 3 月）は、もはや私的所有、市場、近代国家の廃棄を断念している。せいぜいのところ「システムによる生活世界の植民地化」を継ぎ目の線に沿って食い止めるだけである。そうなるのは、ハーバーマスが言語共同体論から生活世界を基礎づけているからだ。しかし、私は言語論的転回はハーバーマスのラジカリズムの放棄を助けているだけではないかと疑うので、コミュニケーション的主体を言語共同体に限定する必要を認めない。ぎゃくである、この限定を外して、徹底した言語的協同を実現するためには生産諸力の構成内部に原語的協同を貫徹させることができなくてはならないと見る。とうぜんこの貫徹のためには、私的所有、市場、近代国家は廃棄されることが含まれてくる。

控え目にスローガン化するならば、「生活世界によるシステムの植民地化」をつうじて物

象化されたシステムを廃棄すること、これなしには世界社会を民主的に管理することは不可能である。

付け足すと、現在のハーバーマスは以上のテーゼを認めはしないであろうが、少なくとも『公共性の構造転換』1962 においてハーバーマスは「私人」の概念を頻繁に使っていた。それはブルジョア社会の、私的所有処分権の主体をさす言葉であった。だが、言語論的転回以降、私的所有と私人の関係はあいまいにされ、もっぱら言語共同体論的な相互了解を遂行できないところにアトムの主体あるいはモノローグ的主体の限界があるとされるようになった。言語的共同体と私的所有の関係については、まだはっきりしない点が残っている。私的所有が存続したとしても、言語的共同体は可能である。したがって、モノローグ的主体を超えることは言語共同体によって可能であるし、私的所有とも共生可能であるかのように把握されている。

だが、これはなお原理的に説明すべき課題ではあるまいか。私の立場は、言語共同体の潜勢力を私的所有、市場、資本、生産諸力、国家等々、つまりは物象化されたシステムの内部へ構成的に動員できるという見地である。言語共同体があるとしても、言語そのものの中に物象化と反物象化の闘争がある。もし言語内の反物象化が勝利すれば、システム制御のレベルはかつてなく上昇する。そういう発想を大事にしたい。批判理論のなかの後継者では、おそらく A・フィーンバーグが私に近いが、ホネットとの間にはまだいくぶん距離があると思われる。いずれにせよ、今後の課題としたい。

(たけうち ますみ)

ビルドゥングス・コスト Bildungskosten について

竹内 真澄

ヘーゲル (1770-1831) は『精神現象学』1807 において、一人の人間がいかにして成熟した大人になるかを主題にした。日本でヘーゲルを読んで名著『君たちはどう生きるか』を書いたのは、吉野源三郎 (1899-1981) である。吉野は 1922 年に大学入学後新カント派の研究から哲学を学び始め、24 年に『精神現象学』を読んだ。だが、認識論の枠内にあるカントとヘーゲルを読んでも「生きた肉体を備えた主観は場所を持っておらず、現実の生きた世界からは遠い」(岩倉博『吉野源三郎の生涯』24 頁) という不満を感じていた。入営から復帰して吉野は 1927 年から毎週木曜日に『精神現象学』の講読会に出席している。そして 1929 年から急速にマルクスの古典を読んだ。1937 年の『君たちは』において縫り合された、哲学と社会科学が融合した吉野の世界観はこれに先立つ 15 年間の研鑽の賜物である。私は吉野、マルクス、ヘーゲルのそれぞれに共感を禁じえない。このエッセイで私はヘーゲルとマルクスをつなぐ自己形成 Bildung という考え方について覚書を書いておきたい。

1. ヘーゲルの自己形成 Bildung について

『精神現象学』の一つの大きなモチーフは、Bildung である。人間ははじめから人間であるのではない。人間は自己を人間として形造る bilden のだ。カントの著作では人間が静止している。あれこれのカテゴリーを生得的にもつ認識主体が経験界を前にしてすでに出来上がっている。しかし、歴史的にみても、個体発生的にみても、自己形成がなければカント的認識主体が出てくるはずはない。一般化すれば、市民的主体はいかにして自己形成的に出現するかを Bildung に焦点づけて描いた壮大な著作が『精神現象学』である。

では、なぜ人間は Bildung するのか。『現象学』では大きくつかんで二度 Bildung が扱われる。第一は奴隷制である。それは、自己意識をつかもうとする可能性をもつ二人が各私的に個別者のままでぶつかることから始まる。わがままに自己を押し通す者が主人であり、恐怖にとらわれて主人に奉仕し、労働を受け入れるのが奴である。主人と奴隷の二項において、消費しかしない主人は Bildung の必然をもちえない。これにたいして、一見弱々しく惨めな奴隷こそが外界に働きかけながら自己を造る、本来的な Bildung の主体である。有名な「主と奴の弁証法」は、個別者同士の承認の闘争である。承認とは互いに個体となって尊重しあうことである。だが個別者は主と奴のいずれにも残っており、個体間の承認に上昇せず、一方が主人として居すわり、他方奴は死をさけるために労働を受け入れる。死の恐怖から逃げるために労働する、という認識は言い換えれば、餓死を遠ざけるために賃労働する現代に通じる。逆に言えば、死の恐怖を捨てれば奴隷は解放される。では命がけの闘争に立ちえない場合、どうなるか。墮落だけが残されるのか。そうではない。解放闘争に立たず、地味に労働に打ち込むことによって奴隷は非奴隷になってゆく条件をつくりだす。「労働は bilden するのである」（金子武蔵訳、上、195 頁）。

奴隷は法的人格となり（ローマ法的人格）、理性に目覚め、精神となる。第二の考察は精神の疎外のなかでの Bildung である。封建的領邦国家と富の蓄積という、公私二元論の構成が徐々に出現する前近代末において、精神は抽象的に知ることには到達するが、知ることはまだ現実をつかんでいないために信仰へ逃避する。知ること Wissen と信仰 Glauben の間を往還する疎外の中から、道徳的主体としての自覚が生まれる。これがヘーゲルによって位置づけられたカントである。カントは、精神の疎外の中で疎外を克服する不幸である。啓蒙的人間とは、疎外と疎外からの克服の相克におかれた不幸である。この疎外を完全に脱したときに人間は個体としての個体、すなわち共同体の中の個体になるであろう。したがって、『現象学』はその全篇において Bildung であると言って過言ではない。

2. マルクスにおける Bildung

『経済学・哲学手稿』1843 の「ヘーゲル弁証法および哲学一般の批判」において、マルクスはヘーゲルの『現象学』が抽象的な意識しか扱っていないと論じている（ちょうど吉野が存在論が欠けていると不満をもらしたのと同じように）。マルクスにとって抽象／現実という対概念は決定的な意味を持つ。哲学が抽象的であるのは、哲学者が抽象的であることの帰結である。なぜ哲学者が抽象的であるかと言えば、特殊歴史的な社会の分業に従属しているからにはほかならない。にもかかわらずヘーゲルは、ある抽象の中で、偉大なものをつかん

だ。それは「人間の自己産出を一つの過程としてとらえ、対象化を対象性はなく奪として、外化として、およびこの外化の止揚としてとらえる」ことである。

ただし、外化と外化の止揚は自己意識の発展という抽象の中で把握されるにとどまったので、せっかくの奴の労働論はヘーゲルの体系を貫く存在論としては生かされぬまま、『精神現象学』の Bildung は、全世界を「知る」という絶対知で終わる。

『経済学・哲学手稿』の指摘から 24 年後、『資本論』1867 のマルクスはふたたび Bildung 論へ立ち返った。ここでヘーゲル弁証法の逆立ちを再転倒させたということの意味を一少し狭くなるかもしれないが一考えてみよう。

「労働力の所有者は死を免れない。だから、貨幣の資本への転化が前提とするところとして、彼が市場に現れることが連続的であるためには、労働力の売り手は、『どの個体も生殖によって永久化されるように』、やはり生殖によって永久化されなければならない。消耗と死とによって市場から引きあげられる労働力は、どんなに少なくとも同じ数の新たな労働力によって絶えず補充されなければならない。だから、労働力の生産に必要な生活手段の総額は、補充人員すなわち労働者の子どもの生活手段を含んでいるのであり、こうしてこの独特な商品所持者の種族が商品市場で永久化されるのである。一般的な人間の天性を変化させて、一定の労働部門で技能と熟練とを体得して発達した独自の労働力になるようにするためには、一定の養成または教育が必要であり、これにはまた大なり小なりの額の商品等価物が費やされる。労働力がどの程度に媒介された性質のものであるかによって、その養成費も違ってくる。だから、この養成費 Bildungskosten は、普通の労働力についてはほとんどわずかだとはいえ、労働力の生産のために支出される価値のなかにはいるのである。労働力の価値は、一定の総額の生活手段の価値に帰着する。したがってまた、労働力の価値は、この生活手段の価値、すなわちこの生活手段の生産に必要な労働時間の大きさにつれて変動するのである」(MEW, Bd. 23, SS. 186ff、大月版『資本論』第 1 巻訳 224-5 頁)

ここで、「労働力の所有者は死をまぬがれえない」と始まる箇所は、深読みが過ぎるかもしれないが、主人の自己意識の強さの前に恐怖を感じ、主人に奉仕し、労働を引き受けてしまった奴隷、つまり目の前の死の恐怖から逃亡した奴隷もまた死を免れないことを示唆する。

人はなぜ働くのか。類的存在の確証のためである、ということ是可以する。しかし、それでは十分ではない。目先の死を恐れて働くのである。

目先の死を回避して得るものは目先の幸福である。すなわち、労働者の小市民的な生活である。働いて、給料をうけとり、結婚し、子どもをつくり、育て、死ぬ。奴隷が労働を引き受けることによって自己を Bildung するように、賃労働者は労働と引き換えに養成費 Bildungskosten (Erlernungskosten は同義とみなす) を含む生活手段費をうけとる。

養成費 Bildungskost という概念をマルクスは造語している。言うまでもなく、マルクスはここで、ヘーゲルの Bildung (自己産出) 論を継承する。しかしながら、マルクスにとっては単純に「知ること」が焦点ではない。現代の奴隷たる労働者が「絶対知」に到達する過程を唯物論的に描きたいわけでもない。労働者の生産と再生産は、同時に自己形成 Bildung 過程ではあるが、あくまでも、現実的な賃金の枠内でのそれである。

一般に賃労働者は労働にたいする報酬として賃金を受け取る。だが、マルクスによれば、これは労働の対価ではなくて、労働力の対価である。労働力が一般的に誰でもが生きていく

に足るだけの生活手段の価値であるとするならば、これに上乘せするに、なんらかの技能と熟練をもつための養成費 *Bildungskosten* が必要になる。養成費は、自分の養成のみならず、次世代の養成費も含む。賃金とは、すなわち養成費を含む生活手段費である。

養成費を抜いて生活手段費のみを考えると、生活保護費のような最低生活の生活手段費に値する。マルクスは、もし労働力の価格が「労働力の価値の最後の限界または最低限をなすもの・・・肉体的に欠くことのできない生活手段の価値・・・まで下がれば、それは労働力の価値よりも低く下がることになる。なぜならば、それでは労働力は委縮した形でしか維持されることも發揮されることもできないからである」(Ibid., S. 187, 同訳 226 頁)と述べている。ということは、労賃が 30 年ものあいだ上がらないとか、インフレのために実質的に低下するとか、さらにエンゲル係数が上がっているといった現代の諸現象は、それぞれ異なる原因をもつ現象なのであるが、ビルドゥングス・コスト養成費が徹底的に削減され、挙句の果てに狭義の生活手段費(最低生活費すら)の下落をももたらされているということである。

一般に資本の支配下におかれた賃労働者は賃金で生活する。賃金は上記の通り二つの部分からなる。狭義の生活手段費と養成費である。もし、生活手段費が委縮なしに生活を維持できるだけ支払われているならば、我々が経験的に知っているように、高度経済成長期の「三種の神器テレビ、車、冷蔵庫」、「3C カラーテレビ、カー、クーラー」のない暮らしは、平均的な生活手段費とは言えない。だから、ここにあげられた目玉商品が大量生産されて単価が下がったとしても、それがない暮らしに比べれば、生活手段の構成品目は傾向的に増えていく。つまり、使用価値的な意味での品目は増える。だが、それを購買する賃金が支払われるとは限らない。たとえば生活手段費のなかに住宅費をいれて考慮すると、住宅関係費は、一戸建てであろうと賃貸であろうと、たえず値上がりしてきた。これを考慮すれば、たとえテレビを購入したとしても、委縮することのない十分な生活手段費は支払われていないということは常に生じる。

養成費に関してはどうだろう。もしも、この養成費の中に教育費をいれるとすれば、たえず学費は上昇し、それは賃金上昇をつねに上回った。賃金は養成費を支払いきれず、養成費が狭義の生活手段費に食い込んで、家族の生活の水準を落とした。それでも不足が発生する場合には、子どもが働いて学費を稼がなくてはならなくなり、アルバイトが一般化して、授業に来るに來れぬ学生が多発した。つまり子どもは親よりも高学歴化するが、家族生活の水準は下落する。*Bildungskost* が上がるがゆえに労働者は貧困化する。

この結果は生活苦に尽きるものではない。階級の基礎は分業である。そもそも資本主義における *Bildung* は、「絶対知」に向かう解放過程ではなく、ぎゃくになんらかの一面的、部分的な技能や資格を育てるための自己産出である。しかも養成費はたえず削減され、委縮した生産・再生産へ縛りつけられる。この結果、個別的労働者(私人)の部分人化した労働力技能が生産され、あるいは一層融通のきかない能力が大量に生産される。

資本のもとで組織される労働のコンビネーションは、私人化、部分人化した個別的労働者の労働力によって支えられる。支配者はつねに監督者 *supervisor* である。監督者は「鳥の目」をもつ。ところが、養成費を含む生活手段を切り下げられた労働者は、労働力の特性によって「虫の目」しかもたない。「虫の目」は「鳥の目」に抵抗できない。「虫の目」に掣

肘される労働者は社会総体を管理する力量をもたない。

では「虫の目」をもちながら、しかも「鳥の目」を獲得することはいかにして可能であるか。これにたいして、マルクスは、賃金論の大枠において *Bildungskost* 論を導入して現実的に労働者の自己形成の可能性を考えている。

従来の解釈においては、大工業の労働転換の法則が部分人を終わらせ、「全面的に発達した個体」をもたらすことが死活問題となる、と論じて終わっていた。だが、ここには養成費 *Bildungskost* 論が欠けている。死活問題であるとしても、養成費が倍になったりするものであろうか。養成費がきわめてわずかであるならば、そのもとで直線的に「全面的に発達した個体」は形成されえない。

3. *Bildungskost* をめぐる攻防

マルクスはその手がかりを無償初等教育に求めた。知育と体育の結合によるナショナル・ミニマムな教育サービス制度の確立の歴史的な画期的意味が解明された。それに倣えば、現在の学費無償化のさらなる進行は注目すべき焦点である。

ところが、高学歴化のもとでの学費無償化は簡単ではない。かつて、賃金よりも学費が高騰したので、国民は個別的に対応し、学費（養成費の一部）をまかなおうとして生活水準を切り下げてしまった。だが、構造的に低賃金が持続する 1995 年以降は、1960-70 年代と同じことはもう繰り返せない。つまり、個別的私的な消費対応の限界が来たので、税金投入によって学費無償化をすすめるしかない。現在はそこにある。労働力の商品化における養成費の支払いの上限は個別的消費のキャパシティを超えてしまったので、今度は労働力の脱商品化（共同消費）で対応せざるをえない。つまり、狭義の生活手段費の稼得は個別的な労働力販売にゆだねるが、養成費（学費）は脱商品化（共同購入）する段階がやってきたのである。

しかし、労働力の生産、再生産の脱商品化は、医療、保育、介護など様々な領域においてもすでに進行中であるから、子どもに優先的に投資すべきだという議論は、医療報酬を上げさせるな、介護は切り捨てろ、果ては老人ではなく子どもに優先権を与えよ、などという世代間対立を煽る。

労働力販売の個別的な不均等発展を放置したがゆえに、賃金総額よりも急速に学費が高騰し、個別的消費の限界に到達する、次の段階では労働力の脱商品化の内部での不均等発展の段階が始まる。というよりも、二種類の不均等発展が同時並行的に進行しながら、矛盾の焦点が徐々に個別化から脱商品化の次元へ上昇していくというべきだろう。したがって、養成費の範囲と量（範囲：後期中等教育までか高等教育までか、量：何人をカバーするか）をどの程度まで社会化するか、が *Bildungskost* 問題において問われているのである。

おわりに

マルクスの支配論には分業論、階級論、幻想共同体論の三種の理論装置がある。近代の分業論は、もっとも基底的な理論であって、私人を基底に置いた分業＝協業論のことである。近代的分業論は、諸個体の歴史貫通的な分業と区別される。近代にあっては、私人が分業＝協業するがゆえに労働のコンビネーションが形成される。それは内在的共同性を破壊し、外在的共同性を避けることができないから、外部に監督労働を排出する。よって、資本家の指

揮・監督労働がコンビネーションをまとめる能力となる。歴史貫通的な諸個体の分業＝協業と近代的な私人の分業＝協業を区別することが大事である。

これを基礎にして第二次的に階級を論じることができる。資本が独占する指揮・監督機能を遂行するための能力は労働者には不要なので、資本は賃金から指揮・監督機能のための養成費 *Bildungskost* を差し引くことができる。全般的にヒラ社員は狭義の生活手段費だけで十分である。幹部候補生には出世のチャンスとともに *Bildungskost* を応分に与えねばならないが、それは賃金総額を能力主義の名目で傾斜配分すれば原資を確保することはたやすい。

以上、近代の分業＝協業論、近代的な階級による管理機能独占を条件にして、資本主義的価値増殖過程を保全し維持するために、①歴史貫通的な個体的共同性、②資本主義的な労働過程を維持する幻想的共同性、③価値増殖過程そのものを使命とさせる幻想的共同性の三層の共同性を他者に奪われないようにする必要がある。見るところ、これら三層は不安定でゆらいでいる。①には環境問題での衝突がある。②には労働力の脱商品化をめぐる衝突がある。③には企業の社会的責任をめぐる衝突がある。しかし、外観上これら3つの衝突が別々の問題であるあいだは、現体制を新体制に交代させることは課題にならない。個体的所有の再建とは決してみんなで所有名義を持ちましょうという問題ではなく、日々の管理能力を高めることによって③を制限し➡②のヒエラルキーを平準化し➡最後に①私人の分業＝協業を諸個体のアソシエーションに返すことである。

養成費 *Bildungskosten* 問題は、①自然と人間との間の物質代謝過程を制御する能力の向上、②労働力のヒエラルキー（官僚制）を平準化し、トップ・ダウンからボトム・アップへ、資本による意思決定の専制を引き下げる管理の民主化、③価値増殖過程自体の目的化（リゲインの「24 時間戦えますか」を想起せよ）を廃棄し、公共目的に従属させること。これらの3つの次元に関わっている。

ヘーゲル弁証法のマルクスの再転倒の問題は、少なくともこのような理路をふまえて構想される必要があるのではなからうか。

（たけうち ますみ）

思考の大枠を更新することができない人達へ、
入している!!

私たちは、もう、別の社会に突

〈尾ひれは付くのか? 未来社会構想 の大切さ〉 (3)

—どこに問題が鮮明に現れているか? 未来の「縮小社会」は、
夢の社会の到来ではない—

「近未来」と「本格的縮小社会」—基礎となるのは、個人ではない。

家族の復権へ!!

2024年8月

青野 豊一

補 説

・・・寓話的な表現の意味が理解できない人達へ・・・

見田宗介の文学的表現、「永遠の今を生きる」なんていう言葉を聞くと、バカバカしい、ちっとも科学的ではないなんて言いだす人たちがいる。このような反応を示すのは理数系の人たちに多い。彼らは、物事を理詰めで理解することが素晴らしいと思っているようだ。私から観て、彼等は思考の幅が狭いのだ。彼らは、社会総体の寓話的な表現の意味が理解できていないと言える。このような因果関係のはっきりしていない文学的とも言いえるような相関性を通して社会を、そして人を理解することができない人達がいることは確かなことである。

寓話とは、人間の生活に馴染みの深いできごとを比喻によって論ずることを意図した物語である。主人公たちが、ある出来事に遭遇する話の筋は、文学的構造を持ち、面白く、不可解な印象を与えることによって読者の興味をひきつける。そして、その解釈を倫理的な訓話に向けるものであるが、私は次のように思う。

例えば、人間と自然との関係性について、人間とある動物が一緒の空間にて生活している場合、犬や猫、そして鶏等の飼育を通して、お互いが影響し合うことを厳密な因果関係で説明することはできない。しかし、人間の自然に対する**感触**が、これらの動物たちと暮らすことでもたらされる精神的影響が、他の人たちとの対応の仕方に反映されることはあり得ることなのだ。そして人と人との関係性がめくり巡って動物や植物の態度に変容をもたらすこともありうることなのだ。そうすることで、今度は動・植物間の相互の関係性にも反映されてくることも、考え得ることであろう。このような相関性、連動性は、幾重にも存在しうることなのだ。「飼っている人が温和だから、あそこの猫たちは、・・・。」なんていうことは、この相関性、連動性の寓話的表現である。

猫も犬も、そしてその他の動植物たちも、それなりの反応をすることは確かなことなのだ。人間のように言語を使って会話をしなくても、彼らは理解し合うのだ。植物だって、言語を通しての会話をしないが、ある物質を放出することで周囲の他の草木との連携を図っていることが、現在の科学で分かっている。

このような意味・表現を理解できないとは、何とも言い難い寂しさを感じてしまう。このことを理解できない人たちは、社会と歴史は分からないであろうと思える。そして、未来展望もできないであろう。

近代の合理主義的な科学的思考こそが最も大切であるとする人たちの思考形態は、正しいと言えるのであろうか。そうではないのだ、寓話的な表現の意味(関係性)が理解できていない人達では、未来展望は切り開けないであろう。

「明晰」とは一つの盲信である。それは自分の現在持っている特定の説明大系(近代合理主義等々)の普遍性への盲信である。・・・特定の歴史的、文化的世界像への自己呪縛である。人間は、<統合された意味付け、位置づけの要求>という固有の欲求に動かされて、この「明晰」の罫にとらえられる。」
* 真木悠介『気流の鳴る音』

* 「永遠の今を生きる」と言う見田宗介の思想についての解説としては、『私の先生』大澤真幸(青土社)か、『戦後思想の到達点』(NHK 出版)と『二千年記の社会と思想』(太田出版)での大澤氏との対談を参照。著作としては、『定本真木悠介著作集』を参照。真木悠介とは、見田宗介のペンネームである。

.....

「明晰」を自認する人は、いつの間にか、夢を捨てて「現実」なるものに回帰する。そしてニヒル。物事を斜めに観て、自分の視線が他の人より優れていることを誇示する。これに対して、「真に明晰」なんて言うことにとらわれない、盲信しない知が、夢を突き抜けたところに現状とは別の「現実」があることを見通すことができる。単なる夢ではない別の「現実」を、・・・それは、夢のような理想社会(コミュン)ではない。「最適社会」となるう。夢から覚めなくてはならない。

* 「最適社会」についての詳しい説明は、「10. 私たちは、もう別の社会に突入している!未来社会構想の基本的方向性を探る」の中の<抑圧的社会にならないために、本格的縮小社会は「最適社会」!>でしている。

そして、その社会の質を決めるのは、私たちの文化の在り方(質)によるであろう。つまり、私たちの編集力によって、最適社会の在り方も違ってくることになる。根を持ちながら、この地に生きることに意味を見いだしながらも、翼を持って時間的・空間的移動ができ得る精神的自由を活用できる社会を少しずつ建設していける「最適社会」にしなくてはならない。

長らく歴史というのは、人間の主体的な営為を記すものだと考えられてきた。でも実際の歴史では、人間の主体的な営為だけでは説明できないことがたくさんある。人間も動物なので、当然環境に適応して生存を図る存在である。そして環境に適応するということは、環境に働きかけられて応答することだから、この場合人間の側が客体となる。人間が主体で、人間以外の存在は客体だというのが二元論の基本的な考え方だが、実際はそんなきれいに分け

られるものではない。いろんな生物がお互いに誘惑し・誘惑され合っているのがこの世の姿(シノモンの(両者ともに利益を得る)関係性)である。お互いを、前提として生きている。この関係性に喜びを見出しているのが人間である。この視線で、歴史と未来を観なくてはならない。モノとしての自然と人間を一体的に考えるべきであろう。二元論は西欧近代の、近代特有のゆがんだ思考形態である。これを解除しなくてはならないことに気付く。このような質を含んだ宗教性が必要となろう。人間中心主義からの脱却が必要となる。

*人は、宗教を必要としている。宗教を無視して生きることはできない。それなのに、主義者たちや無神論者たちは、宗教を批判する。しかし、無神論者の言葉に、何の重みもない。カントの『プロレゴメナ(序説)』の結びを参照。批判はたくさんすればよい。しかし、否定をしてはならない。

*別の時間意識を持つとは、循環する時間意識、輪廻(ヒンズー教)は円形、あるいは過去から未来(終末、最後の審判)へと伸びる直線ではないであろうということなのだ。この二つの幾何学的比喩とは異なるものでなくてはならない。歴史的には、時間意識は異なっていたのだ。これは、私たち個人の主体意識によって、……。つまり、社会の在り方によって、諸個人間の関係性の変化に伴って、さらに述べれば対自然観の変遷によって時間は別様に流れていたのだから、……。だから、時間意識も変わっていくことになる。

また、新しい宗教意識と言っても、今はまだ、このこと具体像は語れないが、……。私たちは苦闘しなくてはならない。苦しい近未来を生きなくてはならない。さりとて、ユダヤ教徒たちがバビロン捕囚の時期に抱いた終末思想、受難と絶望の中で、ただ未来に、終末に神が救ってくれると言う信仰だけが人生に耐える力を与えたような質のモノであってはならない。このような宗教思想の危険性については、先の述べたのでこれ以上は繰り返さないが、……。これは、毒の思想である。

今まで述べたことは、よく考えれば、納得できるものである。このように、私たちは、未来社会への意識を切り替えなくてはならない。しかし、それができない人たちが多い。これでは、未来展望など難しいことになる。



〈基礎となるのは、個人ではない。家族である!!〉

「未来社会像についての議論の活性化」と縮小社会への「移行の在り方についての思考」を促したいが、その時、やはり「共助」の視点が大切である。

そのためには、家族の在り方が大切になる。例えば、一人世帯ではどうにもならない。そして核家族でも……。消費エネルギーが少なくても、経済的に繁栄していなくても、助け合って生きていけるためには、どのような社会でなくてはならないのか、を考えなくてはならない。例えば、高齢化しても、家族と共に生活しておれば、年金が少なくても暮らしていける。病気になり自分の身のまわりのことができなくなっても、家族と生きていれば、……。介護施設ばかりに頼らなくてもよいことになる。年を経れば、子に頼ればよいのだ。これができ得る世にならなくては、……。

そして、保守的な縮小社会で日々の生活を成り立たせるには、現在の市場経中心にした生活の中に物・人・事の互酬的贈与経済の活性化(共助の復活)を図ることで、日々の細かな日

常的な事から始まる交換関係が主導的な社会でなくてはならない。この交換関係で、日々の暮らしは成り立つのだから、・・・。

管理社会を望んでいる人たち

しかし、これらのことが理解できない方たちがいる。都市生活の中で金銭がすべてのごとき生活を幼年期からしていると、このような関係性は疎ましく思えるようだ。そもそも、この互酬的贈与交換関係をイメージすることが難しいようだ。このような生活スタイルでは、この交換関係を理解できない。

これは、このような人たちが商品経済にどっぷりと首まで浸かっている、互酬的贈与交換関係を体感した経験が極めて薄いためである。特に、都会の新興住宅地に住んでいる核家族家庭では、この関係性を理解することは難しいようだ。家族としての世代関係を実感していない。そのために、過去との関係性は薄い。そして未来への視線も薄い。現在住んでいる家も、自分たちの世代で終わってしまう。子供たちへと、引き継ぐものがない。そして、彼らは、周囲の他の人たちともつながらない。これでは、「共助」なんていうものは、とても考えられないことになる。

* この互酬的贈与効果関係について、モース『贈与論』（森山工訳）から引用したい。

「私たちの生活そのものにしてからが、・・・、贈与と義務と自由とが混ざり合った雰囲気の中に、相変わらずとどまっている。何もかもが売り買いという観点だけでは分類されまでにはまだなっていないわけで、これは幸いである。物には依然として情緒的な価値が備わっているのであって、貨幣価値に換算される価値だけが備わっているわけではないのだ。」

つまり、近代社会の生活とそれを規定している倫理は、「贈与と義務と自由とが混ざり合った雰囲気の中」にまだあると述べている。これは、その通りであろう。生活のすべてが貨幣価値で測られているわけではない。さて、「情緒的な価値」とは、交換に伴って発生する「神でもない、人間によるものでもない何者かの働き」が、何者かがへばりついているとしか言いようのないものの**働き（観念的な）**があるという意味である。例えると、モース的に述べれば、物に備わる霊性、人格性、そして力能等となるが、・・・。モースの言う物に宿っているとされている霊や人格とは、現実の他の人たちとは区別して独立自存しているとされている個人や集団の事ではない。贈与という交換関係を通して構成されている「間主観的」ものである。霊や人格は、このような関係性の現れ出たものである。贈与とは、人とモノの交わりであり、モノの交換を通じた人と人の関係性なのだ。こうして、物は単なる「商品」以上のナニモノカとなる。マルセル・モース(1872—1950年)

* モースの述べているような事は、私たちの日々の生活にもある。例えば、米不足が報道されると、店頭で販売される米の値段が高くなれば、米を作っている農家を再発見する。それまでは特には見向きもしなかったのに、・・・。仲買業者や小売店を経ずに、米を農家から直接購入しようとする。こうすると、小売価格より、大変安くなる。そうすると、申し込まれた農家は仲買業者に販売する価格よりも安い値で売ることになる。そんなに高価では、販売できないのだ。どうしても、配慮してしまうのだ。そしてさらに「おまけ」として他の野菜等を無料で手渡す

こととなる。そして、それを機会として、時期を置いて親類・知人・友人からは何物かがお礼として送られて来る。しかし、この返礼のことなどを、まったく関知しない都市生活者たちもいる。金銭を支払えば、それで当然のような振る舞いをする人たちもいる。こちらの配慮に対して、何の心づかいもない人たちがいる。農家としては、このような人たちとは二度とは付き合わない。配慮のないこのような人とは、関係を持ちたくない。このような情緒的な価値を理解しない人達とは、関わりたくないのだ。品物が欲しいのではない。何らかの気持ちを物にのせて届けて欲しいのだ。

愛情(犠牲)の関係性

高齢者対象の保険の勧誘の宣伝が盛んにされている。高齢になっても子供に頼ることが良くない事のように放映されている。葬式代金まで自分で用意することが良いとするコマーシャルが流されている。しかし、私は思う。高齢になれば子供たちに頼ればよいのだと。それなのに、人に頼るより、金銭に頼ることの方が良いとの意識が形成されている。生活のすべてを、金銭関係の中で生きているのが現代社会である。「自助」はもう難しい経済状態である。根無し草に「共助」はない。そうすると「公助」しかない。彼らは、大きな政府による管理社会を望んでいるようだ。

さて、繰り返すが、未来は、どう考えても、この互酬的贈与交換関係の活性化(交換に伴う不思議な力)と家族の再建で、今の社会から失われてきた「共助」を取り戻すしかなかろうと言うことなのだ。そして、この交換関係の基礎となるのは、個人ではない。家族となるであろう。

現状の資本主義社会で生きていると、頼りとするのは金銭となる。しかし、最後は「家族」となるであろう。これは、間違いのないことである。多くの人には、有り余る金銭はない。だから、家族としての機能がうまく働いていないと、未来はとても苦しい生活となる。絶望的な未来社会となろう。

この家族内の関係性は、「愛情(犠牲)の関係性」を表している。これは、ともに暮らし、一緒に食事をすることで生まれてくる関係性である。つまり、この愛情(犠牲)は、この関係性を別の言い方をすれば、家庭内の贈与交換・分配による親睦(犠牲)であり、そして「快(苦)」をもたらす機能でもある。つまり、家族が愛情(束縛)を分け合い、生産と分配と共食の単位となるということである。ここに、「家族」が成立している。

*** 交換関係の種類については、「10. 私たちは、もう別の社会に突入している!」参照**

5 思考の枠組みの更新を!—柔軟性のある家族関係

〈家族関係を自ら創り上げていく事の大切さ—結婚(束縛)を嫌う女たち〉

あるアンケート調査では、20歳代の男女の約3割が「結婚したくない、必要性を感じない」という結果だったと言う。このようなことが改まるには、結婚しないと生活に困難をきたすという事態にならないと、つまり生活苦にならないと、・・・社会経済の衰退という悲しい事態へと強いられないと、・・・、かもしれない。このような意識を変えていくには、悲惨な近未来を経なくてはならないかもしれないが、・・・。

高度経済成長期の1960年は1・3%、1990年は5・6%、2000年は12・6%と、独身男性は圧倒的な少数派で、中年の未婚者はめずらしい存在だった。それが、現在の独身だらけ、単身世帯だらけということは、歴史的に前例のないことである。

さらに問題は、対人関係を作り出すことに、特に女との関係性をもつことに恐れをなしているような男たちが増えていることである。40歳になっても独身の男たちは言う。「今の女は結婚をしたがらないのだ」と。交際・結婚を求めても、何度か拒否された経験をした男たちは、女と言う壁をあまりにも高く感じてしまっている。女に対して、もう萎縮してしまっている。彼等は女たちから選ばれないのだ。ただ、これは女たちの所為(せい)だけではない。このような男たちのコミュニケーション能力が立ち遅れているためでもあるが、・・・でも、理由はこれだけではない。

男の私から観て、特に最近の女たちの言動には大きな問題があると思われる。現代では、男女間の選択権は絶対的に女にある。この高みから世の男たちを眺めている女たちがいる。また、セクハラという言葉が独り歩きしている現実がある。今の日本社会の男女関係は、おかしいと思う。何かをすると、話すと、すぐセクハラだと言われることがある。この言葉を、自分に都合よく使用している女たちがいる。これでは、男女間の話はなかなか成立しがたいことになる。

例えば、性的な会話を男女間ですることは、ある意味で楽しいものなのだ。これを、セクハラとして全否定しては、どうにもならない。会話を楽しむという対応が必要なのだ。そして、どうしてもこのような言動を嫌うのであれば、そのことをきちんと説明すべきであろう。一人ではこのことを主張できないのであれば、他の人の助けを借りて、・・・このような具体的な言動を通して他の人との関係性は成立していくのだから、このことを避けてはならない。大切なことは、人と人との関係性を自らの力で具体的に改善していく努力であろう。このような努力を省いて、一つの言葉で関係性を否定してはならない、と私は言いたい。

肌を露出した服装で外出して男の視線を誘いながら、何らかの関係が生じた時、それをセクハラとして、後日にその男を批判するとは、・・・。人と人との関係性をもてば、当然のこととして問題は発生し、束縛観は強くなる。これは当たり前のことなのに、・・・この中で苦闘しなくてはならない。

悲しいかな、例えば、子を産み育てるという時間と労力を要することより、今の気ままな自由を謳歌したいために、結婚という家族関係を嫌っているようにさえ見えることがある。自分の理想的な男など、何所にもいないのに。

さて、ここで述べたのは、一般的な話であるが、いろんな女がいるが、・・・でも、やはり、問題がある。現在のような意識状態は、長くは続かないであろう。今述べたような男女関係については、必ず反動があるであろう。物事は極端まで言って、大きく跳ね返ってくる。

私たちは自分の意思で生まれてきたのではない。また、自分の意思で男として、女として生まれてきたのでもない。でも、この定められて運命を引き受けるところから、「自由」は発生する。「当為としての自由」が、・・・このことが、分っていない。

*「当為としての自由」とは、人はあることをなすべきであると自覚するがゆえに、それをなしうると判断し、自らのうちに自由を認識する。(カント『実践理性批判』)

* 例えば、親になることは、……。親になると言うことは、そうではなかった時には考えもしなかったようなことが次々と起こって来る。父になる、そして母になるとは、この未経験の出来事に対処していくと言うことなのだ。榎木野衣の妻は、子供ができて「人生にはとてつもなく大きな部屋が隠されていて、その扉がいきなり開いて、はるか奥の世界にまで通じているのを知った気がして驚いた」と話していたそうである。 榎木野衣『感性は感動しない』(世界思想社)より

家族関係には、当然のこととして、個々の家庭内では難しい厄介な問題を含んでいることが多い。でも、これを含みつつ生きていくしかないのだ。どこの家庭でも、いろいろと問題はあつたのだ。外から見て幸せそうな家族にも、何かしらの問題を抱えているものだ。だからと言って、家庭内の人間関係のイザコザから目をそらしてはならない。家族関係を自ら創り上げていくことを避けてはならないのだ。人は人間関係で苦しみ、そして成長する。このことを、忘れてはならない。だから、歴史的に創りだされてきた家族形態を全否定してはならない。そして、家族の復活と言えは戦前回帰と思ってしまう短絡的な思考から出なくてはならない。

嫁と姑の関係性を、悪の関係性のごとく述べてはならない。例えば、子育てをめぐって対立するからこそ、喧嘩をしてきたからこそ、姑の老後・「終活」の世話ができるのだ。このことを、忘れてはならない。このような関係を、避けてはならない。

<圧迫度は、生半可なものではない!!>

昔「男尊女卑」という言葉があつたが、今は「女尊男卑」とも言いえる現実がある。このような彼女たちには、ここで述べているような未来社会を考えもしないであろう。社会的には今も男性優位であるが、男女関係では、もうすっかり逆転しているのが現代社会である。分かりやすく述べれば、昔は、男が女を選んでいて、女は選ばれる立場とされてきた。それが今は、女が男を選び、男は女に選ばれる立場となっている。この女たちによる圧迫度は、生半可なものではない。平等な立場にない。

* 例えば、田舎で農業や小売り・飲食業等をしている男との結婚を嫌う女たちが多い。要は、肉体労働や忙しい仕事をしたくないようだ。なんということであろうか。困つたことである。

さて、はっきりしていることは、今の経済システムの中で生きてると、家族を作らない人たちには悲惨な未来が待っているということだ。これは、間違いのないことである。未婚・非婚・晩婚化、そして離婚の果てに待っているものは、……。

* 詳しくは、<核家族化の果て、一人世帯の問題、悲惨な未来が待っている>参照。

* 2023 年の合計特殊出生率は、東京都では 1.0 より低くなつたしまった。そして、第一子出産年齢は 31 歳にまでになつてしまった。これには、晩婚化が関係している。出生率が 2.0 より低いと、兄弟、姉妹というものを、一緒に遊び、一緒に食べて、そして喧嘩するということができないまま成長することになる。ここには、大きな問題がある。「一人っ子」というだけで、一つの病気であるといった心理学者がいる。小さい時から一緒に過ごした濃厚な人間関係の中で、「兄弟は、他人の始まり」ということを体験することは大切だと思つたが、……。



<柔軟性のある家族関係—家父長制的家族とは言い切れない!!>

日本社会では家父長制的家族形態が今も、特に田舎では、……。なんて言うことを語る人たちがいる。言葉に振り回されて、実態が観えていないインテリ風の人達がいる。しかし、そうではないと、私は言いたい。

日本において厳格な家父長制が法的に確立したのは 1898 年(明治 31 年)の民法においてである。明治民法では、武士社会の家族理念(水戸朱子学)をもとにした家制度が定められていた。家は「家名・家産・家業を基盤として、これらが幾世代にも継承されることを目的とする集団」とされた。さらに明治民法では、家父長制の理念を国家に援用し、家父長としての君主が支配権を専有することによって民衆を支配し、民衆は無条件に服従するという政治的支配体制とすることを目指していた。

* 明治維新は、武士たちが行動して成立した政治・社会変革である。他の身分の人たちの多くは、傍観していたという歴史的事実を、忘れてはならない。

<柔軟性のある、血統にとられない家族関係>

しかし、この民法に書かれているような家父長制的な家庭が日本国中に広がっていたとは言い難い。父親の特権・圧力がどこの家庭内でも通用していたと見なすのは、早合点である。歴史的文献の残っていない多くの家庭、例えば小農民や小商人等では、そして都会の多くの中・下層社会で、家父長制的家族関係がなされていたとは言えない現実がある。この問題については、階級的・階層的視線が必要である。

社会の表層としての法的関係性は歴史の中で大きく変化したが、その実、これらの階層の家族の在り方は、昔からの在り方と、あまり変わっていないとも言えるのではなかろうか。これを、日本の家庭であったとも言えるかもしれない。家族形態は、法律がそのまま適応されたのではない。そんなに厳密には適用されてこなかったのだ。この、何と言うか、いい加減さが、私たちの日本社会の家族関係の歴史であった。つまりは、下記に記している階級・階層以外の家族は、家父長制家族とはっきりと分類できる家族形態ではなかった。

農家では、一家総出で働くのが当たり前であった。特に農繁期は、老人や子供まで、何かしらの仕事をしていて、性差による分業もはっきりしていなかった。これが家庭内での差別的なものに結びつくことはなかったのだ。小農経営においては、女の労働力は不可欠であり、夫婦は協力して農作業をしていた。生きるために、懸命に働いていたのだ。だから、家庭内における女(妻)の発言力は、強かった。

だから、厳格な家父長制など、機能していなかったのだ。武士身分の人たちを強く規制していた(水戸)朱子学道徳などは、このような階層の人たちには、日々の生活には深く関係していなかったのだ。このような階層の人たちは、日々の生活についての文章を残していない。だから、文献を読んで考える学者は、このことを理解するのが難しい。

<家父長制的家族関係の事例>

徳富蘆花の短編小説『不如帰(ほととぎす)』に露骨な嫁いじめが書かれている。これは、昔の武士階級出身者や資本家たち、軍隊の将校、そしてキャリア官僚たち、田舎の庄屋をしていたような旧家(地主)や大きな商店等の社会の支配的階層の立場の家庭を参考にしているとされてきた。これらの階級・階層では、朱子学的な家父長制的家族関係がなされていたと言えるであろう。

また、室生犀星(詩人・小説家 1889-1962 年)の『幼年時代』(1919 年大正 8 年)からも、当時の旧武士身分の人たちの考えが分かる。これは、幼い頃の犀星自身の体験が描かれた自伝的短編小説である。加賀藩の下級武士の家系の出であった父は妻の死後、働きに来ていた女中を妾とした。正式の妻にはしなかった。この女中=妾の子として、彼は生まれる。身分違いの子として、実の父と母は子供を自分で育てなかった。二人の間に生まれた赤ん坊は、無名のまま、赤井ハツという女に手渡された。養母は寺の住職・室生真乗の内縁の妻であった。この子供はハツの私生児として、照道と名づけられて届け出された。後に、この寺の養子となる。この生い立ちは、犀星の精神に暗い影をおとした。なんとも言い難いさみしさを抱いて成長した。彼は愛情薄い成育環境で育った。実父が死ぬと、女中であり妾であった実母はその家から放り出され行方不明となる。生家は、父の弟が戸主となる。そして、彼は生家から完全に縁を切られることになる。ここに、武士階層出身者たちの人間観が書かれている。彼らは、犀星やその実母を、身分違いの別世界の人と見なしていた。

- * 「不如帰」という題名の由来・・・古代中国に望帝と言う皇帝がおり不品行のため退位させられた。復位を望んだが叶えられず失意の内に亡くなり、「ホトギス」と化して「不如帰去」(帰ることが出来ない)と「血を吐くまで」鳴き続けたと言う故事に由来する。「不如帰」は「去」を略したとされています。
- * 室生犀星にとって、「ふるさと」は懐かしい優しい場所、自分を受け入れてもらえるところではなかった。ここに書かれていることは、実話そのものでないが・・・。

追伸



江戸時代や明治以来の戦前のころの一般の人たちの在り方について思考する時は、注意しなくてはならないことがある。近代西欧の思想で、戦後の民法の立場から、バツサリと切っ捨ててはならない。当時の人たちの生きざまを、封建的として一方的に批判してはならない。

この時代は、社会経済が発展しない停滞の社会(低成長社会)であった。このような時代は、女一人で生きていくには難しい世であった。この当時、ほとんどの女たちは結婚をした。夫と死別したり離婚しても、多くは別の男と再婚している。独身者は、少なかった。このような家族は、協力して働き、助け合って生きていた。女たちは、妻として、そして母として、・・・。女たちの家庭内の発言権は強かった。しかし、結婚しなかった、できなかった女もいた。このような女たちは、武家や商店に奉公に出たり、小商いをした。また、妾や娼婦になっていた。このようなことは、男でも同じこと。跡継ぎではない次男以下は、他家へ婿殿として行くか、奉公人となるか、小商人としての「棒手振り」(ぼてふり、ざる、木桶、木箱、カゴを前後に取り付けた天秤棒を振り担いで商品またはサービスを売り歩く)をしていた。このような男たちもほとんどは結婚していた。当時の停滞社会では、こうなるしかなかった。

身分的に上位の者や金持ち以外の多くの人々は、懸命に働いていた。このことを、忘れてはならない。このような人たちの家族関係は、支配的階級・階層の人たちとは異なっていたのだ。彼らは、その場、その時に合わせて、極めて柔軟な家族関係を作り出していたのだ。

このような社会関係、家族関係が急激に変化したのは、戦後の経済高度成長以後である。一般大衆の家族関係を家父長制的であったと言いたいのであれば、これを解体させた経済成長の意義をたくさん認めなくてはならないことになる。そして、現代の日本社会の家族関係にまだ家父長制的要素が残っていると指摘するのであれば、これを変容させていくには、さ

らに経済発展をしなくてはならないことになる。だから、このような人たちは、「縮小社会」なんていうことを唱えてはならないことになる。

〈「世界システム論」の視線(中核-半周辺-周辺)で観る〉

このような一般の多くの人たちの家族関係を、ウォーラーステインの言う「世界システム論」の視線(中核-半周辺-周辺)で観るとよく理解できる。日本は、文明の中心地(中華帝国)からすると辺境とも言いえる地(周辺の地)であった。だから封建制度が成立した。封建制度は、文明の中心地から遠く離れた地に成立する政治体制である。

このような日本のような周辺地では、文明の中心地からいろんなものを熱心に受け入れるが、その実、何もかもそのままは受け入らない。そして、それらを社会の片隅に保存している。受け入れられた思想・制度は、日本社会を大きく改変することはなかった。これらのことは、当時の文明の地であった中国の傍(中核-半周辺)の朝鮮の歴史と対比すれば、納得するであろう。朝鮮は、中国に大きく影響された歴史がある。朱子学思想で社会全体が覆われた。精神構造が、すっかり入れ替わっている。

* 中国の思想＝儒教ではない。いろいろあるのだ。また、儒学＝朱子学ではない。日本での儒学は、多様であったが、徳川幕府と明治政府は、(水戸)朱子学を国家統治の手段とした。さらに述べれば、孔子の思想を封建的と言い切ってはならない。江戸幕府の官学であった「朱子学」が封建的と言うべきである。重んじている部分が違う。儒学は家族を中心とした父母兄弟、さらには友人君子を大切にするとともに重きを置くのに対し、朱子学では上下関係を大切にすることに重きを置いている。

でも、日本では、そうではない。この朝鮮と日本との違いは、日本の仏教の各宗派の在り方(宗教観)を観れば理解できる。いろんな宗派が伝来したが、一応受け入れるが、それはそんなに広がらない。社会の片隅に、いろんなところにポツンと残っている。社会全体に広まることはなかった。日本の精神構造を入れ替えると言う働きはしていない。これは、この地は外国に占領されなかったことが、強い軍事的な圧力(脅威)を感じていなかったがためである。

多くの人たちの宗教意識は、今も神仏混交である。明治政府が神仏混交の宮寺(寺の中に鳥居があり、神社の中に金堂や五重塔がある)や権現社(寺)から仏教を追放(廃仏毀釈)し神教を保護しても、私たちの宗教意識は大きくは変わっていない。さらに述べれば、これらの宗教は、拝んでいる人たちにとって「先祖教」であることだ。ご先祖様を祭ることで現世利益を求めているものである。信仰(祭り)と利益の贈与交換を求めているものだ。これは現世利益のための呪術(アニミズム、生物・無機物を問わないすべてのものの中に霊が宿っているという考え方)である。

密教(真言宗と天台宗)では仏陀や大日如来を口にしながら、護摩焚きをして、・・・、していることはヒンズー教的であり、現世利益のアニミズム的である。だから密教は神教と相性が良く混じり合うことになった。だから、日本社会には、今も神仏混交の薄い薄い宗教意識(現実利益を求めて)が漂っている。科学技術の進歩によって呪術や俗説を批判的に述べる意見が多くなっても、呪術的行為は消滅していない。店に招き猫が置かれ、自動車に神社仏閣などの御守(おまもり)りがある。結婚式等に「吉日」を選んだりしている。これらを「迷信」とよぶが、・・・。薄いアニミズム信仰が続いている。

- * 権現社(寺)・・・権現は、旧来の神々を仏教の仏や菩薩が仮の姿で現れたものとする思想による神号である。権は「仮の」という意味で、仏が「仮に」神の形を取って「現れた」ことを示す。明治の神仏分離政策の時、四国香川の金毘羅大権現は仏教(寺、僧侶)を追い出して「琴平宮」になり今に至っている。今の本殿は、明治期に建てられたものである。江戸時代は、仏式の建物があった。しかし、金毘羅大権現の奥の院と言われてきた阿波池田の箸蔵権現もこの時神仏分離したが、国家神道が廃止された戦後、寺が勢力を取り戻して権現社(寺、真言宗、本尊は金毘羅大権現)に戻っている。そして明治以来の国家神道によって作られた諸施設は、ほとんどなくなっている。
- * キリスト教や仏教には教祖の教えを体系化した「教義」があるが、神道には定まった教義がない。この意味では、神教は宗教とは言い難い。現世利益のための呪術(アニミズム)そのものである。このために密教思想が取り入れられて、権現社(真言宗 or 天台宗)の宮寺(神宮寺)が各地にあった。
- * このような宗教性なので、宮寺(神仏混交の神社や寺院)や権現社(寺)、密教寺院のすぐ近くに遊郭が作られてきた歴史がある。聖なる宗教施設と参拝後の男たちが女と遊ぶ遊郭等が併存し、男たちは参拝後に「精進落し」として遊女たちを抱いた。これらの宗教が現世利益のアニミズムであることの現れである。例えば、金毘羅大権現、そして弘法大師の誕生地?善通寺の傍には、大きな遊郭があった。伊勢神宮の外宮と内宮を結ぶ街道にある「古市遊郭」は、参拝を終えた男たちが毎夜遊女を抱いて盛り上がっていた。江戸時代に盛んにおこなわれた宮寺や権現社参りは、伊勢参りは買春旅行でもあった。

仏教は、最初は、国家統治のために朝廷が進んで受け入れた宗教であった。そして平安時代、貴族たちの現世利益のための仏教(密教、真言宗と天台宗)として広まった。そして、仏教の教説が魂の救済を、人はどのように生きるべきかについて多くの人たちに語るようになるのは鎌倉期以後である。しかし、鎌倉新仏教の創始者たちは魂の救済のために「人はどのように生きるべきか」を語ったが、その信者たちは「先祖教」的であることが多い。

キリスト教やイスラム教が根付いている地では、このような「先祖崇拜」の儀礼はない。このような宗教徒たちは、個人の行為に、誰も見ていなくてもいつも神の視線を感じている。神が個人を串刺ししている。これに対して、日本では、浄土に行くのも団体旅行のようである。だから、明治政府の仏教排撃の政策に積極的に抗議し立ち向かうことはなかった。

- * これは、大澤真幸の言う「第三者の審級」という言葉の意味を知ると理解できる。これは具体的には、監視者や神の事、そして間主観的な共同幻想のことである。このことは経験的なものとして認知するのではなくして、規範性を帯びた、命令や道徳的な評価という合意のある視線が、抽象化された第三者からの審級として人々に感じ取れるという事態の事である。実際の監視の視線がなくても、確実にそれは作用している。これは、経験的現実のこの世のどこかにあるわけではない。でも、世界の全体に偏在している。何所に居ても、この視線からは逃れられない。つまりこれは、個人の内面の中に吸収されているということになる。だから個々人の内面では、この超越的な水準(従属)と、現実の生活(主体性)の水準という二重性(自己内対話)があることになる。このように、主体性とは、このような従属を媒介(二重性)として生み出されるものなのだ。もしこの従属が不徹底であれば、柔軟性のある中途半端なものであれば、「主体性」がはっきりと出現することはない、といえる。「第三者の審級」が弱いのが、日本社会である。だから、昔から、リースマンの説く「他人指向型」の人たちが多いのだ。
- * この「先祖教」の要素が高くないのは、浄土真宗である。この宗派では、いつも信仰の意味を問い返されている。開祖の親鸞と蓮如等の言葉が、思想が今も語られている。門徒集団の中で、「第三者の

審級」としての規範が作動している。絶対他力の阿弥陀信仰で、信者はいつも阿弥陀仏に語りかけることができ得る。超越的な水準(従属)と、現実の生活(主体性)の水準という二重性(自己内対話)が成立している。

虚構の言説は、まだ崩壊していない!

さて、話を戻して、日本の多くの家族関係は中国からの朱子学思想によって大きく変容したものではなかったと言える。このことを肯定的言葉で述べれば、柔軟性のあるものと言える。悪く述べれば、いろんなものが、他の地と比べて中途半端な関係性が成立している。これが、多くの一般の人たちの家族関係の特徴である。

さらに、このような社会階層の家族形態は、血統にきつくとらわれなかったと、こう、言った方がよい。昔から、小商家や小農家では、血統的には一度断絶した家族、「夫婦養子」の家庭はよくあったのだ。子供のいなかった親たちは、夫婦養子を迎え入れたり、あるいは他の家から来た嫁が、夫の死後、別の婿殿を迎えたりして、血縁が一度切れている家族もそれなりに存在していたのだ。このように、血縁関係に基づく厳格な家父長制的家族制度などは、機能していなかったのだ。その時その場で、極めて柔軟性のある家族関係をしていたのだ。

一般の民衆社会では、柔軟性のある家族関係がなされていたと述べてきたが、近松や西鶴が物語っているような事件が起きると、江戸時代は武家社会の論理で裁かれていた。そして明治以降では、旧民法で裁かれていた。だから、ここだけを見ていると、一般民衆の生活、そして家族関係を取り違えることになる。

今日の問題は、言葉に振り回されてきた人たちの思考の枠組みが更新されていないことにある。時代の状況にあった思考ができていない。

* **参考資料** エマニエル・トッドの家族類型・・・トッドは家族型を親子関係が権威主義的か自由主義的か(結婚した子が家にとどまる場合は権威主義的、自由に家を出て独立するなら自由主義的)、さらに兄弟(姉妹)の関係が平等か否か(長子相続であれば不平等、均等相続なら平等)によって分類する。つまり、①親子関係が自由主義的で兄弟関係では平等に無関心(絶対核家族)、②親子関係が自由主義的で兄弟関係が平等(平等主義核家族)、③親子関係が権威主義的で兄弟関係が不平等(直系家族)、④親子関係が権威主義的で兄弟関係が平等(共同体家族)の4つとなる。日本は③の型に、中国は④に分類されている。しかし、世界的権威の方のこの分類は、現状に即しているとは思えない。ズレている。確かに、日本の旧来の家族は③の類型が文献的には目立っていたであろうが、・・・。

(あおの とよかず)

「トランプ」という問題

—テリー・イーグルトン『アメリカ人はどうしてあんなのか』が問うもの—

中村共一

- 1 あえて「国民文化」を問う
- 2 狂騒曲「トランプ 2.0」の舞台
- 3 消費資本主義が「社会分裂」をもたらす
- 4 「分裂文化」を超える文化

1 あえて「国民文化」を問う

今回の論稿で取り上げるテリー・イーグルトン (Terry Eagleton) の著書『アメリカ人はどうしてあんなのか』(大橋洋一・吉岡範武訳、河出文庫、2017年)は、第一期トランプ政権の誕生以前に書かれたものです。原書名は、*Across the Pond: An Englishman's View of America* (W. W. Norton & Company, 2013)となっており、訳者の大橋洋一さんによれば、「the Pond」は“大西洋”をさし、またその大西洋を“Across”して、イーグルトンがイギリス人としての経験を踏まえながら、“America”の文化について語ったものと位置づけられています。一見すると、たんなる比較文化論かのように思えます。げんに、両翻訳者の最初の翻訳本では、『アメリカ的、イギリス的』というタイトルが掲げられていました¹。が、比較の通奏低音に気づくと、「比較文化論」を超えた「現代的なネーション論」ではないかと思えてきます。イーグルトンは、「マルクス主義の文芸批評家」らしく、社会的・歴史的な眼で「国民文化」を剔出し、しかもアメリカの「社会分裂」を超克するイーグルトン流の「市民の論理」を明らかにするのです。

とはいえ、「比較文化」の「妙味」に溢れる同書の理解は、一筋縄にはいきません。そこで、大橋洋一さんの力を借りて、ひとまず、イーグルトンの比較分析が醸し出す「トーン」を感じ取ってもらうことにします。

著者のスタイルは、鋭い批判、深い洞察のなかにもユーモアを通り越した英国的ナンセンスな笑いを織り交ぜることだが、それは本書においても如何なく発揮されている。また時には嘘だろうと思われることもさらりと言ってのけるポーカーフェイスぶり(デッドパンぶりというべきか)も秀逸だが、むろん、それだけではない。議論は、英米の英語の用法の違いに端を発して、肉体性、精神性、文化性をめぐる洞察を経て、いつしかアメリカ批判を超え、アメリカ文化の深層に横たわる苦境に至るのである。²

このように大橋さんの理解では、「いつしかアメリカ批判を超え、アメリカ文化の深層」に迫るものとなっています。せっかちな僕の関心は、その分析の「醍醐味」を楽しむというより、ストレートに、「アメリカ文化」に横たわるこの「苦境」分析に引きずられています。そこには、現代資本主義が生み出した「社会分裂」³をラディカルに問題化しようとするイーグルトンの鋭い眼があるからです。トランプ流の「強圧的な社会の分断」と対決しながら——もっとも、本書には、トランプの名前は2か所しかありませんが——、イーグルトンは、その「深層」で、「分裂社会」(階級・性・人種・民族の差別)を克服する方法を手繰り寄せていくのです。「文化の洗練」という市民文化のあり方を、その先に見いだしています。これは、「世界戦争」に入り込んでいる現在にあっては、社会ばかりでなく、諸社会によっ

て構成された世界の平和のあり方として提起されたものです。イーグルトンの批判的な「国民文化」論は、「国民文化」を超える文化の未来を語るものなのです。

2 狂騒曲「トランプ 2.0」の舞台

さて、1月20日の大統領再就任後、ドナルド・トランプは大統領令を乱発し、アメリカ第一主義（「トランプ 2.0」）の「ヴァージョン・アップ」⁴に突きすすんでいます。

アメリカ国内では、「移民の制限と国境管理の強化」、「DEI（多様性・公平性・包摂性）を推進する政府内の取り組みを廃止する」、「特定のジェンダーや人種を優遇する考え方を学校で教えることをやめ、代わりに愛国教育を推進する」、そしてまた「死刑の忠実な執行・中絶に関連する政府事業の廃止」「反ユダヤ主義対策の強化」など、「大統領令」が矢継ぎ早に発令されました。この論稿では、それら問題に立ち入ることはできませんが、全体としてみると、その根底には、解体しつつあるアメリカのネーション（「想像の共同体」）を国家が強権的に統合していく動きがあります。ネーションの解体が「社会分裂」をもたらすなかで、トランプ政権は、戦後アメリカの民主主義（「福祉国家」）を破壊しつつ、他方で「白人ナショナリズム」による「国民文化」の再統合を図っているように思えます。したがって、それは、トランプ共和党政権の支持基盤を「強化」するとはいえ、「社会分裂」を解決するどころか、かえって反民主主義的に「分断」を加速させていくことになります。

他面で、「トランプ 2.0」は、国際的な「世界の分断」にも通じています。ウクライナへの「軍事支援」がアメリカ優先の「ディール（取引）」の問題に変換され、たとえば「ウクライナの平和」が産業資源（「レアアース」等）をめぐるアメリカの利益と交換されようとしています。また、国際社会全体でも、アメリカの貿易収支（赤字）を改善することが優先され、海外に分散した巨大産業資本をアメリカ国内へ呼び込んでいくトランプ「高関税」政策が強行されています。世界はトランプの「専横」に左右され、その対応に振り回されています。実のところ、この「狂騒曲」の根幹には、アメリカの産業衰退があり、産業の自力更生が不可能となったアメリカの苦悶があります。トランプ政権は、この苦悶を他国に転嫁し、大国の強力をカサにして、外国資本の「流入」を強引に推しすすめているのです。

しかし、国際的な利害は、もともと自国利害をベースに、一国の優位は他国の劣位をもたらす競争関係にあり、国家間の対立のなかにあります。したがって、アメリカの「高関税」政策は、これに同調する国家（イスラエル、日本）がある一方で、アメリカと対抗する国家（中国、BRICs）を出現させ、まさに世界の「貿易戦争」を昂進させているのです。しかも、この「貿易戦争」は、アメリカ国家の帝国主義的な政策によって「世界市場の再分割」を強いることからすれば、まさにこの「世界の分断」は、「帝国主義戦争」に結びついていきます。

振り返ってみれば、戦後の世界体制は、アメリカのヘゲモニーで構築されていました⁵。IMF体制、国際連合、自由貿易、人権など、戦後の国際体制を形づける自由主義的な国際秩序は、もともとアメリカ中心に構築されてきたものです。その経済基盤には、アメリカ大量生産方式にもとづいた産業競争力の圧倒的優位がありました。したがって、自由主義的な国際秩序は、アメリカにとっては好都合な世界体制であり、「パックス・アメリカーナ」（アメリカの平和）を担保したものだっただけです。

しかし、1970年代以降、その国際体制は崩れてきました。戦後世界の不均等発展のなかで、日本やドイツの産業技術の発展が、アメリカの産業競争力を追い越し、ぎゃくにアメリカに「産業の衰退」をもたらしたのです。1971年のドルの金兌換性停止は、IMF体制の崩壊を意味し、アメリカ・ヘゲモニーの弱体化を告げる「シグナル」だったのです。そしてまた、1980年代以降から今日まで、アメリカは貿易赤字を拡大しつづけ、1990年代以降には

経常収支においても赤字から脱却できなくなっています。「グローバリゼーション」も、情報・金融産業の優位性や、海外でのサプライチェーンの構築をもたらしたものの、アメリカ産業の衰退を脱する手立てにはなりません。結局は、世界最大の「マーケット」（購買力）と、世界最強の「軍事力」が、唯一、アメリカ・ヘゲモニーを支える「不安定な土台」としてあるにすぎません。しかし、それが「国家の狂気」と結びついたときは、帝国主義戦争への危険な「主役」となっていくのです。

トランプ政権は、「個人的な狂気」もさることながら、世界資本主義の行き詰まりを背にした「国家の狂気」を体現しています。それゆえに、世界各国は、不安定で暴力的な国際秩序の破壊に「狼狽」し、自衛（防衛力強化）に急かされてしまうのです。世界戦争は、ロシアとウクライナの「戦争終結」では止まりません。まだ始まったばかりだというべきでしょう。すでに国民国家は、平和への解決能力をうしない、ますます世界戦争に引きずり込まれています。国際関係は絶望的な暴力に直面していますが、世界市民は、平和をあきらめるわけにはいきません。簡単ではなく、また時間がかかるとはいえ、市民は、第二次世界大戦後の欺瞞的な「国際平和」とは異なり、戦争を根本的に克服していく「永遠平和」を求めるしかないのです。いかなる方法を見いだすべきなのか？

3 消費資本主義が「社会分裂」をもたらす

ところで、イーグルトンの本書『アメリカ人はどうしてあんなのか』は、政治的に「社会分裂」を論じるものではありません。『文化とは何か』（2000年）⁶、『文化と神の死』（2014年）⁷と並んで「文化」を扱うものですが、彼の文化論はすぐれて文明論的なものであり、ラディカルな文化の未来を探求するものです。ですので、自然・社会・文化を歴史的方法において捉えていくところに特徴があります。なかんずく資本主義社会の文化を対象として論じ、その歴史的な文化を超えていく展望を掴もうとしています。そして本書は、アメリカという「ひとつの文明」を取り上げ、その発展が「ある種の精神的衰退」（ネーション[想像の共同体]の瓦解）を引き起こし、「社会分裂」（分裂国家）をもたらした点を問題化していくのです。文明がもたらすこの「精神的衰退」について、「日本の読者へ」という前書きの中で、次のように述べられています。

ひとつの文明が長期間にわたって物質的諸目標の達成にむけて専念すると必ずある種の精神的衰退を経験するという事実である。トランプの浅薄さと生半可な教養、彼にみられる深みや繊細さの純然たる欠如は、合衆国における広範囲におよぶ病理の徴候である。たとえその病理が、その国の指導者のなかにひどく誇張され戯画化されて出現しているとしても。ましてや、この疾患は合衆国だけにかぎられるのではない。たとえ、いつものことながら世界の他の地域にあてはまるのが合衆国ではスケールアップしがちだとしても。日本もまたその底流にある精神的遺産を市場勢力によって切り崩されてきた。まさにこうした精神的真空のなかに、狂信主義や右翼ポピュリズム勢力がやすやすと入り込んだのだ——この現象を、私たちは合衆国や中東のみならず、ヨーロッパの中心部においても観察しつつある。⁸

トランプ現象という事実は、個人的なものではなく、「合衆国における広範囲におよぶ病理の徴候」を意味するだけでなく、現代の資本主義諸国における今日的な特徴ともイーグルトンは受け止めています。この点、本書の出版以降、二度のトランプ政権誕生をみた今日では、現実的な世界戦争に至る「文明の病理」となっています。イーグルトンは、さらにこの「病理」を「市場勢力」（消費資本主義の出現）を踏まえながら、「分裂国家」（社会分裂）

としてとらえています。その「分裂」とはいかなるものか。追っていきたいと思います。

合衆国のもっとも際立ったパラドクスのひとつとは、禁欲的で勤勉な男女からなる国家が、リベラルな価値観と蔓延する快樂主義からなる文化を産み落としたことである。沼地の干拓や森林の伐採のはてに、世界でもっとも大きな文明のひとつが姿を現すこととなった。……あるいは、その点に関して少し違った言い方をすれば、世界の他の場所でもそうだったように、産業資本主義が、結局消費資本主義にその場所を明け渡したのである。しかしアメリカ以外の場所では、両者の対照はそれほど派手に際立ってはいない。

娯楽は巨大なビジネスである。冒険は起業へと転換される。快樂という瀆神的な領域は、それをビジネスという無味乾燥な領域に吸収することで、神聖なものとすることができる。……正気を失って感覚的快樂に身をゆだねてはいけませんが、それが、そうした行為の彼方にある、抽象的で合理的な目標、つまり資本の拡大に奉仕するのならば、大いに楽しんで、なんら問題はないのである。⁹

このようにイーグルトンは、「禁欲的で勤勉な男女からなる国家（合衆国…中村）が、リベラルな価値観と蔓延する快樂主義からなる文化を産み落とした」ことは、「産業資本主義が、結局消費資本主義にその場所を明け渡した」ことだと説明しています。今日では、「快樂という瀆神的な領域」は、たとえギャンブルであっても、「ビジネスという無味乾燥な領域に吸収することで、神聖なものとする」のです。それが「資本の拡大に奉仕する」のならば、「何ら問題はない」となる。むしろ、地域や社会の経済発展に寄与するとして歓迎されてしまう。

しかしながら問題は、合衆国において消費的価値は生産的価値を凌駕したわけではないということだ。ひとつには消費産業そのものが生産される必要がある。いまひとつには、ピューリタンの価値観はあまりにも強固なので、なんの抵抗もなくストリップ小屋に屈したりはしないからである。それは、リベラルな消費的価値と横並びで繁栄し続け、そのため合衆国は、あのよう慢性的な分裂文化になっているのだ。この国の市民が寝室や重役会議室で期待されているふるまい方は、ディスコやショッピングモールで期待されているふるまい方とは、まったく異なっている。規制は市場ではタブーだが家庭や学校、そして公共空間においては義務である。これは合衆国にだけあてはまる事実ではないが、合衆国において、もっとも明瞭なたちで表れている。現代の資本主義社会は市民に対し、礼拝堂にいるかカジノにいるかに応じて、矛盾した要求をつきつけてくる。社会は自己矛盾的な主体を要求するのである。¹⁰

消費資本主義とはいえ、「消費的価値は生産的価値を凌駕した」わけではない。イーグルトンが言うように「ピューリタンの価値観」は「消費的価値と横並びで繁栄し続け」ており、そうであるがゆえに「慢性的な分裂文化」になっています。市場の自由と公共領域の統制は、確かに「自己矛盾的な主体」を要求し、主体を「分裂」させているのです。しかし、この「主体」は、原理的に敷衍すれば、資本主義のもとでの消費と生産の対立を表すものであり、産業資本主義にあっても同様の対立があります。にもかかわらず、現代の消費資本主義では、その対立は主体間の「争い」に転化し、「分裂」している。この点、イーグルトンの説明は、必ずしも明快とは言えませんが、「消費産業そのものが生産される」という点から理論化されているようです。消費資本主義における「消費」は、消費が同時に生産であるような消費——ディスコやギャンブルにみるような——を意味します。こうした消費の拡大は、確かに、

工業を中心とした産業を不用にさせるがゆえに、生産と消費のあいだに利害対立が発生してきます。イーグルトンは、こうした理解に立って、「自己矛盾的な主体」における「争い」を語っているのです。

ヘンリー・ジェイムズにおける快樂的なものと義務的なものとの、自由主義的寛容さと権威主義との争いが、一世紀前と同様に、今日においても関連性をもつのだった。たんに、それが今日ではもはや、アメリカとヨーロッパの衝突というかたちをとらないというだけのことだ。この葛藤は、その時代におけるよりも、もっと身近に実感できるところにある。新しい国民は、アメリカのなかに生まれて、それは古い国民よりも因習に縛られることがない。しかし古い国民も、それと並んで存続している。生産とピューリタンの価値からなる、中心的で抑圧的で自己規律的自我が、脱中心化され解放された消費者的な自己と相争っている。二つの文化は時として妥協するための交渉をするが、両者間に恒久的な平和の可能性はまったくない。¹¹

イーグルトンは、先にみた資本主義の変貌から、消費と生産の対立が「社会分裂」と結びついていると説明していました。したがって、この分裂の解決は、資本主義克服の問題を無視してはありえないことになります。とはいえ、イーグルトンは、アメリカ国内の「社会分裂」を、国際的な問題ではなく、もっぱら国内問題において論じています。したがって、「社会分裂」における争いは、アメリカの問題として捉えられ、「古い国民」と「新しい国民」との争いとして掴まれていくのです。すなわち「生産とピューリタンの価値からなる、中心的で抑圧的で自己規律的自我が、脱中心化され解放された消費者的な自己と相争っている」と。この「二つの文化」は、資本主義に根差したもののだけに、結局のところ、「恒久的な平和の可能性はまったくない」のです。

さらに言えば、消費資本主義の「消費」は、グローバリゼーションの時代にあっては、他国の産業資本が生み出す商品（輸入品）ともかかわってきます。「脱中心化され解放された消費者的な自己」とは、そうした外国資本に依存した商品——それは国内産業を不在にするもの——に立脚した「文化」でもあるのです。それゆえに「社会分裂」は、アメリカ国内ばかりでなく、「国際分裂」とも結びついています。まさに民主党のバイデン政権、そして共和党の「トランプ 2.0」は、ともに、「国際分裂」を受け、アメリカ国内の「社会分裂」を解決しようとし、また国内の「社会分裂」によって帝国主義的な「国際分裂」を深めているともいえます。「トランプ 2.0」は、前節でも見たように、限りなく無節操で強圧的であり、国家対立を昂進させ、「世界戦争」へのリスクを与えつづけています。

4 「分裂文化」を超える文化

イーグルトンは、現代の資本主義において、「社会分裂」を解決しえるとは考えていません。むしろ、その解決力さえ衰退させると捉えています。

どうやら、勤勉と自己規律というアメリカ的な価値観が栄えれば栄えるほど、ヨーロッパ的な優雅さも花開くことになるということだ。しかし逆もまた真なり。人びとが、情け容赦なく富の蓄積に走れば走るほど、文化的な価値は窮地に立たされるだろう。富を蓄積するプロセスが、そこから実るかもしれない洗練された生活を蝕むのだ。¹²

こうした認識にあっても、あえて「国民文化」を問題化していこうとするのは、この「文化」にこそ人間の未来への「力」——「洗練された生活」文化——が孕んでいるとみるから

です。

イーグルトンの文明論は、自然をベースに社会を位置づけ、またその社会の歴史を構造的な発展のうちに捉えていこうとするものです¹³。資本主義社会の発展は、資本・ネーション・国家という構造において把握され、「資本」（富を蓄積するプロセス）の過剰（情け容赦ない富の蓄積）が国家やネーションを荒廃させ、衰退させると捉えられていきます。そして、資本主義社会がもたらす「悲劇」¹⁴（性差別、貧困、戦争、環境破壊）において、パラドキシカルに、文化が生みだされ、人間の未来を切り開いていくとイーグルトンは考えるのです。しかし、ネーションとしての「国民文化」は、もともと資本主義を支える構成部分でしかありえません。そしてまた、今日に至っては、「社会分断」の「文化的暴力」となっています。では、この国民文化から、いかにして平和的な未来への文化を甦らすのか？

イーグルトンは本書の末尾で、「アメリカ人は、救われるために何をすべきか」と問い、アメリカ人に向け、「ささやかな提案」を示しています。だが、その提案内容は、「ささやか」というより、痛烈なものです。

物事をありのままにみることを始めるべきである。彼らはネガティブな思考を試してみるべきである。彼らはティーポットの使い方を発見すべきである。……………彼らは、真の力は弱さや失敗と折りあいをつけることから生まれてくるものだというのを学ぶべきである。彼らは、みずからの身体ともっと友好的な関係を築くべきである。¹⁵

こんな調子で、アメリカ人が為すべきことを明け透けに羅列したうえで、さらに「分裂文化」を超える文化が、かかる「国民文化」に対するアメリカ人の態度から生まれることを示唆し、「本書」を閉じていきます。解決は、結局のところ、読者（市民）の主体的な行為に委ねられるしかないのです。

とりわけ、彼らは、救済についてあのように騒ぎ立てることをやめるべきである。彼らは、道徳性、理想主義、生真面目さ、高潔さを減らすように努めるべきである。あのような高揚、鼓舞、癒し、権限付与、夢想、啓発、そして野望のすべてから、しばし身を引いてみるべきである。そうすれば、彼らはもっと称賛すべき国民となるかもしれない。多くの点において——その友好性、実直さ、開放性、発明の才、礼儀正しさ、市民としての誇り、リラックスした態度、精神の寛大さ、そして平等を重んずるマナーなどにおいて——彼らはすでに申しぶんなくりっぱなのである。しかしアメリカ人はつねに改善の余地があるということを真っ先に認める国民である。それは尊敬すべきピューリタンの原理である。

この親切で、暴力的で、また偏狭で、寛大な精神に富む国家についての朗報とは、もし将来、この惑星で核戦争が起こったとしても、アメリカ人は、真っ先に、身を隠していたクレーターの端から這い出してきた、体の塵をはらい、そして新世界建設へと向けて前進するだろうということである。凶報とは、核戦争を始めたのは、おそらく彼ら以外にいないということである。¹⁶

このようにイーグルトンは、国民文化の中に「汚染された文化」と「洗練された文化」との二面をとらえ、「汚染」の中から「洗練化」（普遍化）を引き出そうとするのです。そしてこの「洗練化」は、理性的には、自らの文化を他者の眼を介しながら「客観化」し、自己否定的に「文化を理解する」ことにより可能でしょう。しかし、それは認識上の論理であっても、主体的な実践としての「洗練化」の論理を示すものではありません。イーグルトンも、その解決を全面的に展開するわけではありません。

むしろ、アメリカ人が、実践的な「洗練化」に背を向けるような、いくつかの困難な条件を指摘しています。最後にその点をみておくことにします。

一つは、日本人に対してもよく言われる地理的な条件です。

私たちが暮らす世界では、文化的差異が日々むしばまれているが、それでもいまなお、なんらかの仕草や言い回し、なんらかの癖や慣習の力によって、私たち自身が当然視している生活様式が、あまたある多様な生活様式のひとつにすぎないと突如思い知ることがある。合衆国は地理的にみると相対的に孤立しているがゆえに、また合衆国民の多くは海外旅行をしたり国際的観点からものを考えたりしないためか、自分たちの文化習慣を普遍的な真理ととりちがえる傾向がある。合衆国はみずからを外部の目でみるのがいつも苦手だ。¹⁷

もう一つは、日本人とは異なる経験的な条件です。

日本国民は、軍事的衝突の悲劇的結末がどのようなものになりうるかを近年の歴史から十分に学んできた。この意味から日本は政治的な経験を積んでいるのだが、対照的にアメリカ合衆国はある程度、政治的に未経験である。アメリカは、ワールド・トレード・センターへの攻撃という例外はあるにせよ、それを除けば、日本と異なり近年国土を広い範囲にわたって軍事的に蹂躪されたという経験をしていない。したがってこの事実ゆえにか、アメリカは他国に対する軍事的蹂躪をためらうことがないのである。¹⁸

確かに、この問題は重要な点です。日本の平和は、戦後憲法なくして語れないけれど、その憲法は第二次世界大戦が生んだものです。他方、アメリカには「軍事的に蹂躪されたという経験」がありません。アメリカが戦場にならない限り、アメリカの平和主義が生まれてこないとすれば、人間の世界はなんと残酷なことか。アメリカ文明が、平和にたどり着くには、いまだ、残酷な「未来経験」が予定されていることになります。カントの「自然の狡知」論やフロイトの「超自我」論が浮かんできますが、イーグルトンは、それを知ったうえで、この指摘を添えているのでしょう。

これらの条件ゆえに、「社会分裂」を克服していくのは本当に難しいことです。とはいえ、人間は、解決しうるものを課題とするほかありません。まずは、その克服の一步として、ネーションとしての「国民文化」をラディカルに客観化していく課題があります。イーグルトンもこの課題に立って、本書を出版したのでしょう。

アメリカ文化について理解をふかめれば、こうした問題を解決できるというわけではない。しかし他人や他国民の奇癖なり性癖なりを観察することはつねに有益だし、とりわけ観察の対象が世界情勢において重要な役割をはたす国民であれば、なおさらである。¹⁹

(注)

- 1 テリー・イーグルトン『アメリカ的、イギリス的』大橋洋一・吉岡範武訳、河出ブックス、2014年。
- 2 テリー・イーグルトン『アメリカ人はどうしてあんなのか』大橋洋一・吉岡範武訳、河出文庫、2017年、「訳者あとがき」280～281頁。
- 3 参照文献。堀内一史『分裂するアメリカ社会 ―その宗教と国民的統合をめぐる―』麗澤大学出版局、2005年。前嶋和弘「アメリカ社会における 社会的分断と連帯 ―メディアと政治的分極化」学術の動向、2017年10月。
- 4 第2節は、新聞ニュースを資料として分析したもの。

-
- 5 中村共一「ウクライナ戦争」とは何か？—善悪論のまえに—（下）」市民科学通信第 24 号、2022 年 5 月。参照。
 - 6 テリー・イーグルトン『文化とは何か』大橋洋一訳、松柏社、2006 年。
 - 7 テリー・イーグルトン『文化と神の死』大橋洋一訳、青土社、2021 年。
 - 8 テリー・イーグルトン『アメリカ人はどうしてああなのか』10～11 頁。
 - 9 同上、272～273 頁。
 - 10 同上、274 頁。
 - 11 同上、274～275 頁。
 - 12 同上、271 頁。
 - 13 中村共一「『文化戦争』と『文化の大転換』」市民科学通信第 47 号、2024 年 4 月。
 - 14 中村共一「希望なき時の希望 —テリー・イーグルトン『希望とは何か オプティズム抜きで語る』を読む—」市民科学通信第 39 号、2023 年 8 月。
 - 15 テリー・イーグルトン『アメリカ人はどうしてああなのか』275 頁。
 - 16 同上、276～277 頁。
 - 17 同上、11～12 頁。
 - 18 同上、12 頁。
 - 19 同上、19 頁。

(なかむら きょういち)